御嵩町新庁舎等整備事業に関する 第三者検証委員会調査報告書

令和6年3月31日

御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会 委員長 佐久間 良 直

目次					
第1	本	委員会について4			
1	調	査対象事案の概要及び本委員会設置に至る経緯4			
2	本	本委員会の趣旨・目的4			
3	本	本委員会の委員の地位・構成5			
4	本	本委員会の活動・規律5			
第2	調	調査の経過5			
1	調	調査の趣旨・目的5			
2	調	調査の期間5			
3	3 調査の方法				
	(1)	事実関係、意見の聴取6			
	(2)	提出を受けた資料6			
	(3)	その他委員が必要と認める事項7			
第3	認	定事実とその評価9			
1	新	庁舎候補地選定の事実経過9			
	(1)	現庁舎の耐震性問題9			
	(2)	現庁舎の整備方針の検討9			
	(3)	移転建替え方針の決定 9			
	(4)	基本構想の策定に向けての経過(候補地を21号バイパスエリアに決定) 10			
	(5)	基本構想の策定に向けての経過(21号バイパスエリアから最終候補地の決定)			
	(6)	基本構想の策定13			
2	121	庁舎併設施設決定の事実経過13			
	(1)	中保育所・中児童館			
	(2)	町民ホール			
3		庁舎建設基本構想策定以後の時系列18			
4		業費の推移 20			
	(1)	新築移転決定までの事業費の推移20			
	(2)	新築移転決定から基本計画策定までの事業費の推移21			
	(3)	基本計画策定以降基本設計策定までの事業費の推移22			
	(4)	基本設計策定以降の事業費の推移			
5		終候補地選定の経過等についての評価24			
	(1)	最終候補地選定の経過に対する評価24			
	(2)	中保育所・中児童館を併設することになった点についての評価28			

	(3)	町民ホールを併設することになった点についての評価	29
6	最	終候補地の安全性	31
	(1)	土砂災害ハザード	31
	(2)	水害ハザード	31
	(3)	ため池決壊ハザード	31
	(4)	地震災害ハザード	32
	(5)	亜炭鉱廃坑ハザード	32
	(6)	庁舎機能・まちづくり	32
7	新	庁舎等整備事業費の妥当性	33
	(1)	総事業費の増大とその説明について	33
	(2)	東畑建築事務所の選定の適否	33
	(3)	新庁舎等整備事業費の妥当性	35
第4	結		39

第1 本委員会について

1 調査対象事案の概要及び本委員会設置に至る経緯

御嵩町(以下「町」という。)においては、平成24年度に実施した現役場庁舎の耐震診断において、南海トラフ巨大地震の想定震度である「震度6弱」の地震が発生した場合、庁舎が倒壊または崩壊する危険性が高いことが判明し、施設の耐震化に向けた議論が展開することになった。

施設の耐震化に向けた議論を進めるうち、庁舎を新築移転するとの議論が優勢となり、平成29年12月に議会特別委員会が全会一致で選定した新たな候補地に庁舎機能を移転新築することを決定した。

町では、この決定を受けて、庁舎の新築に移転に向けて、地権者との用地 取得に向けた協議、関係法令の手続き、事業実施に向けた各種設計、関連工 事を議会の承認のもとで実施してきた。

令和3年9月に都市計画法に基づく開発許可申請、同年10月には農地法に基づく農地転用申請を関係機関に提出し、事業が進行しつつあるなか、同年12月に開催された議会の定例会において、新庁舎関連予算の採決に半数の議員が反対し、議長採決により可決するという事態が生じた。

以降、町の執行機関と、議会との関係性が膠着し、合意形成が困難な状況 に陥った。

一部町民からは、庁舎の新築移転に関する公金支出の差止め及び賠償請求にかかる住民監査請求、住民訴訟に提訴される事態になった。

このような事態に至り、町では、すべての新庁舎関連事業を一旦休止し、新築移転に向けた関係法令上の手続きを取下げたが、その後、具体的な方針を示せずにいた。

そこで、町では、今後の新庁舎等整備事業の方向性を決するために、これまで進めてきた新庁舎整備事業の手順や経緯について、原因を含む事実関係を公平中立な観点から調査、検証を行うこととし、第三者検証委員会を設置することとして、「御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会設置要綱」(以下「第三者検証委員会設置要綱」という。)を定め、同要綱に基づき、令和5年10月31日、弁護士、会計士、学識経験者らを構成員とする「庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会」を設置した。

2 本委員会の趣旨・目的

本委員会の設置の趣旨目的は、町がこれまで進めてきた新庁舎等整備事業の手順や経緯等について、原因を含む事実関係を公平中立的な立場から調査・検証することにある。(第三者検証委員会設置要綱第2条)

3 本委員会の委員の地位・構成

本委員会の構成は、次のとおりである。

委員 佐久間 良直

(岐阜県弁護士会弁護士、みのかも法律事務所)

委員 松本 千春

(公認会計士、松本公認会計士・税理士事務所)

委員 能島 暢呂

(工学博士、岐阜大学工学部教授)

補助員 臼井 俊治

(岐阜県弁護士会 弁護士、U. I総合法律事務所)

各委員は、町及び町長個人との間に何らの利害関係を有していない。さらに、各委員には、町の議員、職員に親族はおらず、その他調査の公正を害する事情はない。

4 本委員会の活動・規律

本委員会は、日本弁護士連合会の 2021 年 3 月 19 日付「地方公共団体に おける第三者調査委員会調査等指針」(以下「日弁連指針」という。) に準 拠して事務を行った。

第2 調査の経過

1 調査の趣旨・目的

本委員会による調査の趣旨・目的は、新庁舎等整備事業の手順や経緯について、原因を含む事実関係を公平中立な観点から調査、検証を行い、報告書を作成するにあたり必要とする一切の情報を得ることである。

2 調査の期間

本報告書は、令和5年10月31日から令和6年3月31日までの調査に基づくものである。

3 調査の方法

本委員会は、本件事案の関係者に対し、調査に必要と認める事柄に応じ、次に掲げる事項について適宜協力を求めた。

- ・事実関係、意見の聴取
- ・資料等の提出
- ・その他委員が必要と認める事項

(1) 事実関係、意見の聴取

新庁舎建築計画の経過等について当時の副町長、当時の議会事務局長、 新庁舎整備特別委員長に対して聴取した。

(2) 提出を受けた資料

本委員会は、町から以下の資料の提出を受けて、内容を精査し、検討を行った。

新庁舎等整備事業の経緯

現庁舎の耐震診断結果及び耐震改修計画資料

御嵩町庁舎整備検討委員会資料及び会議録(第1回~第5回)

御嵩町庁舎整備検討委員会答申書

平成28年6月定例会一般質問に対する町長答弁

平成28年9月定例会における町長閉会あいさつ

議会新庁舎整備特別委員会(中間)報告書

平成28年12月定例会会議録及び町長閉会あいさつ

御嵩町新庁舎建設検討委員会資料及び会議録 (第1回~第3

回)

御嵩町新庁舎建設検討委員会報告書

議会新庁舎整備特別委員会(第2次中間)報告書

平成29年12月定例会会議録及び町長閉会あいさつ

新庁舎建設基本構想、パブリックコメント

基本構想策定時に使用した当時の浸水ハザードマップ

現在の浸水ハザードマップ

議会新庁舎整備特別委員会 最終報告書

新庁舎建設基本計画

町広報誌(町財政状況及び概算事業費(約41億円)の公表)

新广舎建設基本設計

町広報誌 (概算事業費43.5億円の公表)

新庁舎建設特別委員会資料 (概算事業費約63億円の説明)

議会における「財政に関する勉強会」議事録及び資料

議会新庁舎建設特別委員会資料(予算総額72億円の説明)

記者発表資料(予算総額72億円の発表)

行政懇談会資料(予算総額72億円及び財源について)

冊子「白紙撤回しかない!」

新庁舎等整備事業に係る町民説明会資料

事前質問と回答、当日質問と回答

住民監査請求

住民監査請求に係る監査結果通知(棄却)

住民訴訟の資料

議会新庁舎等建設特別委員会 最終報告書

議会新庁舎整備特別委員会 会議録及び資料(全18回)

議会新庁舎等建設特別委員会 会議録及び資料(全12回)

議会全員協議会 会議録及び資料(全6回)

議会だより(新庁舎関連の抜粋)

行政懇談会資料(全6回)

地権者説明会資料(全4回)

地元自治会説明会資料(全2回)

4名の議員の代理人からの通知書

保育園 · 児童館関連資料

基本設計・実施設計に係るプロポーザル関連資料

候補地選定に係る内部検討資料(町若手職員プロジェクトチーム)

候補地選定に係る内部検討資料(事務レベル会議)

78億円の内訳明細、財政シミュレーション資料

市町村行財政グラフ、近隣自治体新庁舎事業費

財政シミュレーション (78億円の場合) 資料

尼ケ池地区ハザードマップ、ため池ハザードマップ

浅所陥没地区位置図(昭和34年~平成13年)(平成14年

~令和5年)

造成工事の計画高、建物計画高、設備配置図

農振法の手続きに関する資料(農振除外)

農地法の手続きに関する資料(農地転用)

21号バイパスのうち東側区域の選定に至った経緯

事業費公表に係る経緯

計画地の亜炭鉱廃坑に関する資料

CASBEE評価書、オフィスレイアウト図

自治体DX庁舎空間資料

町民ホール建設議論に係る経緯

保育園整備に係る議論の経緯

不動産鑑定資料、事業費の推移

(3) その他委員が必要と認める事項

能島委員において独自で専門家、松本委員において独自で専門家に 意見をもとめ、それらを意見に反映した。

第3 認定事実とその評価

1 新庁舎候補地選定の事実経過

(1) 現庁舎の耐震性問題

現庁舎(所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1)は、昭和54年4月に竣工された。

平成25年2月14日、公益社団法人ロングライフビル推進協会により、現庁舎の耐震診断がなされた。診断結果によれば、現庁舎は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判断された。

平成25年9月10日、同協会による2次診断においても、現庁舎の耐震性能は、X(横)方向、Y(縦)方向共、現状の構造図から見る限りかなり低いとされた。

(2) 現庁舎の整備方針の検討

そこで、平成27年8月25日、御嵩町庁舎整備検討委員会設置要綱に基づき、学識経験を有する者、各種団体の代表者、町職員のうち町長の指名する者の合計12名で構成される御嵩町庁舎整備検討委員会(以下「庁舎整備検討委員会」という)が設置され、同日、町長から庁舎整備検討委員会に対し、現庁舎の整備方針につき、耐震補強・大規模修繕の実施、庁舎の建替(移転を伴うか否かを含む。)のいずれとするかの諮問がなされた。

庁舎整備検討委員会の会議は、全5回実施された。

平成28年2月2日、庁舎整備検討委員会から町長に対し、「耐震改修」、「現地建替」、「移転新築」の三案併記の答申がなされた。 庁舎整備の実施にあたっては、町民サービス機能(ホール、交流スペース等)を充実するとともに、他の公共施設の整備についても整理し検討されたいとのその他の意見が付された。

(3) 移転建替え方針の決定

平成28年4月14日、4月16日、最大震度7を観測する熊本地 震が発生した。

平成28年6月8日、町議会第2回定例会において、町長より、現 庁舎は耐震改修ではなく、現地または移転を伴う建替えの方針が示さ れた。

町長の方針を受けて、平成28年6月27日、全員協議会(議会) において、災害時の住民対応のため庁舎を新築すべきとの討議がなさ れた。 平成28年7月12日、議会活性化研究会において、議員全員が庁舎の新築方針の合意がなされた。

平成28年8月21日、町議会住民懇談会が実施され、町議会としても庁舎新築の方針で合意形成がなされたことが報告された。

平成28年9月1日、町議会に、町議7名(町議員12名のうち7名)で構成する新庁舎整備特別委員会(以下「整備特別委員会(議会)」という。)が設置された。

整備特別委員会(議会)では、現庁舎の位置での建替か、移転か、 移転の場合の候補地について協議された。併せて、複数の候補地を挙 げて比較検討された。

平成28年11月14日、整備特別委員会(議会)は、町議会議長に対し、中間報告書を提出し、新庁舎の新築移転を全会一致で結論付けた旨を報告した。

平成28年12月8日、町議会第4回定例会において、整備特別委員会(議会)から新庁舎の移転新築方針とする中間報告があった旨の町議会議長報告がなされた。それを受けて、町として新庁舎の新築移転を決定した。

(4) 基本構想の策定に向けての経過(候補地を21号バイパスエリアに 決定)

平成29年1月24日、町は、「御嵩町新庁舎建設基本構想及び基本計画策定支援業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、基本構想・基本計画を作成する業者を、公募型プロポーザルにより選定することにした。

基本構想は、候補地の絞り込み、選定並びに基本方針を策定するもの、基本計画は、新庁舎の規模、構造、概略建設計画、事業スケジュール等を策定するものであった。

選定委員会の判断により、平成29年3月6日、パシフィックコンサルタンツ(株)が最優秀提案者に選定され、同月24日、町はパシフィックコンサルタンツ(株)との間で、基本構想・基本計画作成の業務委託契約を締結した。平成29年4月21日、御嵩町新庁舎建設プロジェクトチーム設置要綱に基づき、町職員12名で構成された新庁舎建設プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)が設置された。

このプロジェクトチームは、現庁舎が持つ課題、新庁舎が持つべき機能等に関する必要な調査研究及び検討を行うことにより、町民及び職員にとって利用しやすい新庁舎の建設及びその周辺整備の推進を設

置目的としていた。

平成29年9月7日、御嵩町新庁舎建設検討委員会設置要綱に基づき、学識経験を有する者、各種団体の代表者、町民から公募した者の合計11名で構成される御嵩町新庁舎建設検討委員会(以下「建設検討委員会」という。)が設置された。建設検討委員会の会議は全3回実施された。

平成29年9月29日、新庁舎建設の実施に当たり、庁舎等整備の 財源及び各種手続き、補助事業等の課題、調査研究及び検討を行い、 早期建設を目指すため、町職員9名を構成員とする新庁舎事務レベル 会議(以下「中堅職員事務レベル会議」という。)が設置された。 (平成29年9月14日第1回会議が実施されているが、仮メンバー による開催。)

平成29年12月6日、整備特別委員会(議会)は、町議会議長に対し、第2次中間報告書を提出し、新庁舎の移転先として21号バイパスエリアの方が顔戸グラウンドエリアより優位性が高いと評価したことを全会一致で結論付けた旨を報告した。

平成29年12月8日、町議会第4回定例会において、整備特別委員会(議会)から第2次中間報告があった旨の町議会議長報告がなされた。

平成29年12月12日、町議会第4回定例会において、副町長は答弁において、新庁舎の移転新築に併せ、町民ホール、中保育園、中児童館の新築移転を進める発言を行った。

平成29年12月15日、町議会第4回定例会において、町長は、 庁舎の移転先を21号バイパスエリアに決定した、との発言を行っ た。

平成29年12月16日付中日新聞朝刊等において、新庁舎の移転先を21号バイパスエリアに決定したこと、中保育園、中児童館を移転するほか、ホールも併設するとの報道がなされた。

(5) 基本構想の策定に向けての経過(21号バイパスエリアから最終候補地の決定)

平成29年5月2日、第1回プロジェクトチーム会議が実施され、 それ以降、候補地の比較検討を行った。

平成29年12月20日、第11回プロジェクトチーム会議が開催された。新庁舎候補地が21号バイパスエリアに決定したことを受けて、バイパスエリア内の候補地について協議された。

平成30年1月4日、第12回プロジェクトチーム会議が開催され

た。建設候補地について町長と意見交換が実施された。

平成29年11月14日、第3回中堅職員事務レベル会議では、農振除外のためには、地権者、耕作者の同意が必要であること、水利組合との調整の必要性、用地交渉の準備などが協議された。21号バイパスエリアの地権者及び耕作者の調査を実施することが報告された。

平成30年1月12日、第4回中堅職員事務レベル会議が実施された。新庁舎の候補地が21号バイパスエリアに決定したことを受けて、可能な事前打合わせを関係機関と進めることが確認された。

平成30年1月18日、第13回プロジェクトチーム会議が開催された。パシフィックコンサルタンツ(株)が作成した21号バイパスエリア内の候補地案(東側エリア、中央エリア、西側エリア)の協議がなされた。

平成30年2月13日、第5回中堅職員事務レベル会議が開催された。候補地案のうち、21号バイパス中央エリア、21号バイパス西側エリアについて、農振除外の観点から、集団性、連担性、開発の視点から困難であるとの意見がなされ、岐阜県可茂農林事務所に事前相談を実施することとなった。

平成30年2月15日、第14回プロジェクトチーム会議が開催された。新庁舎移転候補地に係る土地所有者説明会開催の日程(平成30年3月22日)を決定した。

平成30年2月16日、岐阜県可茂農林事務所において、可茂農林事務所農業振興課係長と農振除外の事前相談が実施された。候補地案のうち「21号バイパス中央、21号バイパス西側エリアは、集団性、連担性の視点から難しいと思う。21号バイパス東側エリアは市街地に寄っており、営農に支障があまりないように思える」との意見を得た。

平成30年2月19日、新庁舎建設に伴う町長打ち合わせが実施された。参加者は、町長、総務部長、総務防災課長の3名であり、可茂農林事務所の協議結果が報告された。それを受けて、新庁舎候補地を21号バイパス東側エリアとすることを決定した。また、平成30年3月22日実施予定の地権者説明会は、21号バイパスの全体エリアを対象とするのではなく、西側の所有者に過度な期待を持たれることを懸念し、東側エリアのみの説明会とすることが決まった。

平成30年3月22日、21号バイパス東側エリアの地権者を対象とする地権者説明会が実施された。

平成30年4月13日、新庁舎用地取得に伴う不動産鑑定が実施さ

れ、平成30年5月31日、鑑定評価を得た。

平成30年7月19日、第2回の地権者説明会が実施された。

(6) 基本構想の策定

平成30年3月13日、建設検討委員会から町長に対し、検討結果 に関する報告書が提出された。

災害対策拠点機能、町民サービス機能、町民交流活動機能(町民ホールの整備)、行政執務機能、議会機能、環境共生・省エネルギー機能に関し、基本構想・基本計画に反映するような意見がなされた。

平成30年6月1日、町は、新庁舎建設基本構想(案)に対するパブリックコメントを実施した。

平成30年7月、町は、御嵩町新庁舎建設基本構想を策定した。

基本構想では、新庁舎移転先の最終候補地(21号バイパスエリア 東側)が明記された。併せて、ホール、中保育園、中児童館建設計画 が発表された。

平成30年8月、基本構想は、町の広報誌に掲載された。

令和1年5月30日、整備特別委員会(議会)の最終報告書が提出 された。

2 新庁舎併設施設決定の事実経過

(1) 中保育園·中児童館

ア 平成27年8月29日、御嵩町立保育所等老朽化対策検討委員会 設置要綱に基づき、学識経験を有する者、公募による者、児童福祉 に関する活動を行う者、保育所入所児童の保護者、その他町長が必 要と認める者の合計10名で構成される保育所等老朽化対策検討委 員会が設置された。

保育所等老朽化対策検討委員会の会議は、全4回実施された。

平成28年3月22日、保育所等老朽化対策検討委員会から、最終報告書が提出された。中保育園はリフォームではなく新しい園舎の建設が望ましいこと、建設場所は亜炭廃抗の調査を行い適切な対策を施して建設を進めるべきであること、中保育園の運営形態につき、公立私立にこだわらないこと、児童館等施設の複合化の検討の要請が示された。

イ 平成28年6月6日、町議会第2回定例会において、町長は「中保育所、併設を予定している中児童館について議員からの提案を期待している」と発言がなされた。

平成28年6月8日、町議会第2回定例会において、町長答弁とし

て、中保育園については最終報告書に基づき、土地さえ決まれば先行させてとりかかっていく旨の発言がなされた。

民生部長の答弁として、中児童館は中保育園と同時の移転建設を考えていること、現実的には敷地を共有した併設化が妥当である旨の発言がなされた。

ウ 平成28年6月27日の全員協議会(議会)資料において、庁舎等の敷地に要する面積想定として庁舎の敷地面積を10,000㎡、保育園を1,000㎡、児童館を1,000㎡、児童館の駐車場を1,000㎡として議論された。

平成28年7月6日の議会活性化研究会で、保育所、児童館について議会住民懇談会で町民の意見を聞くことを協議した。

エ 平成28年9月1日、町議会に、御嵩町議7名で構成する整備特別委員会(議会)が設置された。

平成28年9月14日、整備特別委員会(議会)で、複合施設として文化施設の補助金や保育園、児童館を含めた議論がされた。

平成28年11月14日、整備特別委員会(議会)は、中間報告書を提出し、新庁舎につき、新築移転を全会一致で結論付けるとともに、他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎であることの意見がなされた。

オ 平成29年3月8日、町議会第1回定例会において、町長答弁と して、新庁舎に中保育園、中児童館も併設することを考えている旨を 発言した。

平成29年5月13日、行政懇談会が実施された。中保育園・中児 童館整備に関し、中保育園を民設民営方式、中児童館を公設民営方式 とすること、庁舎整備の検討と併せ、保育園(児童館含む)との併設 による整備も視野に入れて検討しているとの報告がなされた。

平成29年6月25日、町議会住民懇談会が実施されたが、その際の想定 Q&A に、保育園、児童館併設を視野に入れた内容が準備された。

カ 平成29年7月5日、議会活性化研究会で、中保育園、中児童館 の併設を含めて新庁2舎候補地が検討された。

平成29年10月6日、整備特別委員会(議会)が開催された。町 長との意見交換の中で、中保育園、中児童館併設についての議論がな された。

平成29年10月27日、整備特別委員会(議会)が開催された。 新庁舎候補地の比較検討資料には「21号バイパスエリアでは、保育 園の建設に時間がかかる可能性がある。顔戸エリアでは、保育園ならすぐ建てられる。児童館は、顔戸だと御嵩の利用者にとって不便」といった記述があり、保育園・児童館の併設の検討がなされた。

平成29年11月16日、整備特別委員会(議会)が開催された。 新庁舎候補地の評価結果として、「21号バイパスエリアは保育園や 児童館、他の公共施設の併設は可能、顔戸エリアは保育園や児童館、 他の公共施設の併設は可能。(早く保育園を着手するなら顔戸グランド。但し、児童館は御嵩地区の利用者は不便。)」といった記述があり、保育園・児童館の併設の検討がなされた。

平成29年12月8日、町議会第4回定例会において、整備特別委員会(議会)から第2次中間報告があった旨の町議会議長報告がなされた。

キ 平成29年12月12日、町議会第4回定例会において、副町長は 答弁において、新庁舎の移転新築に併せ、町民ホール、中保育園、中 児童館の新築移転を進める発言を行った。

平成29年12月15日、町議会第4回定例会において、町長は、 庁舎の移転先を21号バイパスエリアに決定したことの発言を行っ た。

平成29年12月16日付中日新聞朝刊等において、新庁舎の移転 先を21号バイパスエリアに決定したこと、中保育園、中児童館を移 転するほか、ホールも併設するとの報道がなされた。

平成30年4月5日、議会活性化研究会において、中保育園と中児 童館に関し、議会としては、設置場所を21号バイパスにすることに 異論はないし、今後問題にしないと決定した。

ク 平成30年6月25日、28日、29日、中保育園整備に関する 説明会が開催された。中保育園の移転先の最終候補地の報告、中保 育園の民営化について報告がなされた。

平成30年7月、御嵩町新庁舎建設基本構想が示された。

新庁舎移転先の最終候補地(21号バイパスエリア東側)が明記された。併せて、中保育園、中児童館建設計画が発表された。

平成30年7月17日、平成30年度御嵩町保育園等設置運営事業者の募集がなされた。応募要件として、新設の中保育園は民設民営方式、新設の中児童館は公設民営方式と定められた。

平成30年7月23日、御嵩町保育園等設置運営に関する現地説明 会が実施された。

平成30年9月5日、御嵩町保育所等設置運営事業者選定委員会

は、学校法人杉山第三学園を選考審査結果として報告した。

平成30年9月13日、町は、学校法人杉山第三学園を設置運営事業者として選考したことを通知した。

(2) 町民ホール

ア 平成27年8月25日、庁舎整備検討委員会が設置された。

平成27年9月28日、第2回庁舎整備検討委員会において、委員より「小ホールも一緒にくっつけるのもありか」との質問に対し、町長が「かなりの覚悟は必要。財政上の負担も考えなければならないが、それもありだと思う。これも議論していただき、我々はシミュレーションしていきたい」旨の発言があった。

平成28年1月24日、議会住民懇談会が開催された。町民との意見交流の中で、新庁舎に町民ホールを併設すること、他の公共施設の集約希望との意見がなされた。

平成28年2月2日、庁舎整備検討委員会から町長に対し、現庁舎の整備方針についての答申がなされた。庁舎整備の実施にあたっては、町民サービス機能(町民ホール、交流スペース等)を充実するとともに、他の公共施設の整備についても整理し検討されたいとの意見が付された。

- イ 平成28年8月21日、議会住民懇談会が開催された。町民との 意見交流の中で、新庁舎を移転して新築する場合には、多目的ホ ールを兼ねた複合施設の設置の意見がなされた。
- ウ 平成28年9月1日、町議会に、御嵩町議7名で構成する整備特 別委員会(議会)が設置された。

平成28年11月14日、整備特別委員会(議会)は、町議会議長に対し、中間報告書を提出し、新庁舎の新築移転を全会一致で結論付けた旨を報告するとともに、求められる庁舎像として、他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎であることが指摘された。

エ 平成29年1月24日、町は、基本構想・基本計画を作成する業者を、公募型プロポーザルにより選定することにし、パシフィックコンサルタンツ(株)が最優秀提案者に選定された。

平成29年3月15日、町長と議会との意見交換会で、町長より「新庁舎には、350人ほどのホールを隣接させる考えでいる」との発言があった。

平成29年3月24日、町はパシフィックコンサルタンツ(株)との間で、基本構想・基本計画作成の業務委託契約を締結した。

平成29年4月5日、パシフィックコンサルタンツ(株)との第1回打ち合わせが実施された。「新庁舎には350人程度が利用できる集会所機能を設ける予定である(町)→承知した。(PCKK)」との打ち合わせ記録が存在する。

オ 平成29年6月25日、議会住民懇談会が開催された。多目的ホール、文化ホールの併設、ミニコンサートなどができる小ホールの 設置について意見がなされた。

平成29年9月5日、整備特別委員会(議会)が開催された。議会住民懇談会での意見の報告がなされ、多目的に使用できるフリースペースの意見が多くある、文化ホールをかねて欲しいとの意見が紹介された。

カ 平成29年10月6日、整備特別委員会(議会)が開催された。 施設集約に関する議員からの質問に対し、ホールを含む施設集約の 考え方について町長が回答した。

平成29年9月~12月、建設検討委員会が開催された(全3回)。

キ 平成29年12月8日、町議会第4回定例会において、整備特別委員会(議会)から第2次中間報告があった旨の町議会議長報告がなされた。

平成29年12月12日、町議会第4回定例会において、副町長は答弁において、新庁舎の移転新築に併せ、町民ホール、中保育園、中児童館の新築移転を進める発言を行った。

平成29年12月15日、町議会第4回定例会において、町長は、庁舎の移転先を21号バイパスエリアに決定したことの発言をおこなった。

平成29年12月16日付中日新聞朝刊等において、新庁舎の移転先を21号バイパスエリアに決定したこと、中保育園、中児童館を移転するほか、町民ホールも併設するとの報道がなされた。

- ク 平成30年3月13日、建設検討委員会の答申書が提出された。 町民ホールの整備を基本構想・基本計画に反映するよう旨の意見が なされた。
- ケ 平成30年7月、御嵩町新庁舎建設基本構想が策定された。新庁舎移転先の最終候補地(21号バイパスエリア東側)が明記された。併せて、町民ホール、中保育園、中児童館建設計画が発表された。

- 3 新庁舎建設基本構想策定以後の時系列
- ・ 令和1年5月30日、整備特別委員会(議会)が最終報告書提出
- 令和1年5月16日、行政懇談会開催
- ・ 令和1年8月8日、町議会に新庁舎等建設特別委員会(以下「建設特別 委員会(議会)」を設置
- ・ 令和1年8月、新庁舎建設基本計画(案)のパブリックコメントを実施
- ・ 令和1年9月、新庁舎建設基本計画策定 概算事業費として、新庁舎工事費約24億円、町民ホール約11億円、 その他経費約6億円(合計41億円)「※基盤造成などを含む総事業費 については、今後予定している設計の中で算出していきます。」
- ・ 令和1年10月、町の広報誌に新庁舎建設基本計画を掲載
- ・ 令和1年11月8日、新庁舎等建設基本設計・実施設計担当業者の公募 型プロポーザル実施
- ・ 令和2年2月16日、議会住民懇談会を開催
- ・ 令和2年2月13日、公募型プロポーザルの業者決定(東畑建築事務 所)
- ・ 令和2年5月14日、町は最終候補地の農振除外申請を提出
- ・ 令和2年5月15日、御嵩町農業委員会事務局が農振除外申請を受理
- ・ 令和2年6月27日、地元自治会説明会を開催
- ・ 令和2年8月~9月、住民ヒアリング
- ・ 令和2年9月26日、第1回新庁舎建設ワークショップ開催
- ・ 令和2年10月11日、第2回新庁舎建設ワークショップ開催
- 令和2年11月、住民ヒアリング
- 令和2年12月1日、農振除外手続完了
- ・ 令和3年5月31日、新庁舎建設基本設計(案)のパブリックコメントの実施
- 令和3年6月、行政懇談会(動画配信)
- ・ 令和3年6月、新庁舎建設基本設計策定 概算工事費として、新庁舎23.71億円、町民ホール11.47億円、その他工事費8.29億円(合計43.47億円)
- ・ 令和3年7月、町の広報誌に新庁舎建設基本計画を掲載 概算工事費の合計43.5億円の試算、及び、「造成工事や道路整備、 用排水路整備などの費用は含まれていません。」
- ・ 令和3年7月~9月、住民ヒアリング
- ・ 令和3年9月27日、都市計画法に基づく開発許可を岐阜県に提出
- ・ 令和3年10月15日、農地転用申請を御嵩町農業委員会事務局へ提出

- ・ 令和3年11月1日、御嵩町農業委員会事務局が農地転用申請を受理
- ・ 令和3年11月12日、新庁舎等建設特別委員会(議会)で、新庁舎、 町民ホール、その他工事費に、これまでの予算措置済み及び執行済の費 用を合わせると概算事業費が63億円と説明。但し、亜炭対策費、用地 費、情報設備費等が含まれておらず、総事業費ではない。
- ・ 令和3年12月7日、新庁舎整備関連事業費を78億円と見込んだ資料 を町議会に提出
- ・ 令和3年12月10日、町議会第4回定例会で、用地購入費を補正計上
- ・ 令和4年2月10日、新庁舎等建設特別委員会(議会)で、予算化されている事業費約23億円、今後債務負担予定額49億円、事業費合計7 2億円になると説明
- ・ 令和3年12月16日、町議会による財政勉強会(関西学院大学 小西砂千夫教授)
- ・ 令和4年3月25日、御嵩町農業委員会より県へ書類進達した旨の通知
- ・ 令和4年4月18日、県が農地転用申請書類受理
- ・ 令和4年5月2日、農村振興課より「位置条例の制定見込み」について 確認依頼
- ・ 令和4年5月14日、16日、19日、行政懇談会 事業費の予算総額 72億、盛土6億円の説明
- ・ 令和4年5月25日、全員協議会(議会)で議員の意思確認の実施
- ・ 令和4年5月27日、新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟が、岐阜県 農政部長に要望書を提出
- ・ 令和4年5月9日、10日、木下利水組合説明会を開催
- ・ 令和4年5月13日、地元自治会説明会を開催
- 令和4年5月13日、新庁舎建設実施計画 完了
- 令和4年7月18日、地権者説明会を開催
- ・ 令和4年8月29日、新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟より「御嵩 町新庁舎移転の白紙撤回を求める声明」の通知
- ・ 令和4年9月18日、20日、22日、新庁舎等整備事業にかかる町民 説明会の開催
- ・ 令和4年10月24日、住民監査請求(御嵩町職員措置請求書)の申請
- ・ 令和4年12月21日、住民監査請求を棄却
- 令和5年1月18日 住民訴訟提起
- ・ 令和5年2月15日、御嵩町が農地転用申請の取り下げを表明。
- ・ 令和5年2月20日、御嵩町が農地転用取下願を御嵩町農業委員会へ提出

- ・ 令和5年3月20日、町議会第1回定例会において、債務負担行為を含む予算が可決(総額78億円の予算措置)
- ・ 令和5年4月5日、御嵩町農業委員会が取下願を受理
- ・ 令和5年5月14日、地権者説明会を開催
- 令和5年5月26日、建設特別委員会(議会)最終報告書提出
- ・ 令和5年7月5日、住民訴訟取り下げ

4 事業費の推移

(1) 新築移転決定までの事業費の推移

現庁舎の耐震診断を実施したところ、南海トラフ巨大地震の想定震度である震度 6 弱の地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高いことが判明し、これを受けて、町では、現庁舎耐震補強及び大規模改修実施設計の業務を委託した。

平成25年9月10日付実施設計業務において成果品として現庁舎 を耐震補強した場合として算出された金額を受け取った。

この際の耐震改修工事の工事額は約6億円であり、内訳は耐震補強工事1.8億円、建築設備費1.6億円、電気設備工事1.2億円、機械設備0.45億円、仮設庁舎0.96億円であった。

耐震改修工事の額について、町は平成26年2月に再見積もりを取得しており、その見積額では工事の額は約7億円となった。内訳は次の通り、耐震補強工事1.81億円、建築電気機械設備工事1.37億円、仮設庁舎1.28億円、老朽化対策費用1.1億円、非常用発電0.84億円、その他0.5億円であった。

平成27年8月25日に行われた庁舎整備検討委員会では、上記の耐震改修工事の額が概算費用として約7億円と示されるとともに、現地において立替える場合の費用、移転して立替える場合の費用も資料をもって委員に示され、議論がなされた。

現地において立替える場合の費用は、概算費用として約14.8億円とされ、その他解体費用が別途必要である、とのことであった。

また、移転して立替える場合の費用、概算費用として約16億円が 新庁舎建築費として必要であり、その他用地取得費用、亜炭鉱対策 費、現庁舎解体費用がそれぞれ数億円必要であるとのことで、新庁舎 を複合施設とした場合、賃料収入が見込めるとのことであった。

平成27年9月28日に第2回庁舎整備検討委員会が開催された。 そこでは、事務局から、いくつかの建設コンサルタントに確認した結果、第1回の庁舎整備検討委員会で報告された数字より建築単価があ がっていることが説明され、再計算された金額が示されて議論がなさ れた。

事務局から説明された、数字は以下のとおりであった。

耐震改修工事は約8.3億円、

現地建て替え工事は約21億円 (建築費約20億円と解体費用 1億円) と別途備品等の費用がかかる、

移転立替工事は、約25.6億円(建築費約21.6億円、解体費用1億円、用地費1.5億円、外構太陽光1.6億円)と別途 亜炭鉱対策費と備品等の費用が必要、

とのことであった。

平成28年6月の町議会の第2回定例会で、町長が現地若しくは移転をともなう建替えを表明し、議会において整備特別委員会(議会)が設置された。

平成28年11月14日付、整備特別委員会(議会)の「移転して新築すべき」との中間報告があり、これを受けて、平成28年12月の町議会第4回定例会で、町として新庁舎の新築移転を決定した。

(2) 新築移転決定から基本計画策定までの事業費の推移

平成29年1月16日、臨時議会で、平成29年1月16日に、新 庁舎整備事業を進めるにあたり、基本構想及び基本設計にかかる債務 負担1300万円が可決された。

この債務負担可決により同日、その候補地の絞り込み及び選定並びに基本方針を定める「基本構想」並びに新庁舎の規模、構造、概略建設計画、事業スケジュール等を定める「基本計画」を策定する事業が進められることになった。

平成29年3月24日、町は、請負金額1198万8000円で、 パシフィックコンサルタンツと基本構想及び基本計画策定業務の業務 委託契約を締結した。

平成30年3月20日、町議会第1回定例会にて、現計画地で進めるための造成及び道路概略設計の費用など7268万6000円の予算が可決された。

平成30年5月15日、行政懇談会において、町長から「庁舎設計がまだできていないので金額は算出されていないが、庁舎建物は約20億円と想定」との発言がなされた。

平成30年7月、一般競争入札により、玉野総合コンサルが請負金額1787万7000円で、現計画地における造成及び道路の概略設計業務を受注し、同設計に着手した。

平成30年7月基本構想が策定された。基本構想では金額の記載はない。基本構想の完了に伴い基本計画の策定に着手することになった。

平成31年3月15日、町議会第1回定例会において、基盤造成詳細設計など1億7800万円の予算が可決された。

令和1年8月29日、町中堅職員による事務レベル会議で新庁舎関連事業費を関係各課から集計したところ、情報機器取得費用を除く庁舎関連事業の総額が65億円を超えることが報告された。

令和1年9月 基本計画が策定され、その中で概算事業費の試算が 示された。

そこでは、あくまで、基本計画段階の試算であるため、建設物価の変動や、設計者からの提案等、基本設計で再度調整するものとの前提で概算事業費は、約41億円と示された。ただし基盤造成の費用は、今後予定している造成設計の中で算出するものとされ、この41億円には含まれていない。

内訳は、新庁舎建築費24億円、町民ホール建築費11億円、その 他用地費、備品費、設計監理で6億円とのことであった。

建物の詳細金額については、建物の詳細設計を行わないと算出できない。造成費用についても具体的な建物配置や道路の線形などが決定して、その後土木コンサルによる詳細設計を行わないと金額が算出できないところ、この時点では造成にかかる詳細設計は進めておらず金額の把握は不可能であった。

(3) 基本計画策定以降基本設計策定までの事業費の推移

令和1年11月8日、町において建物の基本設計及び実施設計をプロポーザル方式で業務発注、基本計画に基づいて、新庁舎の延床面積は3,600㎡~4,700㎡、ホールは1,500㎡~2,000㎡と想定、概算事業費は、建築費、外構工事、付帯工事のみで30億円~35億円と明記された。

令和1年12月13日、町議会第4回定例会にて、建物設計、情報 設備設計にかかる債務負担補正3億1900万円が可決された。

令和2年3月16日、新庁舎等建設基本設計および実施設計業務 を、1億7820万円で、東畑建築事務所が受注し、町は建物基本設 計に着手した。

令和2年3月19日、町議会第1回定例会において、基盤造成および周辺道路にかかる詳細設計予算として1億5410万円が再計上され可決された。これにより町は、新庁舎建設用地における農地転用申

請及び開発許可申請に向けた実施設計に着手した。

令和3年3月19日、町議会第1回定例会において、基盤造成工事に係る債務負担予算8億9200万円が可決された。また、建物実施設計、木材調達、造成工事に係る約7億7902万9000円の予算が可決された。

令和3年6月、東畑建築事務所によって基本設計が策定された。当該基本設計において概算事業費が約43億4700万円であると試算された。

この43億4700万円の内訳は、新庁舎建設費用23億7100万円、町民ホール建設費用11億4700万円、外構工事費8億2900万円である。

新庁舎の建設費用は、基本設計による延床面積5,120㎡に実績の m あたりの建築延床単価46.3万円を乗じて導き出された。

町民ホールの建設費用は、基本設計による延床面積2,460㎡に実績の㎡あたりの建築延床単価46.6万円を乗じて導きだされた。

(4) 基本設計策定以降の事業費の推移

令和3年7月、町は、町の広報誌に、新庁舎建設の概算事業費43 億4700万円を公表した。もっとも、当該広報誌には、当該概算事 業費に、造成、道路整備、用排水路整備などの費用は含まれていない 旨記載されていた。

令和3年9月16日、町議会の総務建設産業常任委員会会議で、新 庁舎建設に係る総事業費について質問があり、職員から、これまで予 算措置をとった事業費を積み上げた結果と、基本設計で試算された建 設費を積算したものとして新庁舎建設が総事業費63億円となると説 明された。

令和3年11月12日、建設特別委員会(議会)で、議員からの質問を受け、総事業費63億円の内訳について説明がなされた。

そこでは、基本設計の概算費43億4700万円と、これまでに議会で承認された予算19億4100万円を足し合わせた額が63億円であること、この63億円には、用地取得費、備品、亜炭鉱対策費などは含まれておらず、確定している総事業費ではないこと、が説明された。

令和3年12月7日、議員からの資料要求をうけ、町は新庁舎整備 関連事業費を78億円と見込んだ財政シミュレーション資料を議会に 提出した。

令和3年12月10日、町議会第4回定例会において新庁舎建設用

地購入費の予算1億9129万5000円が可決された。

令和4年2月10日、建設特別委員会(議会)で、予算化されている事業費が約23億円、今後債務負担を予定する金額が49億円で、 予算未措置の盛り土代が6億円であることが説明された。

令和4年2月24日、議員からの資料請求に応じ、予算総額72億円の内訳資料を議会に提供した。

令和4年3月18日、町議会第1回定例会において、建物建築費など49億円を含む債務負担予算が可決。これにより予算措置の総額が72億円となった。

令和4年5月14日に行われた行政懇談会で、町から庁舎新築移転 事業の事業費として、これまでに議会で承認された予算が約23億 円、今後必要となる予算が43億円、であり総事業費が72億円とな ることが公表された。また、当該72億円には盛土購入費6億円は含 まれておらず、予算も未措置であることも説明がされ、併せて、事業 費に係る財源や将来負担に関しても説明がされた。

令和5年3月20日、町議会3月定例会で、建物建築費49億円の 債務負担の他、盛土代を含む約64億円の債務負担を再設定され可決 した。これにより予算措置の総額が78億円となった。

5 最終候補地選定の経過等についての評価

(1) 最終候補地選定の経過に対する評価

ア 庁舎整備検討委員会の①耐震改修、②現地建替、③移転新築の三 案併記の答申に対し、町長が庁舎建替(②または③)の方針を決定 した点について

本来であれば、庁舎整備検討委員会の答申を受けて、現庁舎の耐 震改修か新築かにつき、更なる検討を経て決定されるべきものであ ったといえる。

もっとも、庁舎整備検討委員会では、耐震改修、現地建替、移転 新築の3案について、耐震化、防災機能、地盤の安全性、財政面、 設備の老朽化、町の活性化、駐車場問題、環境モデル都市、設備の 再編・集約、用地の確保、使いやすいという各項目について評価し たが、いずれの案も優劣があるため1つの方針にはまとまらなかっ たものであるが、答申には、耐震改修を推す意見に比べ、建替を推 す意見が多数を占めたとの記述されていた。平成28年4月14 日、16日に、熊本地震が発生し早期に方向性を判断することが必 要であったことからすると、町長が、3案の中から多数意見であっ た庁舎建替の方針決定をすることは不合理であったとはいえない。

そして、町長の庁舎建替の方針を受けて、平成28年6月27日の全員協議会(議会)、平成28年7月12日の議会活性化研究会において、町議員全員が新築方針に賛成し、平成28年8月21日の御嵩町議会住民懇談会で新築方針が公表されており、町議会としても町長の判断を追認したものと認められる。

以上の点からすれば、町長が庁舎建替の方針を決定したことは、必ずしも不合理なものであるとはいえない。

- イ 整備特別委員会(議会)で、建替ではなく移転新築すべきとの結 論を報告した点、21号バイパスエリア優位と評価したことを報告 した点について
 - (ア) 当時の議会事務局長、整備特別委員会(議会)委員長からの聞き取りによれば、次の事実が確認された。

新庁舎の建替か移転新築かを検討するにあたり、新築移転の場合の候補地は、整備特別委員会(議会)の各議員が候補地となりうるエリアを挙げて、比較する7カ所を選定したものである。候補地の選定は、議員独自で行ったものであり、町からの候補地の提示はなかった。

平成28年8月21日に開催された議会住民懇談会(今後の御 嵩町の公共施設を考える「庁舎等」)で、住民から新庁舎に関す る意見を集約してキーワード化し、新庁舎候補地別の比較表が作 成された。キーワードとしては、財政面、コンパクト、利便性 (足)、バイパス、名鉄(駅)、出張所の充実、地下充填、活性 化、複合施設、災害、八百津トンネル、用地、跡地利用、駐車場 を検討項目とした。比較表作成にあたっては、各議員が各候補地 について意見を述べ、その意見を議会事務局で取りまとめた。各 項目の評価も議員によって判断された。

(イ) 候補地のキーワードである災害(浸水想定)の検討項目は、当時の洪水ハザードマップ(平成19年作成)を参考に作成されたものである。

この点、現在の御嵩町防災ハザードマップ(平成31年3月発行)に記載されている町の浸水想定区域は、岐阜県が作成した浸水想定区域を引用して作られている。そして、岐阜県がその浸水想定区域を告示した日は、平成30年12月14日であることが確認された。そのため、町が現在の浸水想定区域を認知しえたのは平成30年12月14日といえる。

また、平成27年の水防法改正により、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)が公表されているが、この氾濫流、河岸浸食のハザードマップの作成者は岐阜県であり、その告示した日は、平成30年12月14日であったことが確認された。そのため、町がこの氾濫流、河岸浸食のハザードマップを認知したのは平成30年12月14日といえる。

整備特別委員会(議会)が、21号バイパスエリアを優位と判断した第2次中間報告書の提出日は平成29年12月6日であり、現在の浸水想定区域や氾濫流・河岸浸食のハザードマップを前提とした候補地選定は行うことができなかった。

もっとも、整備特別委員会(議会)において、候補地の評価に つき、旧ハザードマップによる浸水想定についても、盛土が必要 であることを前提に評価し、安全面を考慮したうえで評価したも のと認められる。

このように、候補地の選定やその協議の過程に、公正さを欠く ような問題は認められない。

- (ウ) 整備特別委員会(議会)は、平成28年9月1日から平成28年11月1日までに計9回の協議会を含む特別委員会を開催し、調査・研究を行うとともに、町議会議員全員の意見集約と確認を行うため計3回の議会活性化研究会及び全員協議会を開催し、建替か新築移転かにつき、適切に議論がなされてきたと判断できる。その上で、建替ではなく移転新築すべきとの結論について中間報告がなされたことは、何ら問題は認められない。
- (エ) 中間報告書提出後、整備特別委員会(議会)の議論のなかで、 7カ所の候補地のうち3カ所に絞り、平成29年6月22日に実施 された御嵩町議会住民懇談会での町民の意見を得て、候補地を顔戸 グランドエリアと21号バイパスエリアに絞ることを合意している が、議会独自で判断したものと認められる。

新庁舎候補地別の比較表(21号バイパスエリア、顔戸グラウンドエリア)、庁舎の位置決定のための分析資料も、議会事務局で作成されたものである。

21 号バイパスエリアは、暫定的中心地を設定し約50,000 m²の範囲で候補地を検討してきた。

各項目の評価も議員において実施され、その結果、21号バイパスエリアの方が顔戸グランドエリアより優位性が高いとの評価に至っている。

- (オ) 整備特別委員会(議会)は、平成29年3月15日から平成2 9年12月5日までに執行部等との意見交換会のほか、8回の協議会と6回の特別委員会を開催し調査・研究を行うとともに、町議会議員全員の意見集約と確認を行うため議会活性化研究会及び全員協議会を開催し、適切に議論がなされたと判断できる。21号バイパスエリア優位との結論を第2次中間報告がなされたことは、何ら問題は認められない。
- ウ 整備特別委員会(議会)が21号バイパスエリア優位との第2次 中間報告書の提出後、21号バイパスエリアの最終候補地が決定し た点について
 - (ア) 整備特別委員会(議会)は、新庁舎及び複合施設を視野に入れて20,000㎡が確保できる候補地を検討し、21号バイパスエリア優位の判断を行った。21号バイパスエリア(約50,000㎡)のうち、どの箇所を最終候補地とするかまでは検討しておらず、具体的な選定は、町の執行部に委ねられたと理解できる。
 - (イ) 21号バイパスエリアのどの場所を最終候補地とすべきかについては、基本構想・基本計画の策定者であるパシフィックコンサルタンツ(株)で、候補地案が提案されており、プロジェクトチームで検討されたことが確認できる。

また、候補地検討にあたって、平成30年2月16日、岐阜県可茂農林事務所の事前相談で、候補地案のうち「21号バイパス中央、21号バイパス西側は、集団性、連担性(区画をまたいで建築物ないし街区が繋がっていること)の視点から難しいと思う。21号バイパス東側は市街地に寄っており、営農に支障があまりないように思える」との意見を得ていたことが確認できる。その結果、最終候補地が21号バイパス東側にすることに絞られたものである。そして、町長の判断で、最終候補地が決定された。

このように、整備特別委員会(議会)の第2次中間報告を受けて、町長が最終候補地を選定したことについては、手続的には問題はないといえる。最終候補地の判断も、岐阜県との相談が決め手となってなされたものであり、岐阜県のアドバイスも合理的なものと考えられることから、問題はないといえる。

もっとも、最終候補地の選定の過程、結果について町議会に報告するなど、情報の公開は必要であったと思われる。

- エ 最終候補地に副町長の土地が含まれる点について
 - (ア) 最終候補地には、副町長(当時)の土地が含まれている。この

点、副町長(当時)の所有地は全体面積の3%である。また、最終 候補地の地権者は27名でありそのうちの1名となっている。

(イ) 当時の議会事務局長、整備特別委員会(議会)委員長からの聞取によれば、整備特別委員会(議会)において、候補地選定にあたり、各候補地の具体的な所有者について、いずれも明らかにされていなかった。

上述の通り、整備特別委員会(議会)は、各候補地の検討項目を評価して、21号バイパスエリアに決定したものである。従って、副町長の土地の存在が影響したとは認められない。

- (ウ) 整備特別委員会(議会)が、21号バイパスエリア優位の判断の報告書提出後、最終候補地決定の過程においても、上記の通り、岐阜県可茂農林事務所の事前相談で、最終候補地が絞られたと認められるのであり、最終候補地の決定に副町長の土地の存在が影響したとは認められない。
- (2) 中保育園・中児童館を併設することになった点についての評価 令和5年5月26日建設特別委員会最終報告書の少数意見に、「中 保育園、中児童館については、最初から新庁舎計画に組み込まれてお り、説明を受ける場も議論する場もありませんでした」との主張があ ることから、町議会で説明や議論がなされたかどうか検討する。
 - ア 平成28年3月22日、保育所等老朽化対策検討委員会から、中保育園はリフォームではなく新しい園舎の建設が望ましいこと、児童館等施設の複合化の検討が要請されていたことから、中保育園・中児童館の新築移転で移転先について検討する必要があることは、町、及び、町議会として認識していたといえる。

さらに、平成28年6月6日、町議会第2回定例会において、町長は「中保育所、併設を予定している中児童館について議員からの提案を期待している」と発言がなされている。そして、平成28年6月27日の全員協議会(議会)資料において、庁舎等の敷地に要する面積想定として庁舎の敷地面積を10,000㎡、保育園を1,000㎡、児童館を1,000㎡、児童館の駐車場を1,000㎡として、中保育園、中児童館の移転先について協議していることが認められる。また、平成28年7月6日の議会活性化研究会で、中保育園、中児童館について議会住民懇談会で町民の意見を聞くことを協議していることからも、議会として、中保育園、中児童館の候補地について新庁舎とは別で検討していたことが認められる。

イ 整備特別委員会(議会)でも中保育園、中児童館の議論が認めら

れる。

平成28年9月14日、整備特別委員会(議会)で、複合施設として文化施設の補助金や保育園、児童館を含めた議論がなされている。

そして、平成28年11月14日、整備特別委員会(議会)は、中間報告書を提出し、新庁舎につき、新築移転を全会一致で結論付けるとともに、他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎であることの意見がなされている。

整備特別委員会(議会)は、21号バイパスエリアから顔戸グラウンドエリアに候補地を絞った後、両者の優劣を検討するにあたって、新庁舎及び複合施設を視野に入れて20,000㎡が確保できる候補地を検討しており、新庁舎の移転先とともに、複合施設として保育園、児童館の併設も検討を行っていることが認められる。新庁舎候補地の比較検討資料には、中保育園、中児童館の建設についても触れられている。

また、町長との意見交換の中で、中保育園、中児童館併設についての議論がなされている。

ウ 平成29年12月5日、整備特別委員会(議会)が、新庁舎の移 転先として21号バイパスエリア優位の報告を行ったあと、平成2 9年町議会第4回定例会で、副町長が答弁において、21号バイパ スエリアで、新庁舎及び中保育園、中児童館の新築移転を行う発言 をした。

それを受けて、平成30年4月5日、議会活性化研究会において、保育園と児童館につき、議会としては設置場所を21号バイパスエリアにすることに異論はないし、今後問題にしないと決定した事実も認められる。

エ 以上の通り、中保育園、中児童館は、新築移転を前提に、町、町 議会で候補地を検討していたことが認められる。整備特別委員会 (議会)は、中保育園、中児童館併設を視野に入れて新庁舎の候補 地選定を行っていたと認められる。最終的に中保育園、中児童館 は、新庁舎に併設することについて町議会としても合意するに至っ ていると認められる。

よって、少数意見の主張は認められない。

- (3) 町民ホールを併設することになった点についての評価
 - ア 事実を精査した結果、本件において町民ホールに関し、平成27 年9月28日に開催された庁舎整備検討委員会において、委員より 「小ホールも一緒にくっつけるのもありか」との質問に対し、町長

が「かなりの覚悟は必要。財政上の負担も考えなければならないが、 それもありだと思う。これも議論していただき、我々はシミュレーションしていきたい」旨の発言を確認できた。また、平成28年1 月24日に開催された議会住民懇談会において、町民との意見交流のなかで、町民から「新庁舎にホールを建設すること、他の公共施設との集約希望」との意見がなされている。

イ 平成28年2月2日、庁舎整備検討委員会から町長に対して、「町 民サービス機能 (ホール、交流スペース等)を充実するとともに、 他の公共施設の整備についても整理し検討されたい」との答申がな された。

平成28年8月21日に開催された議会住民懇談会においても、町民から新庁舎移転にあたっては、多目的ホールを兼ねた複合施設設置の意見がだされており、平成28年11月14日に提出された整備特別委員会(議会)作成の中間報告書では、新庁舎は、他の公共施設の集約、複合化を見据えた庁舎であるとの意見がなされた。

以上から、この時点では、規模、建設費などは具体化されていない ものの、新庁舎において、何らかの公共の集会場的なものが併設され る程度までの議論がなされていたものと認められる。

ウ そして、平成29年3月15日、町長と議会の意見交換会において町長から、議会に対して「新庁舎には、350人ほどのホールを 隣接させる考えでいる」旨の発言がなされ、町民ホールの規模がある程度具体的に議会に認識された。

また、平成29年4月5日に、すでに基本構想策定を受任していたパシフィックコンサルタンツ㈱との基本構想打ち合わせの中で、町から「新庁舎には350人程度が利用できる集会所機能を設ける予定である」との要望が出され、パシフィックコンサルタンツ側がこれを了承し、新庁舎建設計画の中に具体的に町民ホール建設が組み込まれることになった。

- エ その後に行われた、住民懇談会や整備特別委員会(議会)、町議会においても町民ホール併設を前提としてホール併設に好意的な意見で議論が進んだ。しかし、建設費用や当該建設費用が財政面に与えるインパクトという側面から町民ホール建設について検討がなされたと認められる資料はなかった。
- オ そして、基本構想を経て、令和元年9月に提出された基本計画において、新庁舎移転事業において、初めて概算によるホール建設費1 1億円が公表されるにいたった。

なお、基本計画における概算の総事業費は41億円である。

カ 以上の通りで、町民ホール建設については、新築移転をきっかけ とした新庁舎の複合施設設置の議論と併せて、「庁舎の複合施設化」 「住民の要望」「防災施設にも転用可能」といった点だけが着目され、 建設費用や当該建設費用が財政面に与える影響について深い議論が なされないまま、新庁舎建設計画に組込まれる形になっている。

基本計画における町民ホールの建設費用は11億円で、概算総事業費の約27パーセントを占めており、総事業費の増加をもたらしたインパクトは小さくない。

キ 以上より、新庁舎や中保育園・中児童館に比べ、そもそもの必要 性からの議論が不十分である感は否めないものの、議論の機会は与 えられており、手続的に問題とまではいえない。

6 最終候補地の安全性

最終候補地は、現在のハザードマップで浸水想定区域に入っていることから、水害ハザードのみならずその他のハザードについての安全性等に関し、岐阜大学工学部教授である能島暢呂委員が分析し意見書がまとめられた。その内容は、次の通りであり、これを当委員会の意見とする。

(1) 土砂災害ハザード

令和4年更新の土砂災害ハザードマップによると、最終候補地においては、土砂災害により被災する危険性はほとんどないといえる。

(2) 水害ハザード

最終候補地は国道21号バイパス北側に位置し、盛土によってバイパスと同レベルの標高124.8mに嵩上げされるため、バイパス南側の小河川で氾濫が発生した場合においても、敷地内の浸水被害は防止されると考えられる。最終候補地の現在の地盤高では洪水発生時に敷地が浸水する危険性があるが、盛土によって想定最大規模の降雨に対する安全性は確保されると考えられる。安全性レベル向上のためには、多重防護策を講じておくことが望ましい。盛土高を低くした場合は、庁舎等の浸水防止対策などに関する追加検討が必要になる。また、可児川左岸の河岸付近にある最終候補地の敷地の一部は、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に含まれており、施設配置計画や地盤改良の面で対策を行うことが望ましい。

(3) ため池決壊ハザード

最終候補地に関しては、「中地区ため池ハザードマップ」の評価結果 に、バイパスの堤防効果による堰き止めを加味すると、南山ため池お よび秋葉ため池の決壊の影響が及ぶ可能性は小さいと考えられるが、 施設配置計画の面での配慮は一考に値する。

(4) 地震災害ハザード

最終候補地においては盛土が行われるため、十分な地盤改良が必要であるが、新庁舎および町民ホールについては、構造体の分類をI類とすることから、耐震安全性は確保されると考えられる。一方、盛土地盤と敷地周辺の原地盤との間に設けられる擁壁については、十分な対策を施して崩落を防止する必要がある。

(5) 亜炭鉱廃坑ハザード

令和4~5年度に実施された「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業地盤ぜい弱性(第1期)調査等業務委託」の調査結果によると、最終候補地の大部分はレベル1(一部レベル2)に分類されることから、地震発生時の亜炭廃坑陥没危険度は高いと考えられる。安全確保のため、詳細な調査を実施して適切な対策工事を行うとともに、施設配置計画において配慮する必要がある。対策工事においては、亜炭二層上面の標高の傾斜に留意して施工する必要がある。

(6) 庁舎機能・まちづくり

①安心・安全な庁舎

新庁舎と町民ホールの災害対策・防火対策は適切であるが、新庁舎に関しては木造にこだわらず、免震構造の RC 造や S 造に変更することで耐火建築物化、建設コスト抑制、創エネ設備設置などが可能となり、メリットは大きいと考えられる。

②町民に愛され、利用しやすい庁舎

平常時の機能性・利便性・拡張性の向上が図られている一方、災害 対応業務を円滑に行うために、庁舎空間の運用計画を改善する必要が ある。町民ホールを指定避難所とする場合は、災害種別ごとの適性を 明示するとともに、災害時には町内の全指定避難所とあわせて有機的 に運用することが肝要である。

③スリムで機能的な庁舎

行政サービスの効率化と住民サービスの向上を目指して、庁舎空間と庁舎機能のデジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進が必要である。総務省による「自治体フロントヤード改革」の概念を参考に、行政窓口や執務空間の DX やテレワークを推進し、省スペース化と業務の効率化を図ることで、サービスの質的向上を実現することが求められる。

④環境モデル都市にふさわしい庁舎

自然エネルギーを活用した「創エネ」と「蓄エネ」の面で改善が必要である。ライフサイクルコスト・ライフサイクル CO₂削減、防災拠点としての自立型庁舎の実現などの多面的観点から、創エネ・蓄エネ設備を積極的に導入すべきである。ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)認証制度などにおいて、高いレベルの達成を目指した継続的改善が必要である。また、最終候補地の立地条件の良さを生かして周辺地域を活性化し、まちづくり・産業振興の中核的機能を持たせることが望まれる。防災・環境を兼ね合わせた可児川の河川環境整備として親水公園を整備するなど、町民が主体となって、地域一帯を魅力にあふれたゾーンとして、御嵩町の明るい未来を感じさせるまちづくりを実現することが理想的である。

7 新庁舎等整備事業費の妥当性

(1) 総事業費の増大とその説明について

新庁舎等整備事業に係る事業費は、平成27年9月には25億円とされていたところ、令和1年9月には、41億円、令和3年6月には43億円、令和4年5月には、72億円(盛土代6億円を含まない)とされている。

しかし、これは、新庁舎等整備計画が進展するにあたって、具体化できるようになった関連する事業の費用(設計費用、町民ホール建設費、造成費用、亜炭鉱対策費等)が盛込まれて計上されていった結果であり、新庁舎建設費そのものが増大したわけではない。(新庁舎建築費のみに着目すると、平成27年9月の説明では25.6億円、令和1年9月の基本計画では24億円、令和3年6月の基本設計では23億7100万円と増額していない。)

また、町は、令和1年9月には、新庁舎建設基本計画を策定し、同年10月に同基本計画での概算事業費41億円を町の広報誌で公表し、令和3年6月新庁舎建設基本設計を完了し、同年7月に町の広報誌に概算事業費として43億円を公表し、令和4年5月には、行政懇談会を実施し78億円の説明をし、同年9月には町民説明会においても78億円について説明した。

町としては、新庁舎等整備事情の進展の各時点で、明らかになった 新庁舎等整備事業に係る事業費を公表し、説明を実施していたものと 評価できる。

(2) 東畑建築事務所の選定の適否

新庁舎等整備事業費の検討にあたっては、東畑建築事務所が算出し

た概算工事費を検討することになるが、その前提として、東畑建築事務所の選定の適否について、念のために検討する。

ア プロポーザル方式について

新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務、新庁舎等建築基本設計・実施設計業務については、いずれも公募型プロポーザル方式によって、業者選定が行われている。

プロポーザル方式は、提案価格と提携内容を総合的に考案し、優 先交渉権者を選定するものである。契約内容、提案金額、提案内容 とも協議・交渉が可能である。「プロポーザル方式」が提案内容に 基づいて設計者が評価・選定されるのに対し、「コンペ方式」では 具体的な設計案が評価・選定されることになる。

「公募型」は「指名型」と異なり、参加資格があれば誰でも参加 することができるものである。

イ 本件におけるプロポーザル方式での選定について

御嵩町プロポーザル方式執行基準(平成22年5月20日 訓令 乙第6号)によれば、評価委員会の委員長は、全庁的かつ重要な業 務を対象とする場合は、副町長を委員長とすることができる。委員 は、その業務に関する部長、参事、課長、係長等の職員をもって充 てるものとし、委員長が必要と認めるときは、学識経験を有する者 等を委員に加えることができるとしている。

(7) 新广舎建設基本構想及び基本計画策定支援業務

平成29年1月24日、町は、「御嵩町新庁舎建設基本構想 及び基本計画策定支援業務委託」に係る公募型プロポーザル実 施要領に基づき、基本構想・基本計画を作成する業者を、公募 型プロポーザルにより選定することにした。

業者の選定は、御嵩町新庁舎設計基本構想及び基本計画策定 支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、御 嵩町新庁舎建設基本構想及び基本計画策定支援業務委託に係る プロポーザル選定委員会が行った。この委員会は、副町長を委 員長に8名の御嵩町職員が担当した。

4社からの参加申込があり、選定委員会の判断により、平成 29年3月6日、パシフィックコンサルタンツ(株)が最優秀 提案者に選定された。

選定委員は、御嵩町プロポーザル方式執行基準に基づき構成 されていること、業者選定作業において、参加業者名が伏せら れて評点を行い、パシフィックコンサルタンツ(株)が選定さ れたと認められ、公正な選定がされたと判断できる。

(d) 新庁舎等建設基本設計·実施設計業務

令和1年11月8日、新庁舎等建設基本設計・実施設計業務にあたり、御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき実施された。御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会設置要領に基づき、副町長を委員長に6名の評価委員会が設定された。学識経験者として、岐阜県立森林文化アカデミー准教授(専門分野 木造建築設計、温熱環境、省エネルギー等)、及び、岐阜大学工学部社会基盤工学科教授(社会連携機構次世代エネルギー研究センターエネルギー貯蔵・予測分野次世代発電量評価技術研究開発部門教授、社会連携機構地域減災研究センター減災技術開発部門教授)が加わった。岐阜県立森林文化アカデミー准教授は一級建築士であり、岐阜大学工学部教授は、みたけ創生有識者会議の座長、御嵩町クリーンエネルギー普及促進計画検討委員会の委員、みたけクリーンエネルギー推進協議会の会長経験者であった。

5社からの参加申込があり、評価委員会の判断により、令和 2年2月13日、東畑建築事務所が受注候補者として選定され た。

木造建築の専門家、環境エネルギーの専門家の学識経験者2 名を評価委員に加わったことについては、人選において適切で あると判断できる。

業者選定作業において、参加業者名が伏せられて即日評点がなされた中で実施されたものであり、公正な選定がされたものと判断できる。

また、5社のうち東畑建築事務所の見積額が一番低額であった。(東畑建築事務所の見積額は178,200,000円、他4社の見積額はそれぞれ213,270,000円、198,000,000円、202,125,000円、217,800,000円。)

また、町は、東畑建築事務所を選定後、当初の案から設計内容の変更がなされているが、そもそも、プロポーザル方式は協議によって計画内容を許容する方式であることから、設計内容の変更について何ら問題はない。

(3) 新庁舎等整備事業費の妥当性

新庁舎整備事業費については、公認会計士である松本千春委員が分析し意見書がまとめられた。その内容は、次の通りであり、これを当委員会としての意見とする。

ア 新庁舎等整備事業費について

令和1年度以降に開庁(予定含む)での、予算規模に対する建設費の比率の平均値が19.6%、庁舎の面積当たりの建設費の平均値が約512千円/㎡であった。御嵩町の新庁舎建設費は23.6億円とされているところ、御嵩町の予算規模(令和5年一般会計)に対する当該建設費の比率は19.6%と近隣自治体全体の平均値と同等であり、また庁舎の面積当たりの建設費は約502千円/㎡と、近隣自治体の全体平均値を下回っており、そのことから御嵩町の新庁舎建設費の約23.6億円は近隣自治体と比較しても大きく乖離していないと判断する。

総事業費については、造成工事費と盛土工事費合計 2 2.9 億円 と町民ホールの建設費 1 2.5 億円が含まれているため、近隣自治 体と比べて高くなっている。

町民ホールの建設費は、552千円/㎡と庁舎の建設費と比べて 割高になっているが、これは新庁舎に比べて小さいため建設コスト が割高であること、防音設備や音響設備などホール専用の設備が含 まれること、町民ホールという文化的施設という位置づけから内装 についても多少の華美性があるものが見込まれているためである。

イ 新庁舎等整備事業費の見積方法について公募型プロポーザル方式により適正な手続きにより事業者が選定されており、御嵩町は令和3年10月、東畑建築事務所に対し概算工事費算出の依頼をかけており、東畑建築事務所は設計仕様に基づく積み上げ方式により工事金額を積算し、庁舎約23.6億円、町民ホール約12.5億円と概算工事費を見積もった。なお、東畑建築事務所の成果品一式を確認したところ、一般的な見積方法である三者見積によって工事費を算定しており、当該設計書および見積資料を閲覧した結果、最安値になるよう網羅的に積算が行われており、経済合理性が担保されていると判断した。

一方、土木造成にかかる設計業務については、一般競争入札により選定された株式会社興栄コンサルタントほか専門的技能を有する 土木系コンサルタントが設計業務を履行し、概算工事費の算出を行っている。

なお、予算措置にあたっては当該業務で算出した概算工事費をも

とに予算計上をしているが、実際の工事発注においては、御嵩町職員が国土交通省の積算基準に基づいて工事価格を算出して発注する。実際、21号バイパス関連工事などの既支出費用約6.8億円のうちの約2.5億円の工事費について調査をしたところ、職員が国土交通省の積算基準に基づき工事価格を算出して、一般競争入札により工事業者を選定しており、当該設計書や入札執行資料等を閲覧した結果、不合理な点は認められないため公正に履行されていると判断した。

ウ 財政面について

御嵩町は新庁舎プロジェクトに向けて平成24年度より計画的に 庁舎整備基金(貯金)を積み立てており、基金残高は平成24年か ら令和4年にかけて、約27億円に増加しており、計画的に資金を 保全していることが伺える。

財源に関しては、積み立てた基金約27億円のうち約20.6億円を充当するほかに、国・県からの補助金が約1.4億円、地方債が約51億円となっている。地方債は国からの交付税が措置されるため、御嵩町の実質的な負担額は約26.4億円に軽減される計画となっている。

他の近隣自治体における新庁舎事業においては、交付税措置のある地方債を利用して建設した市町は6市町中5市町あった。

財政力指数は類似する31団体中6位であり、実質収支額は継続的に黒字を確保しており財政力基盤が比較的安定している。

将来負担比率は類似する31団体中1位であった。新庁舎等整備のため基金を積み立てしていることや、新庁舎等整備の大規模事業を控え新たな投資的経費を抑制している影響によるものである。

総務省が公表している「全市町村の主要財政指標(令和3年度)」も併せて検討したが、他の市町と大きく乖離することなく、 問題となる指数はみられなかった。

「実質公債費比率」と「将来負担比率」は、平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率の2指標である。

御嵩町による財政シミュレーションをみたところ、早期健全化基準である、「実質公債比率<25%」「将来負担比率<350%」から大きく下回っており、財政に特段の問題はないと判断できる。

エ 建築、土木費用の高騰について

建設工事費について、建築工事労務費、資材価格などが高騰して

おり、今後、労働者不足による工事遅延や、労務費の高騰により、 費用の増大が懸念される。

オ 木材保管業務委託料について

新庁舎等整備事業に使用する木材の調達、保管のために令和3年度から令和5年度までに約8千万円の費用がかかっており、そのうち木材保管業務として約2千万円の費用がかかっている。

この木材保管業務には令和 6 年度は約1千万円の費用が発生する 見込みで、今後も新庁舎等整備事業が停滞した場合には、年間約1 千万円の費用が継続的に発生すると見込まれる。

カ ライフサイクルコストについて

令和1年9月の「御嵩町新庁舎建設基本計画」において、延床面積4,200㎡の新庁舎にかかるライフサイクルコストは40年間の合計で約44.1億円と試算されている。

内訳は、新庁舎建築コスト約24億円、大規模工事をともなう修繕コスト約7.4億円、40年間分のランニングコストである運用管理費約12.7億円である。

一方、令和4年度における現庁舎にかかるランニングコストは年間で約0.4億円であり、今後40年間現庁舎を使用すると仮定した場合の運用管理費は単純積算しても約16億円となる。

新庁舎で試算されている運用管理費約12.7億円より高額となり、修繕コストも大規模工事をともなうものが多くなり高額になると想定される。

キまとめ

御嵩町の新庁舎等整備事業では、総事業費として78億円が計上されている。

この78億円に関して、単純に金額を近隣自治体における新庁舎のみの建設費と比較すると、約3倍程度の規模となる。これは、御嵩町の新庁舎等整備事業費には移転新築にともなう新たな土地の造成工事費として約22.9億円、町民ホールの建設費として約12.5億円、また近隣自治体では新庁舎建設事業費には算入しない関連経費等が含まれていることが影響している。

令和4年度における78億円の概算事業費の算定については、公募型プロポーザル方式による入札で適正な手続きにより事業者が選定されており、見積方法においても経済合理性が担保されている。

御嵩町の財政状況については、健全化判断比率指標が類似団体中で上位に位置しており、問題はないと判断した。

御嵩町では当該の新庁舎等整備事業に備え計画的に基金を積み立てており、加えて有利な財源(地方債)を積極的に活用するなど、一般財源の投入の抑制、町の負担軽減を念頭においた計画がなされている。令和4年度の財政シミュレーションにおいては、地方債約51億円のうち、のちに国から交付される金額を約24.6億円と見込み、御嵩町の実質的な負担を約26.4億円と試算しているが、健全化判断比率の2指標とされる「実質公債費比率」と「将来負担比率」とも、早期健全化基準となる数値から大きく下回っており、当初の予定通りに78億円の新庁舎等整備事業が進んだ場合の財政計画は合理的であったと判断した。

上記のとおり、新庁舎等整備事業を進めて行く上において町の財源措置の考え方について問題となる事項は検出されなかった。

地方交付税措置は国の政策であり、将来について記載することはできないが、災害対策、現庁舎の老朽化・耐震対策に講じるためには、地方交付税が措置される期間において実施すべき事業であったと言える。災害・耐震対策を優先して新庁舎等整備事業を進める場合には、庁舎建設および地盤強化のための造成工事は優先するべきと考える。

新庁舎等整備事業が停滞している期間の木材保管費用、現庁舎を利用し続ける場合の運用管理費、修繕費も御嵩町財政の負担になっている。

また、新庁舎等整備事業が停滞した期間において、建築・土木コストが約1.3倍に増加している傾向からも、新庁舎等整備事業計画が遅れるほど町の財政負担が大きくなることが想定される。

緊急防災・減災事業債や市町村役場債に関しては時限措置である ことから、適用期間については十分に留意されたい。また、建築・ 土木コストは現在も上昇中であるため、引き続き動向には留意され たい。

今後の新庁舎等整備事業計画推進においても、基金や交付税措置 の利用に基づいて御嵩町にとって有利な財政運営をされるよう検討 されたい。

第4 結論

1 最終候補地選定、新庁舎に中保育園、中児童館を併設することについて

は、特段問題は見当たらないと結論付けた。

- 2 最終候補地の安全性について、対策を講じることで、安全性は確保されるとの判断に至った。次の点については、新庁舎建設について十分に留意されたい。
- (1) 水害ハザードにつき、想定最大規模の降雨に対する安全性確保のための 盛土の実施をするとともに、安全性レベル向上のためには、多重防護策を 検討すること。

また、可児川左岸の河岸付近にある敷地の一部は、家屋倒壊等氾濫想定 区域(河岸侵食)に含まれており、施設配置の再考、または、地盤改良の 面での対策について検討すること。

- (2) 地震災害ハザードにつき、十分な地盤改良を実施すること。一方、盛土 地盤と敷地周辺の原地盤との間に設けられる擁壁について、崩落を防止す るための十分な対策を検討すること。
- (3) 亜炭鉱廃坑ハザードにつき、詳細な調査を実施して適切な対策工事を行 うとともに、施設配置計画において配慮すること。対策工事においては、 亜炭二層上面の標高の傾斜に留意して施工について留意すること。
- 3 新庁舎等整備事業費の妥当性については、事業費の費目に、殊更、高額 であると認められる費目は認められなかった。

また、事業費の見積方法についても特に問題は認められなかった。 財政計画の面からみても、合理的であり特に問題は認められなかった。 なお、以下の点に留意されたい。

- (1) 財政計画に組込まれていた緊急防災・減災事業債や市町村役場債に関しては時限措置であるから、適用期間については十分に留意されたい。
- (2) 木材保存コストもかかっており、建築、土木コストも現在上昇中である ため引き続き動向には留意されたい。

以上

別添資料

- ・新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会意見書(令和6年3月8日 能島暢呂)
- ・御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会意見書 財政・財務に かかる検討(令和6年3月20日 公認会計士・松本千春)

新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会意見書

令和 6(2024)年 3 月 8 日

能島 暢呂

第1章 はじめに

御嵩町の新庁舎等整備事業に関して、これまでに町が進めてきたプロセス等について、公平・中立な視点から検証するために、第三者検証委員会が設置された。本意見書は、「災害ハザード」および「庁舎機能・まちづくり」に関する検討として、有識者委員の能島暢呂(岐阜大学工学部 教授)が取りまとめたものである。

章構成は次のとおりである.

- 第1章 はじめに
- 第2章 土砂災害ハザード
- 第3章 水害ハザード
- 第4章 ため池決壊ハザード
- 第5章 地震災害ハザード
- 第6章 亜炭鉱廃坑ハザード
- 第7章 庁舎機能・まちづくり
- 第8章 まとめ

本意見書の執筆にあたり、4名の専門家に対して意見聴取を行ったことを付記する.

岐阜大学工学部教授沢田和秀岐阜大学工学部教授神谷浩二岐阜大学流域圏科学研究センター准教授児島利治岐阜大学流域圏科学研究センター准教授原田守啓

また、引用した写真については、特記のない限り、筆者(能島)が撮影したものである.

第2章 土砂災害ハザード

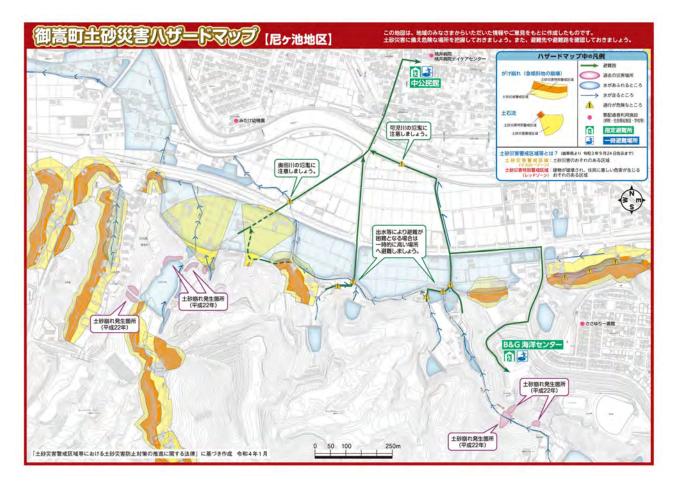
御嵩町 HP「土砂災害ハザードマップについて」に記載されている通り、岐阜県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域等を指定し、御嵩町はハザードマップを作成・公表している。令和4(2022)年1月に公表された最新版には、令和3(2021)年9月24日指定分までが反映されている。

予定地周辺に関しては、**図 2.1** に示す「尼ヶ池地区」版にあるように、土砂災害特別警戒区域(レッド ゾーン)および土砂災害警戒区域(イエローゾーン)からは十分に距離がある。予定地周辺の地形条件から、土砂災害による直接的被害を受ける可能性はほぼないと考えられる。平成 22(2010)年には南山ため池の下流(奥田川)で土砂崩れが発生したが、予定地に被害を及ぼすことはなかった(注:ただしこの時の土砂がバイパス付近で河道閉塞を引き起こしたことから、奥田川の越水と周辺地盤の浸水が発生した。これに関しては「第 3 章 水害ハザード」を参照)。

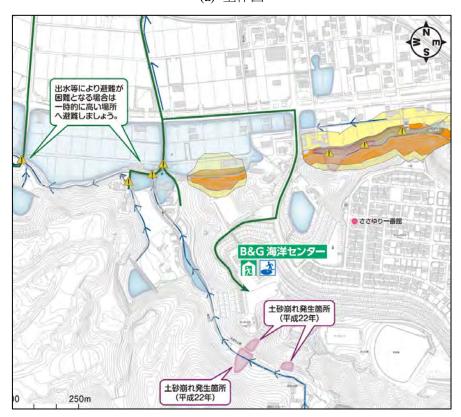
一方、御嵩町役場の現在地に関しては、図 2.2 に示す「中地区・北屋敷・愚渓地区」版にあるように、北庁舎および本庁舎北側の敷地および北側道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれる。さらにその一部は土砂災害特別警戒区域となっており、被害を受ける危険性が非常に高い。また、庁舎に隣接して流れる唐沢川に関しては、谷山ため池と庁舎敷地の間の区間が土砂災害特別警戒区域に含まれており、土砂崩れが発生した場合には河道閉塞が懸念される。なお、冊子体の「御嵩町防災ハザードマップ(平成 31(2019)年3月発行)」は、この区域指定がなされる以前のものであるため、注意が必要である。

土砂災害特別警戒区域とその周辺で発生した土砂災害の例として、令和 6(2024)年1月1日能登半島地震における被害事例を挙げておく。図 2.3 の「穴水町土砂災害ハザードマップ」に示すように、土砂災害警戒区域(一部特別警戒区域)にある穴水町役場の敷地内で土砂崩れが発生した(写真 2.1, 2.2). その影響により、複数の車両が巻き込まれるとともに、駐車場の一部が使えなくなった。また現場では「隣接する建物に土砂が流入し、サーバーがダウンするなどの被害が出た」とされている(※1,毎日フォトバンク). ちなみに、穴水町役場から直線距離で約700m 東側に位置する穴水町由比ヶ丘(図 2.4)において発生した土砂災害(死者16人)は、一部は土砂災害警戒区域に含まれており、さらに一部は指定区域外に及んでいる(※2、静岡大学 牛山素行教授による公開資料). この被災事例は、区域指定の基準(例えば、傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域、など)を満たしていなくても、大規模土砂災害が発生する可能性があることを示すものである。こうした危険性の高い場所に、重要施設である庁舎が立地することは、避けるべきであると考えられる.

- *1 https://photobank.mainichi.co.jp/kiji_detail.php?id=P20240111dd1dd1phj962000
- %2 https://note.com/disaster_i/n/nf0fd8c1b3c68



(a) 全体図



(b) 一部拡大図

図 2.1 御嵩町土砂災害ハザードマップ (尼ヶ池地区)

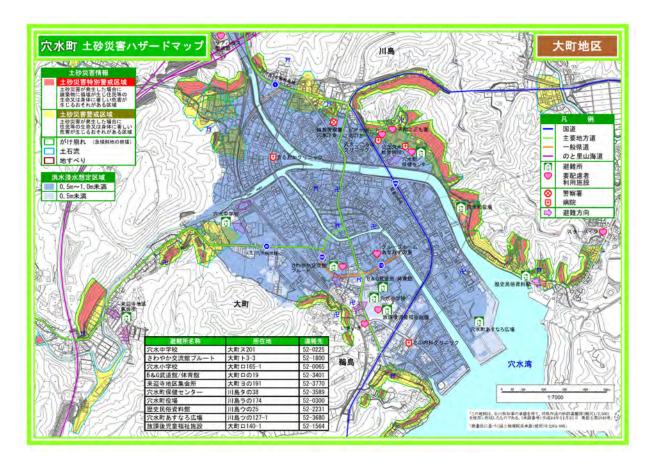


(a) 全体図



(b) 一部拡大図

図2.2 御嵩町土砂災害ハザードマップ(北屋敷・愚渓地区)



(a) 全体図

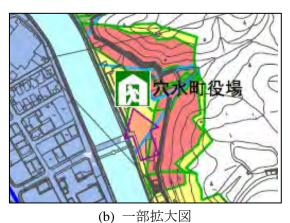


図 2.3 穴水町土砂災害ハザードマップ





写真 2.1 穴水町役場の状況 (2024/1/6 防災科学技術研究所 山崎文雄氏 撮影・提供)





写真 2.2 穴水町役場の状況 (2024/1/14 撮影)

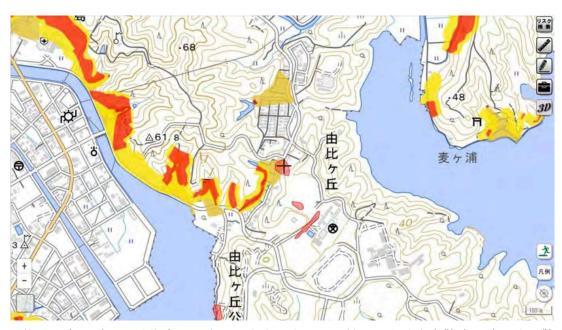


図 2.4 能登半島地震で土砂災害が発生した穴水町由比ヶ丘付近の土砂災害警戒区域・特別警戒区域 国土交通省「重ねるハザードマップ」に、土砂災害警戒区域と能登半島地震による「斜面崩壊・堆積分布データ」(国土地理院公開) を重ね合わせて表示. (静岡大学 牛山素行教授による公開資料 (https://note.com/disaster_i/n/nf0fd8c1b3c68) より引用).

第3章 水害ハザード

3.1 御嵩町における近年の水害実績

写真3.1 に示すように、平成23(2011)年9月豪雨の際に、可児川が増水して水位が高まったほか、奥田川・唐沢川で越流が発生し、古屋敷、みたけの森入り口付近、唐沢橋付近において浸水が発生した(撮影位置は図3.1 参照).

特に、予定地周辺に関しては、図 2.1 (御嵩町土砂災害ハザードマップ (尼ヶ池地区)) に示された浸水区域からもわかるように、国道 21 号バイパスの南側 (みたけの森入り口付近) において、奥田川の越水により浸水が発生した。これは、前年の平成 22(2010)年7月豪雨で発生した土砂災害の影響で、バイパスを伏せ越す暗渠で土砂が詰まって河道閉塞が生じ、河川水の流下が阻害されたことによるものである。この時の浸水は、中地区から古屋敷地区にかけてのバイパス南側一帯に広がった(注:古屋敷における浸水範囲は、御嵩町土砂災害ハザードマップ (古屋敷地区) には記載されているが、尼ヶ池地区を対象とした図 2.1(a)の西端部分には記載されていない)。この一帯では、小河川の流下機能低下による越水と、それによる周辺地盤の浸水が発生しやすい環境にあるといえる。しかしながら図 3.2 に示すように、平成22(2010)年10月30日に国道 21号可児御嵩バイパスが2車線で暫定開通していた(※1、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所資料)ことから、バイパスの盛土の堤防効果を発揮することによって浸水が堰き止められ、氾濫水がバイパス北側に広がることはなかった。写真 3.2 に古屋敷交差点における状況を示す。ただしバイパスの盛土は、当初から堤防効果を持たせるように設計されたものではないことに留意する必要がある。

**1 https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/news/file/20220318_49476c0a2dec28fc34e2dde81294c80c/ 20220318_6233cdad37f6d_upfile_1.pdf



写真 3.1 平成 23(2011)年 9 月豪雨による可児川の水位上昇および奥田川・唐沢川の越流 (御嵩町防災ハザードマップ (平成 31(2019)年 3 月発行) より引用)



図 3.1 御嵩町防災ハザードマップに掲載された**写真 3.1** および**写真 3.2** の撮影地点 (Google マップ上に赤丸で表示. 青丸は予定地)

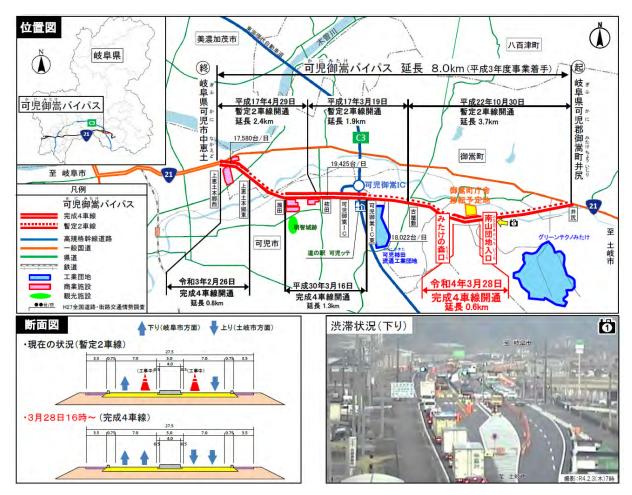


図3.2 国道21号可児御嵩バイパスの整備の経緯 (国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所資料(※1)より抜粋)

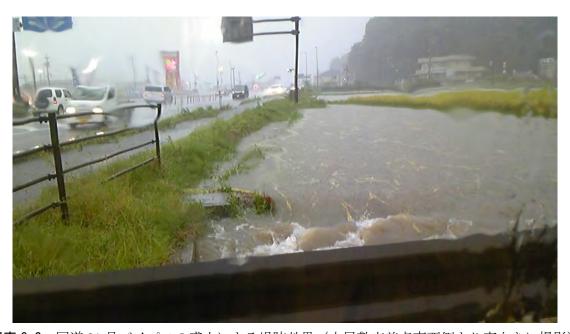


写真 3.2 国道 21 号バイパスの盛土による堤防効果(古屋敷交差点南西側より東向きに撮影) (御嵩町総務部総務防災課提供)

3.2 浸水想定区域(L1計画規模およびL2想定最大規模)

図3.3 は、「県域統合型 GIS ぎふ: ぎふ山と川の危険箇所マップ」より、L1 計画規模(河川整備において基本となる降雨:100年に一度の大雨)および L2 想定最大規模(想定しうる最大規模の降雨:1000年に一度の大雨)の浸水想定区域図と浸水の継続時間を表示したものである。これらは国土交通省の「重ねるハザードマップ」には反映されていない(令和6(2024)年3月6日現在)。冊子体の「御嵩町防災ハザードマップ(平成31(2019)年3月発行)」には L1 計画規模に基づく「浸水想定区域図」が掲載されているが、L2 想定最大規模については平成27(2015)年の水防法改正に伴って導入された概念であり、可児川に関しては、平成30(2018)年12月14日に岐阜県により「木曽川水系可児川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(作成主体: 岐阜県加茂土木事務所、多治見土木事務所、県土整備部河川課)として公表された。これに基づいて御嵩町は、令和3(2021)年3月に「想定しうる最大規模の降雨に対応した浸水想定区域図+水害危険情報図」を追加公表した。

これらの浸水想定区域図においては、凡例にあるように浸水深の区分が粗く、詳細に検討することができない。このため、岐阜県県土整備部河川課よりデジタルデータを借り受け、70年規模、100年規模、想定最大規模の3種類の浸水想定区域図の詳細版を作成して検討を行った。予定地周辺の結果を図3.4に示す。あわせて、御嵩町都市計画区域図に基づく標高を図3.5に示す。敷地内における浸水深は、70年規模で0.0~1.46m(平均0.24m)、100年規模で0.0~1.54m(平均0.34m)、想定最大規模で0.0~2.32m(平均0.88m)となっている。全般的にみると敷地の南西部では浸水深は相対的に低く、各規模における浸水深の大きな値は敷地の北東端付近のごく一部に限られる。また、アパート北側で盛土された標高123.2mの地点(現在、太陽社電気(株)の管理地)では、想定最大規模でも浸水しない想定となっている。

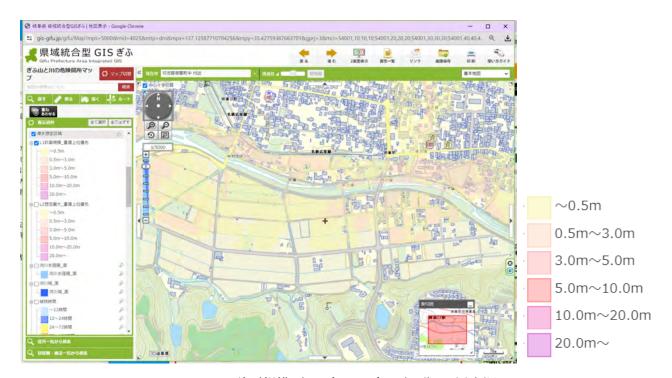
予定地における計画盛土高は、敷地南東端にあたる国道 21 号バイパスの標高 124.8m に合わせられる計画となっている。図 3.6 は、図 3.5 と計画盛土工(標高 124.8m)との差分により算出された盛土高さである。盛土によって「堤防標高=敷地標高=バイパス標高」となり、可児川左岸堤防の現状の標高 123.4~123.8m よりも 1m 以上高い。図 3.4 (c) の最大想定規模の浸水深と比べても十分な高さが保持されることから、想定最大規模でも越水はほぼ回避可能と考えられ、仮に越水したとしても浸水深は浅く抑えられる。高規格堤防(スーパー堤防)に類似の効果も期待される。堤防背面の敷地がほぼ平坦になるため、越流水の流速が加速して敷地を侵食することはなく、また、堤体内を浸透する浸透流の影響も受けにくくなるため、破堤には至らないと考えられる。加えて、建物建設位置において、1階フロアレベルを地盤レベルより 20cm 高く設定する設計となっていることは効果的であり、上流側からの越流水により万一敷地が浸水した場合においても、建物内への浸水を阻止できる。なお、岐阜市役所の場合、約0.5~1m の浸水想定に対して、地盤高は周辺と同じであるが 1階のフロアレベルを周囲より 1m 嵩上げすることで対処している(岐阜市新庁舎実施設計説明書、平成 29(2017)年 3 月)。この他にも安全性レベルを向上させる多重防護策として、堤防の護岸や天端の強化、可動式止水壁の設置、小規模な築山の設置などが挙げられる。

敷地南側のバイパスについては、予定地付近(標高 124.7~124.9m)ではほぼ浸水しないと考えられる. 同様に、敷地東側に設置されるアクセス道路についても、標高 124.7m のレベルから北上して敷地内に進入する計画となっており、浸水しないと考えられる. また図 3.3(c)より、盛土なしの場合においても予定地周辺の浸水継続時間は12時間以内であり、この地域一帯での長期湛水の危険性は小さい.

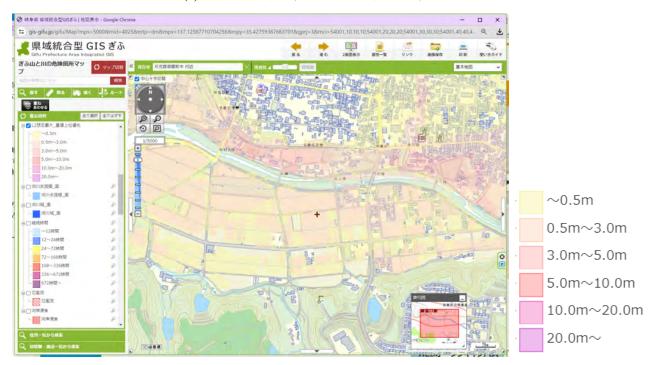
移転先の対立候補地であった顔戸エリアと、予定地のバイパスエリアを比較するため、マップを広域で表示したものが図3.7である。顔戸エリアは70年規模では浸水しない想定となっているが、100年規模と想定最大規模では、バイパスエリアを大きく上回る浸水深となっている。

可児川氾濫により大きな影響を受ける可児市に関する状況も確認した.写真 3.3 に示すように,可児

市役所(庁舎西館:昭和54(1979)年建築,庁舎東館:平成20(2008)年建築)は周辺地盤よりもやや高い位置に建設されている。可児市役所周辺の浸水想定区域図を図3.8に示す。可児市役所の敷地外周辺では、70年規模でも浸水が想定である一方で、敷地内では、100年規模までは浸水しない想定となっている。想定最大規模では敷地内でも一部で30~40cm程度の浸水が見込まれる。また、庁舎南側のアクセス道路では1mを超える浸水深となっており、通行が困難となる危険性がある。

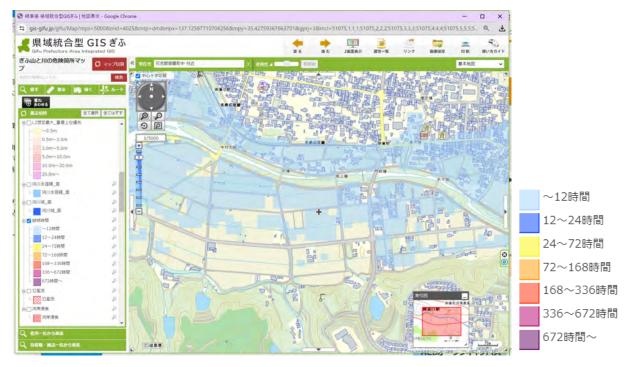


(a) L1 計画規模(100年に一度の大雨)の浸水深



(b) L2 想定最大規模(1000 年に一度の大雨)の浸水深

図3.3 浸水想定区域図(県域統合型 GIS ぎふ:ぎふ山と川の危険箇所マップより)(続く)



(c) L2 想定最大規模(1000 年に一度の大雨)の浸水の継続時間

図3.3 浸水想定区域図(県域統合型 GIS ぎふ:ぎふ山と川の危険箇所マップより)(続き)

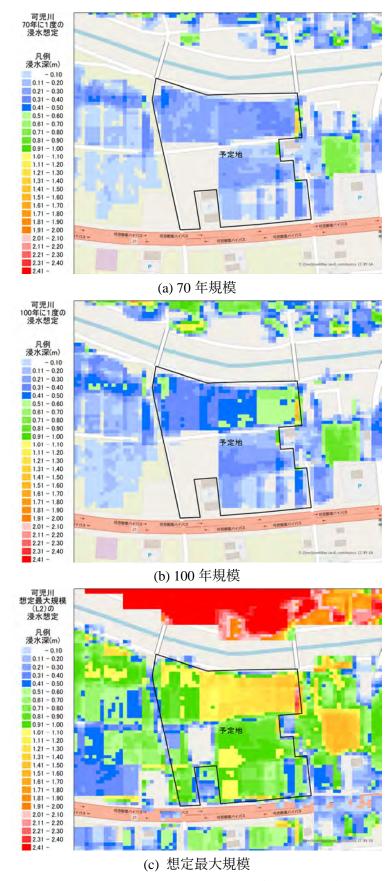


図3.4 浸水想定区域図の詳細版(予定地周辺)

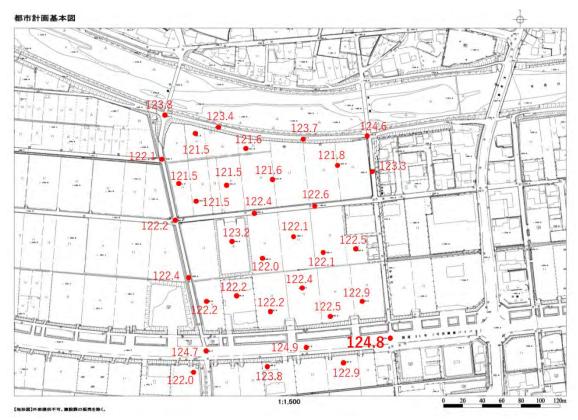


図3.5 予定地周辺の標高(単位:m)(「御嵩町都市計画区域図」に加筆)

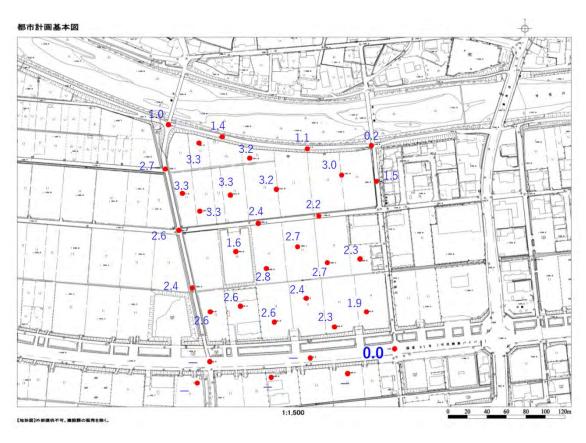


図3.6 予定地周辺の標高(図3.5)と計画盛土高の標高(124.8m)との差分(単位:m) (「御嵩町都市計画区域図」に加筆)

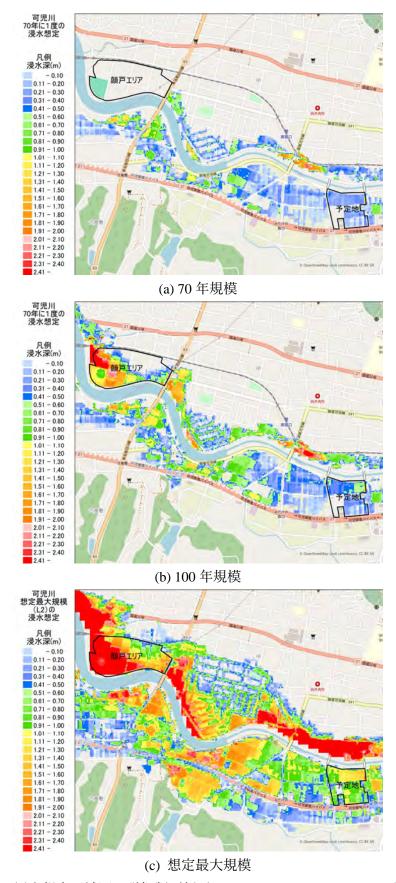


図3.7 浸水想定区域図の詳細版 (顔戸エリアとバイパスエリアとの比較)



写真 3.3 可児市役所(2023/11/26 撮影)

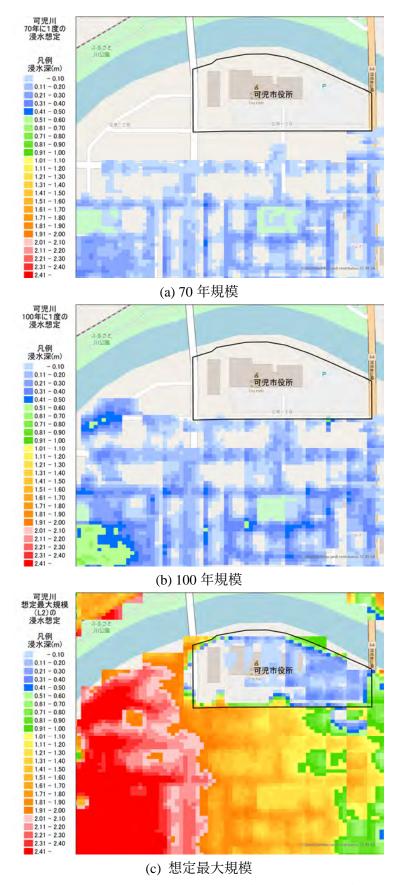


図3.8 浸水想定区域図の詳細版(可児市役所周辺)

3.3 浸水想定区域図における家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)

平成 27(2015)年の水防法改正により、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域)、および、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域)が公表されている。その概要の説明を図 3.9 に示す(※1、国土交通省中部地方整備局資料)。前者については、破堤点の近傍やその他の地形条件によって氾濫流の流速が大きくなり、または、水深が大きくなり、家屋が倒壊・滑動する危険性が高い区域が指定される。後者については、河道特性値(河床勾配、堤防間の幅、河岸高)に基づいて河岸の侵食幅を予測し、侵食による家屋倒壊が発生する危険性が高い区域が指定されるものであり、河床勾配が急なほど、川幅が広く河床が浅いほど、侵食幅は広くなる。

可児川については、平成30(2018)年12月14日に岐阜県により「木曽川水系可児川 洪水浸水想定区域 図家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)、(河岸侵食)」(作成主体:岐阜県可茂土木事務所)として公表された. なお、「県域統合型 GIS: ぎふ山と川の危険箇所マップ」には掲載されているが、国土交通省の「重ねるハザードマップ」には反映されていない(令和6(2024)年3月6日現在).

図3.10 は予定地周辺における指定区域を示す.家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に関しては、可児川右岸に広がっているが、予定地が位置する可児川左岸は含まれていない.一方、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に関しては、可児川の両岸に広がっており、予定地の北部が区域に含まれている.敷地の施設計画によると、敷地の北部には保育園、児童館、駐車場、防災公園が配置される計画となっている.万一河岸侵食により地盤が流出した場合を想定して、人命や重要施設を守るための施設配置計画とすることや、影響を受けにくい地盤に改良することが、防災対策の有力な選択肢として挙げられる.また前述のように、堤防の護岸や天端の強化などの多重防護策によって、安全性レベルを向上できると考えられる.今後、可児川の河道改修や河川再生など、河川整備計画と合わせて検討することが望まれる.

図3.11 は、予定地のバイパスエリアに加えて、顔戸エリアおよび可児市役所の状況を比較したものである. 顔戸エリアの一部も家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食) に含まれ、そのうちごく一部については、家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) に含まれている. また、可児市役所の敷地の主要部分は家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食) に含まれているが、家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) には含まれていない.

* 1 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/pdf/reference45.pdf



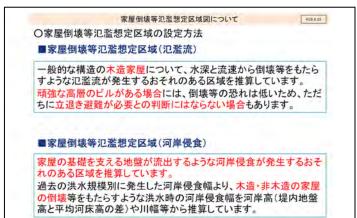


図3.9 家屋倒壊等氾濫想定区域の説明(国土交通省中部地方整備局資料(※1)より引用)

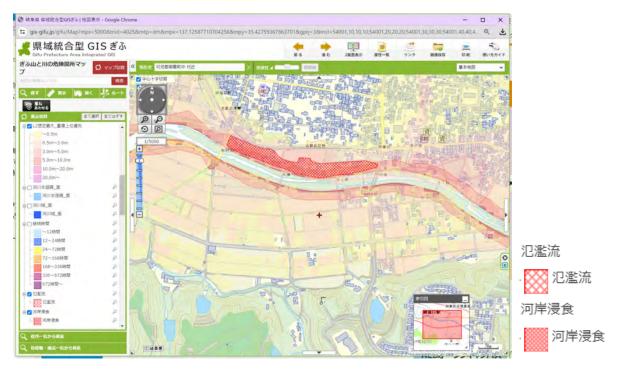


図 3.10 L2 想定最大規模(1000 年に一度の大雨)の浸水深と家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流および河岸侵食)(県域統合型 GIS ぎふ:ぎふ山と川の危険箇所マップより、平成 30(2018)年 12 月 14 日岐阜県作成)



(a) 予定地 (バイパスエリア) 周辺



(b) 顔戸エリアとバイパスエリアとの比較



(c) 可児市役所周辺

図3.11 想定最大規模の場合の浸水想定区域図と氾濫流および河岸侵食の想定

第4章 ため池決壊ハザード

予定地周辺に関しては、平成 24(2012)年度に岐阜県によって「秋葉ため池」および「南山ため池」の決壊を想定したため池ハザード評価が実施され、「中地区ため池ハザードマップ」が作成された。平成25(2013)年度に公表されたハザードマップを図 4.1 に示す。秋葉ため池および南山ため池が決壊した場合、奥田川に沿って南側から流れ込んだ水は、国道 21 号線バイパスを越えた後に、予定地の敷地手前で西南西の方向へ急カーブし、標高に沿って自然流下する形となっている。このことから、氾濫水が到達する危険性は小さいと評価されている。なお前述のように、平成22(2010)年10月30日に国道21号バイパスが2車線で暫定開通したが、平成24(2012)年度に実施されたため池ハザード評価においては、バイパス整備以前の地形図が用いられていたため、バイパスの盛土による堤防効果は織り込まれていない。このため現在においては、予定地の敷地の安全性は、図4.1に示したハザードマップに示された状況よりも、さらに高まっていると考えられる。また予定地は盛土により標高124.8mまで嵩上げされるため、氾濫水が被害をもたらす可能性は小さいといえる。ただし、土砂含みで比重が重くなった水が万一直進した場合を想定して、施設配置計画の面で配慮することが望ましい。

一方,御嵩町役場の現在地に関しては,同じく平成 24(2012)年度に岐阜県によって「谷山ため池ハザードマップ」が作成され,平成 25(2013)年度に公表された. ② 4.2 に示すように,谷山ため池が決壊した場合,3 分以内には御嵩町役場の現在地に氾濫水が到達することが想定されており,浸水深は $0.0\sim0.5$ m(敷地東南側), $0.5\sim1.0$ m(敷地中央), $1.0\sim1.5$ m(敷地北東側), $1.5\sim2.0$ m以上(唐沢川沿い)となっている. 氾濫水は可児川に流入し,60 分後には伏見地区まで到達するが,予定地の周辺においては,可児川左岸に越流して氾濫水が到達することはないと評価されている.

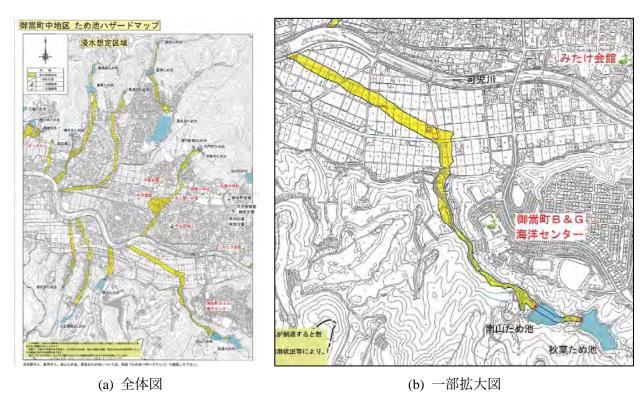
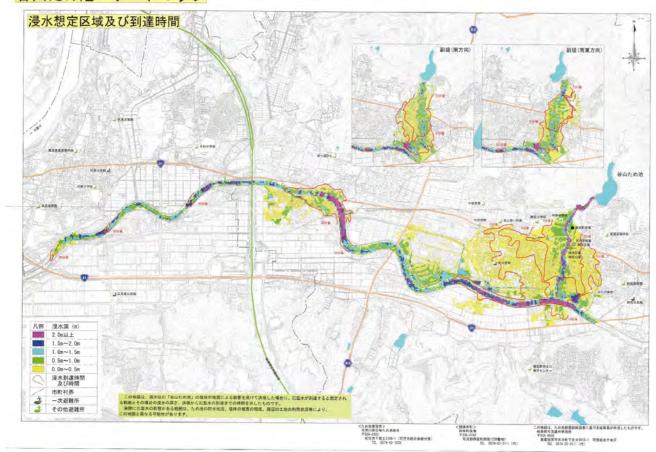
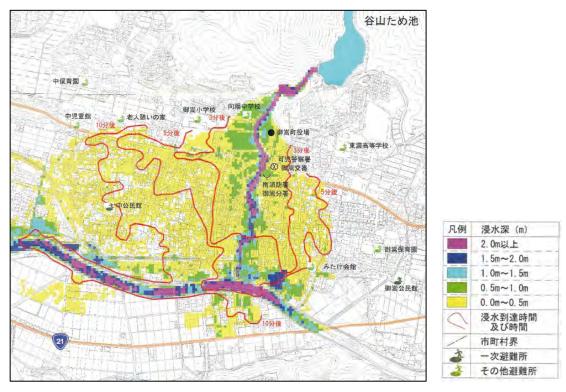


図4.1 御嵩町中地区ため池ハザードマップ(黄色の部分が浸水想定区域)

谷山ため池ハザードマップ



(a) 全体図



(b) 一部拡大図

図4.2 谷山ため池ハザードマップ

第5章 地震災害ハザード

5.1 地盤の揺れやすさ

国土交通省の「重ねるハザードマップ」によると、予定地の地形分類は「低地、氾濫原野」であり、御嵩町役場の現在地は「丘陵・小起伏地」となっている。防災科学技術研究所の「地震ハザードステーション(J-SHIS)」によると、予定地の地形分類は「谷底低地」で地盤増幅率は $1.05\sim1.06$ 程度、現在地については「砂礫質台地」で地盤増幅率は 0.83 となっている。これより、予定地の方が現在地よりも若干揺れやすい地盤と考えられ、その違いは最大速度 PGV の比で約 1.27 倍、震度差に換算すると $0.16\sim0.2$ 程度である。ここで震度階の分類は、震度 5 弱(計測震度 $4.5\sim5.0$)、震度 5 強(同 $5.0\sim5.5$)、震度 6 弱(同 $5.5\sim6.0$)、震度 6 強(同 $6.0\sim6.5$)、震度 7 (同 6.5 以上)であり、隣り合う震度階の間の計測震度の差は 0.5 ずつである。このため両地点の予測震度を比較すると、震度階では「強・弱」の差が出ることがあるが、揺れやすさの差は大きいものではない。ただし、盛土はその下部の自然地盤よりも揺れやすくなる傾向にあるため、十分な締固めを行うなどの地盤改良が必要である。

5.2 想定地震による予測震度の比較と施設の耐震化計画

「御嵩町防災ハザードマップ」においては、「屛風山・恵那山・猿投山断層」を想定地震として岐阜県により予測された震度分布が掲載されている。これを含めて、予定地および御嵩町役場の現在地に影響を及ぼしうる地震を想定した予測震度を表 5.1 に比較した。岐阜県想定で独自の地盤増幅率を用いているため、「屛風山・恵那山・猿投山断層」による予測震度については、御嵩町役場の現在地の方が予定地を上回っている。地震調査研究推進本部による主要活断層帯とその他の活断層の想定においては、上述の0.16~0.2 程度の震度差分の影響で、予定地が現在地を若干上回るか同程度の震度階となっている。

いずれにしても、新庁舎と町民ホールの耐震設計に関しては、国の「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて整備される計画となっている。「災害応急対策活動に必要な施設」の耐震化対策として、構造体の分類を I 類(重要度係数 1.5)とし、「大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている」ことを満たす耐震安全性が確保されることから、官庁施設および防災拠点施設として適格と考えられる。

5.3 被災事例にみる課題

建物の耐震補強は、既存不適格となっている構造物の耐震性能の確保に有効な手段である.しかし実際の被災現場では、耐震補強された構造物が被災するケースも多い.写真5.1 は令和6(2024)年能登半島地震の例であり、耐震補強された輪島市立河合小学校が被災した.また平成28(2016)年熊本地震で被災した益城町役場は、写真5.2 のように耐震補強されていたが、杭基礎が折損するなど被害を受けて庁舎機能を失い(写真5.3)、敷地内に仮設庁舎や会議室が応急的に設置された(写真5.4).その後、約2km離れた高台に仮設庁舎が建設された.旧庁舎は取り壊され、約7年後の令和5(2023)年3月に元の庁舎と同じ敷地に総事業費51億円をかけて免震構造の新庁舎(写真5.5)が完成した(※1、読売新聞オンライン).また写真5.6は、益城町役場西側において発生した擁壁崩壊によって移動電源車が転落した状況である.御嵩町新庁舎の予定地の西側の道路と敷地との境界では、図3.6より高さ2.4~2.7m程度の擁壁の設置が想定され、その崩落防止対策および施設配置計画における配慮が必要と考えらえる.

** 1 https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20230328-OYTNT50058/

表 5.1 予定地に影響を及ぼしうる地震を想定した予測震度(平均的な推定値)

断層・地震名	地震本部の分類	出典	$M_{\rm w}$	M_{JMA}	予定地	現在地
南海トラフ地震(最大クラス,ケース177)		J-SHIS	9.1	_	6弱	5強
屏風山・恵那山・猿投山断層帯	_	岐阜県想定	_	7.7	5強	6弱
恵那山-猿投山北断層帯	主要活断層帯	J-SHIS	7.2	7.8	6弱	5強
屏風山断層帯	主要活断層帯	J-SHIS	6.4	7.1	5弱	4
赤河断層帯	主要活断層帯	J-SHIS	6.6	7.1	5強	5強
猿投-高浜断層帯	主要活断層帯	J-SHIS	7.1	7.7	5強	5強
濃尾断層帯主部梅原断層帯	主要活断層帯	J-SHIS	6.9	7.4	6弱	5強
濃尾断層帯主部三田洞断層帯	主要活断層帯	J-SHIS	6.5	7.0	5弱	5弱
武儀川断層	主要活断層帯	J-SHIS	6.8	7.3	5弱	5弱
阿寺断層帯佐見断層	主要活断層帯	J-SHIS	6.7	7.2	5強	5弱
阿寺断層帯白川断層	主要活断層帯	J-SHIS	6.8	7.3	5強	5強
華立断層	その他の活断層	J-SHIS	_	6.5	5強	5弱
笠原断層	その他の活断層	J-SHIS	_	6.8	5弱	5弱
屏風山断層南西部	その他の活断層	J-SHIS	_	6.8	5弱	5弱



写真 5.1 輪島市立河井小学校の被災(2024/1/13 撮影)



で場の実際は、 庁舎北側の プレハブと戦公民態 で行っております

写真 5.2 益城町役場の被災 (2016/4/19 撮影)

写真 5.3 益城町役場機能の移転(2017/3/17撮影)





写真 5.4 プレハブの益城町役場仮庁舎 (左) と会議室 (右) (2017/3/17 撮影)



写真 5.5 免震構造の益城町の新庁舎(益城町 HP より引用) https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0035677/index.html



(a) 前震による停電対応の移動電源車が転落(2016/4/19 撮影)



(b) 崩壊した擁壁付近の応急修復状況 (2017/3/17 撮影)

写真 5.6 益城町役場西側における擁壁崩壊

第6章 亜炭鉱廃坑ハザード

図 6.1 に、亜炭層(空洞)深度分布図を示す.図 6.2 に不等沈下による家屋等復旧箇所および浅所陥没復旧箇所(昭和 34(1959)年~平成 13(2001)年),図 6.2 に浅所陥没復旧箇所(平成 14(2002)年~令和 5(2023)年)の分布を示す.図 6.4~6.6 は、これらを組み合わせて重ね合わせたものである.これまでに発生した被害は、可児川以北の地域で亜炭層(空洞)深度が「15m以浅」の地域に集中している.なお、対策済み範囲(対策工事及び調査を完了した範囲)に見られる被害位置は、対策実施以前に発生したものであり、対策完了後の被害発生はない.一方、可児川以南の地域においては、古屋敷地区に被害が散在しているが、可児川以北よりも全般的にかなり少ない.特に予定地周辺においては、被害は全く報告されていない.予定地は「15m より深く 30m 以浅」に分類されており、平常時においては、「15m 以浅」の地域よりも危険性は低いといえる.

しかし、平成 30(2018)年 10 月に予定地の敷地内で行われたボーリング調査によると、深度 $26.05\sim 26.70$ m のところに水で満たされた空洞(65cm)があり、その下部の深度 $26.70\sim 27.45$ m にはボタ堆積(75cm)が認められる(第 1 回南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策検討委員会資料、令和 3(2021)年 8 月 2 日).

その後「令和 4(2022)年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業地盤ぜい弱性(第1期)調査等業務委託」が行われた.以下では、その調査報告書(令和 5(2023)年 11 月)を要約して記述する.「御嵩町古洞図」によると敷地のほぼ全体に亜炭二層廃坑後の分布が認められることが分かっており、9 箇所のボーリング調査が行われた.表 6.1、表 6.2 および図 6.7 にボーリング調査結果のまとめを示す.表 6.1 と表 6.2 は、亜炭二層および空洞の状況を示す。亜炭二層の上端標高は 90.54~99.29m、上端深度は GL-23.05~GL-32.50m、層厚は 3.80~8.00m の範囲にある。地層確認ボーリングが行われた 4 本のうち 2 本で空洞が確認され、空洞確認ボーリングが行われた 5 本のうち 4 本で空洞が確認された。空洞の上端深度は GL-25.20~GL-32.50m、空洞高さは 0.85~2.80m の範囲にあり、空洞はいずれも地下水で満たされている。

このボーリング結果を用いて、岐阜県による「御嵩町地盤ぜい弱性判定基準」を適用し、坑道幅 Z(m) と坑道上端深度 Ld(m)に基づいて亜炭廃坑陥没危険度を評価すると、図 6.8 に示すような結果になる.ここでは当時の国の保安採炭基準である「採掘深度 30m 以浅における坑道幅は 3.3m」に基づいて坑道幅としては 3.3m が採用されている.敷地内で亜炭二層の上端深度が最も浅いところは GL-23.05m (S1S-3) であるが、そこでは空洞が確認されていないため、同図には空洞の上端深度の範囲 $GL-5.20\sim GL-32.50m$ が示されている.同図より、亜炭二層上端深度 GL-26.4m を境界に、予定地はレベル 1 とレベル 2 に分類される.図 6.9 はレベルの分布を示したものある。予定地の敷地の大部分はレベル 1 に分類され、北西部および南東部の一部でレベル 2 となっている。なお、レベル区分は下記のとおりである。

レベル 1: 南海トラフ地震での震度 6 弱の地震によりただちに陥没または落盤が発生するような地盤 の脆弱性がきわめて高い範囲

レベル 2: 南海トラフ地震での震度 6 弱から 5 弱の地震により陥没または落盤が発生する可能性の高い範囲

レベル3:上記レベル2より脆弱性が低い範囲

表 5.1 に示したように、震度 5 弱~6 弱の揺れをもたらす地震は、南海トラフ地震に限らず多数想定されるため、地震発生時の亜炭廃坑陥没危険度は高いと考えられる。安全を確保するため、詳細な調査を実施したうえで、適切な対策工事を行うとともに、施設配置計画において配慮する必要がある。なお図 6.7

の亜炭層上面コンターより, 亜炭二層上面の標高は敷地北側では水平〜緩勾配を示し, 北東端がやや低い. 敷地南側ではやや勾配が急になっており, 南西端で高く南東端で低いことがわかっている. 対策工事においては, こうした傾斜に留意して適切に施工する必要がある.

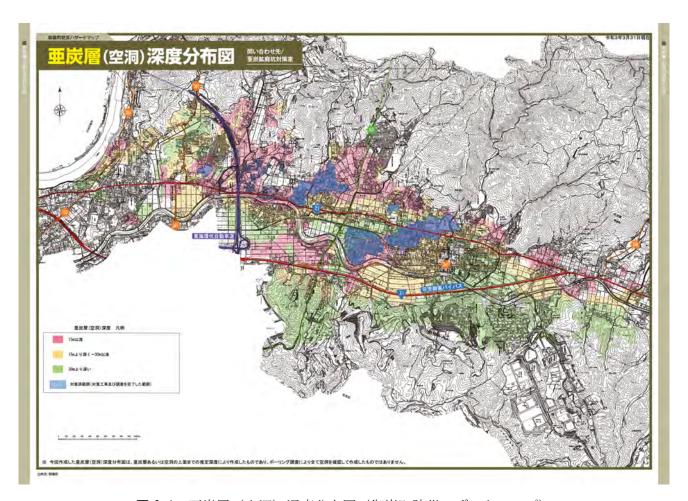


図 6.1 亜炭層 (空洞) 深度分布図 (御嵩町防災ハザードマップ)



図 6.2 不等沈下による家屋等復旧箇所および浅所陥没復旧箇所(昭和34(1959)年~平成13(2001)年)

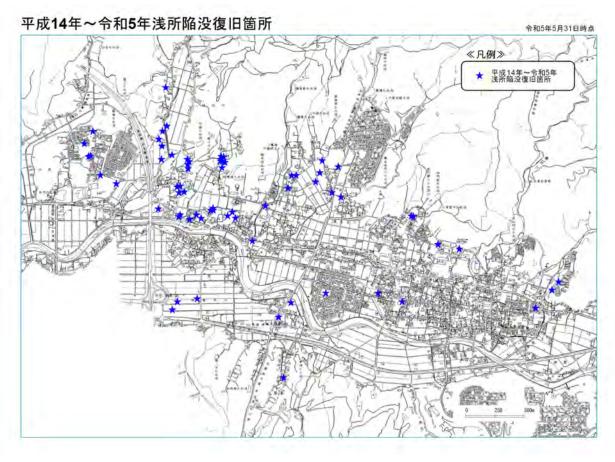


図 6.3 浅所陥没復旧箇所 (平成 14(2002)年~令和 5(2023)年)



図 6.4 不等沈下による家屋等復旧箇所および浅所陥没復旧箇所(昭和 34(1959)年~平成 13(2001)年) (図 6.2) と浅所陥没復旧箇所(平成 14(2002)年~令和 5(2023)年)(図 6.3) の重ね合わせ



図 6.5 亜炭層 (空洞) 深度分布図 (図 6.1) と不等沈下による家屋等復旧箇所および 浅所陥没復旧箇所 (昭和 34(1959)年~平成 13(2001)年) (図 6.2) の重ね合わせ

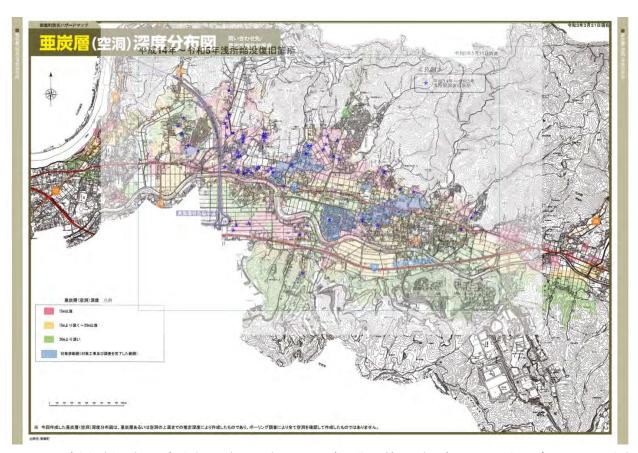


図 6.6 亜炭層 (空洞) 深度分布図 (図 6.1) と浅所陥没復旧箇所 (平成 14(2002)年~令和 5(2023)年) (図 6.3) の重ね合わせ

表 6.1 第1期亜炭二層および空洞状況一覧(地層確認ボーリング)

	種別		地層確認ボ	ーリング	
iid.	周査地点	S1S-1	S1S-2	S1S-3	S1S-4
孔口	標高 (m)	121.36	122.05	122.34	123.04
	上端標高 (標高 m)	94.26	97.05	99.29	90.54
亜	下端標高 (標高 m)	90.36	92.25	92.84	82.54
炭二	上端深度 (GL- m)	27.10	25.00	23.05	32.50
層	下端深度 (GL- m)	.31.00	29.80	29.50	40.50
	層厚 (m)	3.90	4.80	6.45	8.00
	上端標高 (標高 m)		96.85		90.54
	下端標高 (標高 m)		94.75		87.74
空洞	上端深度 (GL- m)	無し	25.20	無し	32.50
	下端深度 (GL-m)		27.30		35.30
	高さ (m)		2.10		2.80
調査	深度(m)	33	33	33	42
	備考		空洞内は地下水で満水となる。		空洞内は地下水で満水となる。

表 6.2 第1期亜炭二層および空洞状況一覧(空洞確認ボーリング)

	種別		空洞	同確認ボーリ	ング		
Ī	調査地点	S1A-1	S1A-2	S1A-3	S1A-4	S1A-5	
孔口	標高(m)	121.64	122.32	122.15	121.75	122.35	
	上端標高 (標高 m)	95.24	95.42	96.45	95.55	96.00	
亜	下端標高 (標高 m)		-	92.65	-	-	
炭二	上端深度 (GL- m)	26.40	26.40 26.90 25.70		26.20	26.35	
層	下端深度 (GL- m)	-	-	29.50		-	
	層厚 (m)	-	-	3.80	-	-	
	上端標高 (標高 m)	95.24	95.42		95.45	96.00	
	下端標高 (標高 m)	93.64	93.42		94.55	95.15	
空洞	上端深度 (GL- m)	26.40	26.90	無し	26.30	26.35	
	下端深度 (GL- m)	28.00	28.90		27.20	27.20	
	高さ (m)	1.60	2.00		0.90	0.85	
調査	深度(m)	33	33	33	33	33	
	備考	亜炭二層下端深度 GL-33.00m以深。空洞直下0.40mのボタを確認。空洞内は地下水で満水となる。	亜炭二層下端深度 GL-33.00m以深。空洞内は地下水で満水となる。		亜炭二層下端深度 GL-33.00m 以深。 空洞内は地下水で満水となる。	亜炭二層下端深度 GL-33.00m 以深。 空洞内は地下水で満水となる。	

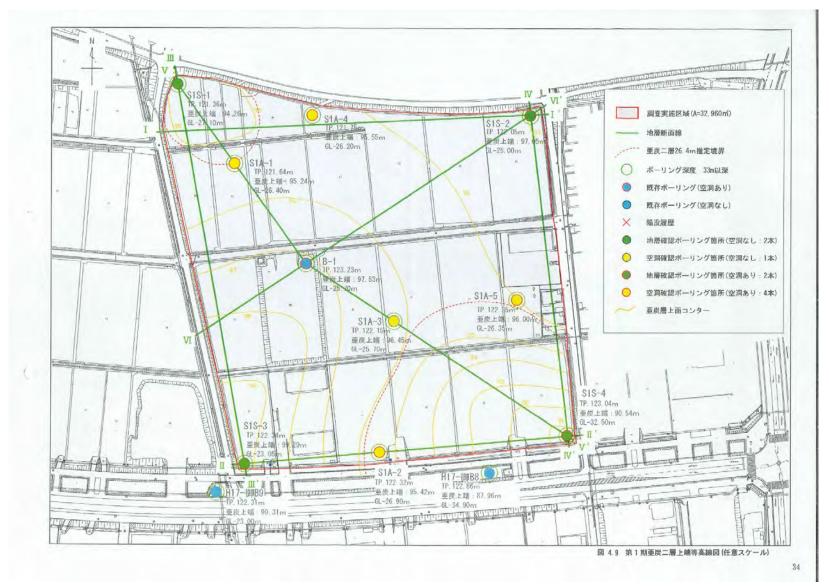


図 6.7 予定地におけるボーリング調査位置と調査結果の概要

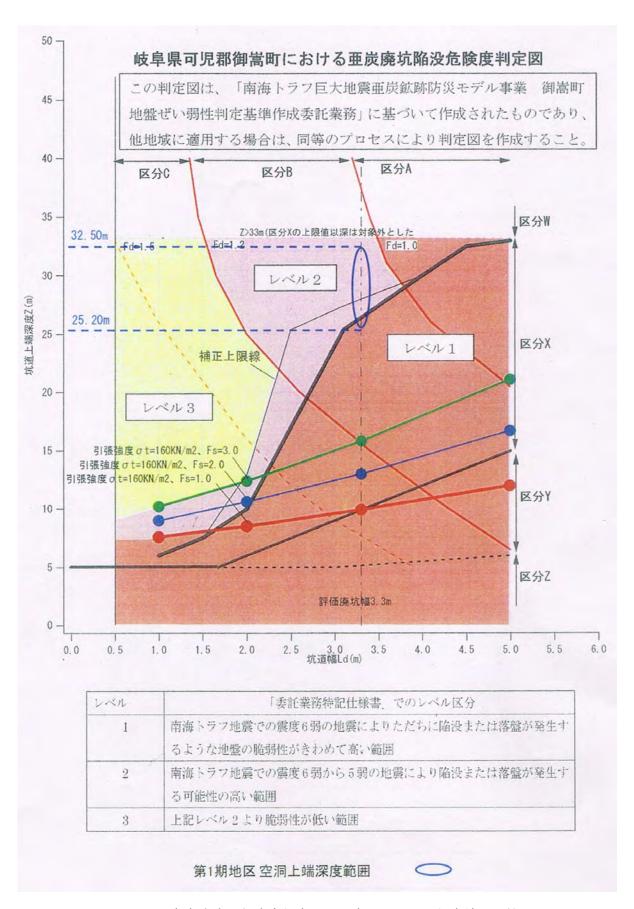


図 6.8 亜炭廃坑陥没危険度判定図と予定地における判定結果の範囲

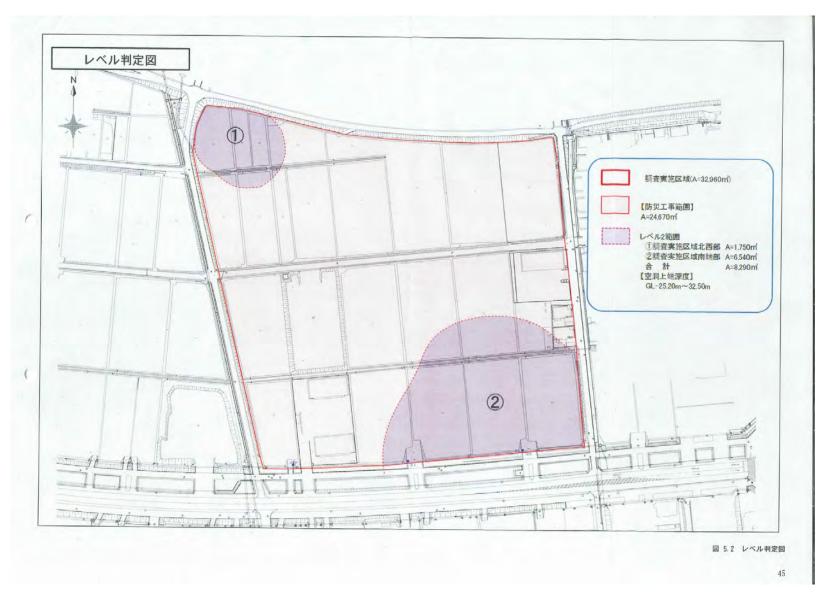


図 6.9 予定地における亜炭廃坑陥没危険度判定結果 (①②はレベル 2 の範囲, それ以外はレベル 1)

第7章 庁舎機能・まちづくり

「御嵩町新庁舎建設基本設計(案)説明書(概要版)」に掲げられた「新庁舎の基本方針」の4つのポイントに従って、庁舎機能、および、まちづくりの観点から、総合的に記述する.

7.1 安心・安全な庁舎【耐震性】

第1のポイントについては、「大規模災害が生じた場合でも災害対策本部としての役割を果たすことができる庁舎とします」、「災害に強く、万が一の際には町民を守る庁舎とします」と説明されている.

新庁舎と町民ホールに関しては、構造体の分類を I 類(重要度係数 1.5)としていることから、「災害応急対策活動に必要な施設」に求められる耐震化対策として適切である。また、新庁舎は準耐火建築物、町民ホールは耐火建築物とされ、庁舎内および庁舎と町民ホールの間の延焼遮断についても配慮された設計となっている。また、大規模災害時でも、周辺地域から延焼火災が波及する可能性もほとんどない。

ただし耐震化・防火対策について再考の余地もある。過去の大規模地震では、免震構造の建物の耐震安全性が広く実証されており、今回の能登半島地震でも免震構造の優位性が示された(※1、読売オンライン)。新庁舎の当初の設計案では免震構造の木造庁舎となっていたが、基本設計(案)では耐震構造の木造庁舎とされた。今後、設計の見直しを検討する余地があるとすれば、木造建築にこだわることなく、免 震構造の RC 造や S 造への変更も視野に入れて良いと考えられる。これにより、耐火建築物にできる点、建設コストを抑制できる点、後出のように太陽光発電パネルなどの創エネ設備が設置可能になる点、などにおいてメリットが大きい。

水害に関しては「第3章 水害ハザード」で詳述したように、盛土による嵩上げによって、想定最大規模の降雨に対する浸水防止対策が行われている。加えて、庁舎機能を守るための「敷地レベルの浸水対策」として、重要諸室(電算室、災害対策室、キュービクル、発電機置場など)の上階設置、地階を設けず1階フロアレベルを地盤レベルより高く設定、透水性舗装による敷地外への排水抑制、浸水時に使用可能な発電機燃料設備、といった対策がなされている。この他、造成計画平面図を確認したところ、防災広場や駐車場内の表流水は、緩勾配により速やかに排水溝に流れ込み、調整池(地下ピット)を経て可児川に排水されるように設計されている。

庁舎機能を支えるライフラインに関しては、非常用発電設備と3日分の燃料備蓄、電源車・可搬型発電機接続対応、通信回線方式の多重化、耐震性貯水槽や雑用水貯留槽の設置、緊急排水槽やマンホールトイレの設置など、ライフライン途絶に対して一定の対策がとられている.

なお、災害時の庁舎および町民ホールの運用に関しては、次節7.2に記載する.

*1 https://news.yahoo.co.jp/articles/b830b58b0fc08cf9ff56cf05a418009998687c80

7.2 町民に愛され、利用しやすい庁舎【町民サービス】

第2のポイントについては、「高齢者、障がい者など誰にでもわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた庁舎とします」、「地域交流に貢献し、広く町民に活用され、末永く愛される庁舎とします」と説明されている。

庁舎の平面計画によると、利用頻度の高い窓口や部署が1階に集約され、「みたけモール」を基軸とした平面計画となっており、来庁者にとって平常時の使い勝手が良くなるように配慮されている。また、執務ゾーンをユニバーサルレイアウトとすることによって、一時的なレイアウト変更や、将来の施設利用ニーズの変化にあわせて、柔軟に対応可能となっている。さらに、庁舎、町民ホール、防災広場の連携機能を重視するとともに、キャノピーにより接続することで、機能性・利便性・拡張性の向上が図られている。また、ユニバーサルデザインによって施設・設備がバリアフリー化され、高齢者や障がい者の方々にも利用しやすいよう配慮されている。

一方,災害時については,前節7.1に関連することとして,災害対応拠点としての実際の施設運用の場 面を事前に想定しておくことが望ましい. 災害時には, 膨大な災害対応業務が発生する. 特に, 被災者に とって重要な行政サービス(罹災証明書の発行、弔慰金・見舞金・義捐金、税金の減免・猶予など経済的 な支援, 生活再建のための様々な支援) については, 遅滞なく実施する必要がある. 平成 28(2016)年熊本 地震)における益城町役場の被災事例に関しては「第5章 地震災害ハザード」で述べたとおりであるが、 これ以外にも,熊本市役所では,構造的な被害を免れたものの,正面出入口付近の大きなガラスが割れて ベニヤ板で応急処置がなされた(写真 7.1).この庁舎の1階フロアの手狭なスペースで、罹災証明書の 発行業務や臨時給付金の受け付けなどの被災者対応が行われていた(写真7.2). 令和6(2024)年能登半島 地震の被災自治体においても罹災証明書の発行業務などが始まり、手続きのために住民が窓口に殺到し て混雑するなど、課題も見えてきている. ユニバーサルレイアウトの考え方を活かして、スペースにゆと りを持たせるとともに、プライバシーに配慮して個別ブースを設置可能とすることが望ましい.また、西 側・東側・北側の3箇所に出入口が設けられているが、来庁者の動線についても十分に検討し、円滑に業 務を遂行できるようにしておくことが求められる. また, 町民ホールは指定避難所として指定される計画 であるが、洪水・土砂災害・地震災害といった災害種別ごとの適性を明示するとともに、災害により予想 される事態, および, 実際に発生した被害態様に応じて, 町内の全指定避難所の状況を考慮して, 有機的 に運用することが肝要である。また、図7.1(※1,国土地理院HP)に示すように、「指定避難所」と「指 定緊急避難場所」との違いを、平常時から町民に周知しておくことが必要である.「福祉避難所」との違 いについても同様である(※2, 内閣府資料).

- *1 https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html
- $\ref{2.2} https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf$



写真 7.1 正面出入口付近のガラスが破損した熊本市役所(2016/5/27 撮影)





(a) 罹災証明書発行窓口

(b) 臨時給付金窓口

写真 7.2 熊本市役所における被災者支援業務(2016/5/27 撮影)

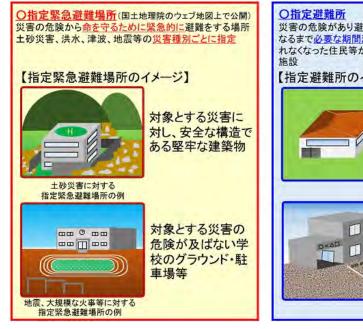




図 7.1 指定避難所と指定緊急避難場所の違い(国土地理院 HP より抜粋)

7.3 スリムで機能的な庁舎【経済性・効率性】

第3のポイントについては、「初期の建設費用だけでなく、ライフサイクル全体を見据えたコスト縮減を図ります」、「効率よく、質の高い行政サービスの提供ができる庁舎とします」と説明されている.

ライフサイクルコスト削減については、「環境モデル都市」にも深く関連するので、次節 7.4 で記述する.

今後,御嵩町において,行政サービスの向上と効率化を図るには,庁舎空間や庁舎機能のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進することが必須の要件となる.これに関して現庁舎でできることは極めて限定的であり,新庁舎の整備は,時代の潮流でもある DX を集中的に推進するための絶好の機会である.それにもかかわらず,基本設計(案)やオフィス平面図を見る限り, DX につながる要素は感じられない.この機を逃すと御嵩町の自治体 DX が大幅に立ち遅れることが懸念され,改善が望まれる.

総務省は「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(令和 2(2020)12 月 25 日)※1」 および「同,第 2.0 版(令和 4(2022)年 9 月 2 日)※2」を策定し,自治体 DX の推進を図っている。この 取り組みでは,「総務省行政経営支援室:自治体フロントヤード改革に関する個別取組事例集(令和 5(2023)年 11 月)※3」に示されているように「自治体フロントヤード改革」が特に重要な概念として挙げられて いる(図 7.2)。これは,従来の窓口業務のあり方を DX により大幅に改革し,行政サービスの効率化と 住民サービスの充実を目指すものであり,その要点は以下の 3 点に要約される。

- ① マイナンバーカードの活用で住民との接点を多様化・充実化(オムニチャネル化): 庁舎窓口の手続きのみならず、マイナンバーカードを利用して、来庁することなく、郵便局などのリモート窓口利用や自宅からのオンライン接続などによる手続きを可能にする.
- ② データ対応の徹底: セルフ端末での直接入力や対面でのタブレット活用により, データ対応を徹底してペーパーレス化を目指す. データ処理をバックヤードに集約化し, BI(ビジネス・インテリジェンス)ツールで分析して, データドリブンな行政運営を目指す.
- ③ **庁舎空間は単なる手続きの場所から多様な主体との協働の場へ**: 記載台などの削減による省スペース 化によって、住民同士の交流・協働のためのスペースを創出し、業務の効率化によって、個別ブース などで住民との相談をきめ細かく行える時間を創出する.

関連してデジタル庁は、「地域におけるデジタル実装の更なる推進に向けて、第 14 回デジタル田園都市 国家構想実現会議資料(令和 5(2023)年 8 月 3 日)、※4」において、DX 推進方策として、マイナンバーカード利用による「窓口 DX」と「行かない窓口・電子申請」を挙げている。また関連業界も、窓口業務の DX のコンセプトを展開している(例: コクヨの「書かない窓口」「行かなくてもいい窓口」).

「テレワークの推進」も自治体 DX の重要事項の一つとして挙げられている。町への聞き取りによると、すでに職員のテレワークが実施されているとのことであるが、スリム化を徹底するためには執務空間の縮小も重要であり、より一層、テレワークやペーパーレス化を推進することが求められる。現計画のレイアウトを見直せば、執務席や書庫など削減できる余地がある。そのスペースを活用して、個人あるいは少人数で使用できる Web 会議席、一人で集中できるブース席、リフレッシュ席、共創空間などを充実することが望まれる(図 7.3)。具体的な庁舎空間の構成については、「コクヨ:自治体 DX で変わる新しい庁舎空間コンセプトブック 1 窓口空間編(3.5)」「同、3.5 庁舎空間編(3.5)」が参考になろう。

- **1 https://www.soumu.go.jp/main_content/000726912.pdf
- **2 https://www.soumu.go.jp/main_content/000835167.pdf
- **3 https://www.soumu.go.jp/main_content/000911653.pdf
- **4 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai14/siryou3.pdf

- *5 https://www.kokuyo-furniture.co.jp/madoguchi/contents/documents/001_gdx9.html
- **6 https://www.kokuyo-furniture.co.jp/madoguchi/contents/documents/004_gdx92.html



図 7.2 自治体フロントヤード改革が目指すもの(総務省行政経営支援室:自治体フロントヤード改革 に関する個別取組事例集(令和 5(2023)年11月)(※3)より引用)



図 7.3 DX のための庁舎空間の構成の例(「コクヨ:自治体 DX で変わる新しい庁舎空間コンセプトブック 2 庁舎空間編」(※6) より引用)

7.4 環境モデル都市にふさわしい庁舎【環境モデル都市】

第4のポイントについては、「低炭素型社会の実現に向けて、周辺環境と地球環境に配慮した庁舎の建築と周辺整備を計画します」、「地域産材を活用した木造庁舎とします」と説明されている.

(1) 環境への配慮

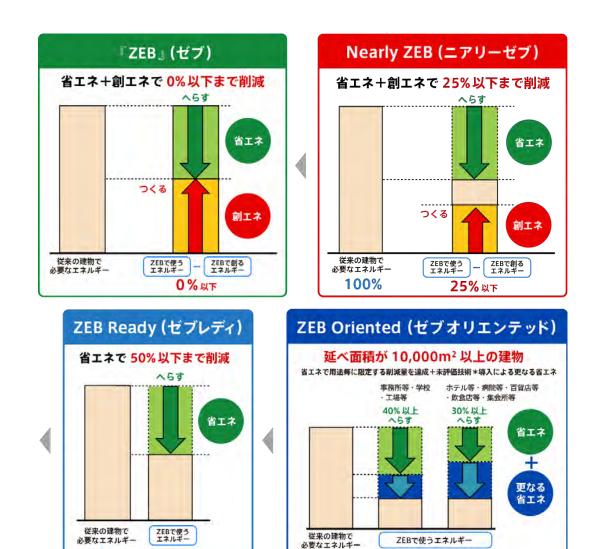
新庁舎の基本設計(案)によると、新庁舎整備にあたっては、通風・節水・エコ材・採光・節電・長寿命の面での環境配慮計画が示されており、「省エネ」やライフサイクルコスト削減の面で、それぞれ一定の効果が発揮されるものと思われる。

しかしながら、御嵩町として環境モデル都市を目指すのであれば、自然エネルギーを積極的に活用する「創エネ」と「蓄エネ」の発想に乏しいと言わざるを得ない. SDGs 達成に重要な役割を果たす脱炭素社会の実現に向けて改善が求められる. 電気設備計画には「自然エネルギーを活用し、地球環境に関する意識啓発を目的としつつ、電源供給停止に対応した太陽光発電・蓄電を行う設備の設置を検討します」とあるものの、具体策としての記載がない. また、災害対策としてディーゼル発電設備は導入予定である一方、太陽光発電パネルや蓄電池の整備計画がない. ライフサイクルコスト軽減、ライフサイクル CO2 削減、防災拠点としての自立型庁舎の実現などの多面的観点から、太陽光発電パネル、蓄電池、太陽熱集熱器などの創エネ・蓄エネ設備を積極的に導入すべきであると考えられる.

最近では、公共建築物にこうした設備を設置することは主流となっており、さらに先進的な取り組みとしては、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)(※1、環境省 ZEB PORTAL)という脱炭素に向けた環境配慮型の建物も増えてきている(図 7.3)。これは、省エネに加えて様々な創エネ技術を採用することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指すものであり、従来の建物で必要なエネルギーと比較して、0%以下とする ZEB、25%以下とする Nealy ZEB、50%以下とする ZEB Ready、といった段階が設定されている。例えば各務原市の新庁舎では ZEB ready を目指し(各務原市新庁舎建設実施設計【概要版】、平成 31(2019)年 3 月)、本巣市の新庁舎では Nealy ZEB を目指す(本巣市庁舎建設実施設計書【概要版】、令和 4(2022)年 7 月)とされている。また、建築物等の環境性能を総合的に評価するツールである CASBEE(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency、建築環境総合性能評価システム)(※2、住宅・建築 SDGs 推進センター)の活用が進められており、建築評価認証が制度化されている。岐阜市の新庁舎は 5 段階認証で最高ランクの S ランクを取得している(岐阜市新庁舎実施設計説明書、平成 29(2017)年 3 月)。御嵩町の新庁舎はそれに次ぐ A ランクを取得している(令和4(2022)年 5 月 28 日)が、このように目標を明確化して、段階的により高いレベルの達成を目指す継続的改善が必要である。

新庁舎を木造建築とする場合は、屋根に創工ネ設備を設置することは困難と考えられるが、構造体をRC 造やS 造に変更することにより、屋根もしくは屋上に設置することができる。構造体の変更に関しては「地域産材の活用」とトレードオフの関係にあるが、新庁舎の基本設計(案)に記載された「木を身近に感じ、目や手に触れ、温もりを感じられる建物自体が環境学習の場となる木造庁舎」という狙いに関しては、内装等の木質化によっても、一定の水準で達成されると考えられ、その一例としては、土岐市の新庁舎が挙げられる。国の公共構造物においても木材利用促進が図られており(公共建築ニュース、54 巻(通号 641)、令和 4(2022)年 5 月)、内装等を木質化した例としては、高山地方合同庁舎が挙げられる(国土交通省中部地方整備局営繕部:高山地方合同庁舎説明資料、令和 5(2023)年 11 月 15 日)。これらの事例は御嵩町の新庁舎の設計においても参考になると考えられる。

- *1 https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html
- %2 https://www.ibec.or.jp/CASBEE/



*WEBPRO において現時点で評価されていない技術

100%

ZEBで使うエネルギー

70%以下

60%以下

図 7.3 ZEB の定義(環境省 ZEB PORTAL(※1)より引用)

(2) まちづくり・産業振興

100%

50%以下

予定地は、御嵩町の人口中心から南東方向に直線距離で約 1km のところに位置し、東西約 10km に広 がる可住地においては、ほぼ中央に位置する. 名鉄広見線御嵩駅からの徒歩によるアクセスについては、 御嵩町役場の現在地へは約800mであるのに対して、新庁舎の予定地へは約400mであり、より近くて便 利である. また, 開発がかなり進んだ可児川以北の地域と比較すると, 可児川以南の地域一帯は, 国道 21 号バイパスからアクセスしやすく、面積的にみても今後の開発・発展の余地が残されている. 新庁舎の立 地条件として良好であることを活かして、周辺地域を活性化することで、まちづくりの中核的機能を持た せることができると期待される.

基本設計(案)の施設配置計画によると、東西方向には「新庁舎と町民ホールがひとまとまりとして認 識できる景観」、南北方向には「国道 21 号バイパスから可児川河川敷まで歩いて縦断できる通り抜け空 間」、というように東西・南北の軸が形成されるので、これを活かした面的展開が望まれる。東西方向に は、バイパス沿道地区の商業施設の展開が考えらえる. 一方、予定地の北側においては、防災・環境を兼 ね合わせた河川管理の一環として,河川環境整備を進めることが望まれる. 御嵩町内の可児川の河岸一帯 は、現状では残念ながら親しみを持てるような場となっていない. むしろ新庁舎の検討に関しては、可児 川を「氾濫・洪水の元凶」としてのみ、一面的に捉える傾向も見受けられる。平常時においては町民にとって魅力的な河川環境となるように、河岸侵食対策なども兼ねて、護岸の整備を行うと効果的であると考えられる。例えば、予定地北側の可児川左岸の河川敷に、防災広場と直結する形で親水公園(あるいは小規模な親水ポケットパーク)を整備し、遊歩道の設置や並木の植栽によって、訪れる人たちが周辺の景色を楽しんだり、四季折々の自然に触れたりできるような憩いの場とすれば、魅力的になると思われる。近隣の例としては、可児市役所北側で可児川右岸の「ふるさと川公園」(※3、可児市 HP)があり、参考になろう(図 7.4)。さらには南北の軸を広げて、「豊かな自然が楽しめるみたけの森」~「魅力的な新庁舎・町民ホール」~「憩いのウォーターフロント空間としての親水公園」~「交通拠点 名鉄御嵩駅」~「歴史を感じさせる中山道・御嶽宿」を連結したルートを形成すれば、名鉄広見線の利用者拡大や、観光産業の育成に繋げられるかもしれない。

他にも様々な選択肢があろうが、理想的なのは、町民が主体となって、この地域一帯をより魅力にあふれたゾーンとすることで、御嵩町の明るい未来を感じさせるようなまちづくりを実現することである.

**3 https://www.city.kani.lg.jp/9831.htm







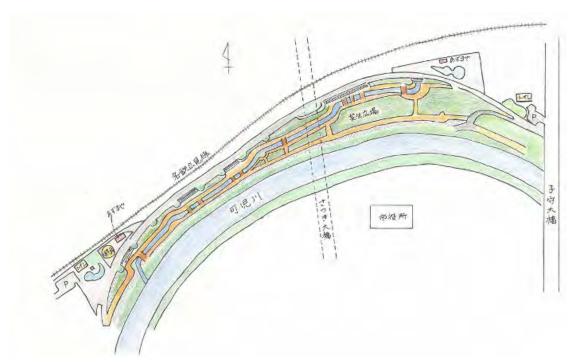


図7.4 ふるさと川公園(可児市 HP「ふるさと川公園について」(※3)より引用)

第8章 まとめ

本意見書の各章まとめを以下に記す.

第2章 土砂災害ハザード

令和 4(2022)年更新の土砂災害ハザードマップによると、予定地においては、土砂災害により被災する 危険性はほとんどないといえる.これに対して、御嵩町役場の現在地は、敷地の一部が土砂災害(特別) 警戒区域に含まれていることから、非常に危険な状況にあると考えられる.

第3章 水害ハザード

予定地は国道 21 号バイパス北側に位置し、盛土によってバイパスと同レベルの標高 124.8m に嵩上げされるため、バイパス南側の小河川で氾濫が発生した場合においても、敷地内の浸水被害は防止されると考えられる。また、予定地の現在の地盤高では洪水発生時に敷地が浸水する危険性があるが、盛土によって想定最大規模の降雨に対する安全性は確保されると考えられる。安全性レベル向上のためには、多重防護策を講じておくことが望ましい。盛土高を低くした場合は、庁舎等の浸水防止対策などに関する追加検討が必要になる。また、可児川左岸の河岸付近にある予定地の敷地の一部は、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に含まれており、施設配置計画や地盤改良の面で対策を行うことが望ましい。

第4章 ため池決壊ハザード

予定地に関しては、「中地区ため池ハザードマップ」の評価結果に、バイパスの堤防効果による堰き止めを加味すると、南山ため池および秋葉ため池の決壊の影響が及ぶ可能性は小さいと考えられるが、施設配置計画の面での配慮は一考に値する。一方、御嵩町役場の現在地に関しては、谷山ため池が決壊した場合には、短時間のうちに深刻な被害を受ける危険性が高いと考えられる。

第5章 地震災害ハザード

予定地においては盛土が行われるため、十分な地盤改良が必要であるが、新庁舎および町民ホールについては、構造体の分類を I 類とすることから、耐震安全性は確保されると考えられる. 一方、盛土地盤と敷地周辺の原地盤との間に設けられる擁壁については、十分な対策を施して崩落を防止する必要がある.

第6章 亜炭鉱廃坑ハザード

令和 4~5(2022~2023)年度に実施された「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業地盤ぜい弱性(第1期)調査等業務委託」の調査結果によると、予定地の大部分はレベル1(一部レベル2)に分類されることから、地震発生時の亜炭廃坑陥没危険度は高いと考えられる。安全確保のため、詳細な調査を実施して適切な対策工事を行うとともに、施設配置計画において配慮する必要がある。対策工事においては、亜炭二層上面の標高の傾斜に留意して施工する必要がある。

第7章 庁舎機能・まちづくり

(1) 安心・安全な庁舎

新庁舎と町民ホールの災害対策・防火対策は適切であるが、新庁舎に関しては木造にこだわらず、免震構造の RC 造や S 造に変更することで耐火建築物化、建設コスト抑制、創エネ設備設置などが可能となり、メリットは大きいと考えられる.

(2) 町民に愛され、利用しやすい庁舎

平常時の機能性・利便性・拡張性の向上が図られている一方,災害対応業務を円滑に行うために,庁舎 空間の運用計画を改善する必要がある.町民ホールを指定避難所とする場合は,災害種別ごとの適性を明 示するとともに,災害時には町内の全指定避難所とあわせて有機的に運用することが肝要である.

(3) スリムで機能的な庁舎

行政サービスの効率化と住民サービスの向上を目指して、庁舎空間と庁舎機能のデジタル・トランスフォーメーション(DX)推進が必要である.総務省による「自治体フロントヤード改革」の概念を参考に、行政窓口や執務空間の DX やテレワークを推進し、省スペース化と業務の効率化を図ることで、サービスの質的向上を実現することが求められる.

(4) 環境モデル都市にふさわしい庁舎

自然エネルギーを活用した「創エネ」と「蓄エネ」の面で改善が必要である。ライフサイクルコスト・ライフサイクル CO_2 削減,防災拠点としての自立型庁舎の実現などの多面的観点から,創エネ・蓄エネ設備を積極的に導入すべきである。ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)認証制度などにおいて,高いレベルの達成を目指した継続的改善が必要である。また,予定地の立地条件の良さを生かして周辺地域を活性化し,まちづくり・産業振興の中核的機能を持たせることが望まれる。防災・環境を兼ね合わせた可児川の河川環境整備として親水公園を整備するなど,町民が主体となって,地域一帯を魅力にあふれたゾーンとして,御嵩町の明るい未来を感じさせるまちづくりを実現することが理想的である。

御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会意見書

財政・財務にかかる検討

令和 6 年 3 月 20 日 公認会計士・松本千春

第1章 はじめに

御嵩町の新庁舎等整備事業に関して、これまでに町が進めてきたプロセス等について、公平・中立な 視点から検証するために、第三者委員会が設置された。

本意見書は財政・財務にかかる検討として、事業費・予算規模等について、公認会計士・松本千春が取りまとめたものである。

章構成は次のとおりである。

- 第1章 はじめに
- 第2章 新庁舎等整備事業費について
- 第3章 新庁舎等整備事業費の見積方法について
- 第4章 財政面について
- 第5章 建築、土木費用の高騰について
- 第6章 木材保管業務委託料について
- 第7章 ライフサイクルコストについて
- 第8章 まとめ

本意見書の執筆にあたり、以下の専門家に対して意見聴取をおこなったことを付記する。

山本あつ美公認会計士事務所 公認会計士・山本あつ美

新庁舎等整備事業の検討においては、令和 4 年 9 月に行われた御嵩町新庁舎整備事業説明会にて扱われた資料を使用した。令和 4 年 10 月に住民監査請求(公金支出差し止め並びに既支出費用の賠償請求)が行われたため、新庁舎等整備事業が休止したためである。

第2章 新庁舎等整備事業費について

御嵩町の新庁舎等整備事業では、総事業費として78億円が計上されている。

【資料1】は、御嵩町の新庁舎等整備事業の総事業費78億円の内訳を示す。

その内訳としては、新庁舎建設費として約 23.6 億円(木材調達費約 2.4 億円含む)、町民ホール建設費として約 12.5 億円(木材調達費約 0.6 億円含む)、外構工事費として約 9.5 億円、造成工事費として約 22.9 億円(盛土購入費約 6 億円含む)、設計費として約 3.9 億円、用地費として約 1.9 億円、その他の工事監理、防災無線移設費、備品費他で約 3.7 億円である。

既支出費用は約6.8億円で、今後建設を再開した場合に発生する見込みの費用は約71.2億円である。

No.	分類	事業名	実施年度	支出済 (千円)	今後の見込み (千円)	合計 (千円)	分類別計
1	設計費	基本構想・基本計画	H29∼R1	11, 989		11,989	
2	設計費	事業用地開発予備設計	R1	17, 877		17,877	
3	設計費	オフィス環境基本設計・実施設計	R1∼R3	10, 891		10,891	
4	設計費	情報設備実施設計	R2~R3	19, 939	2, 563	22,502	
5	設計費	新庁舎及びホール基本設計・実施設計	R1∼R4	179, 421	3, 410	182,831	
6	設計費	事業用地開発詳細設計	R1∼R3	55, 592	25,900	81,492	
7	設計費	国道21号バイパス交差点詳細設計	R2	8, 554		8,554	
8	設計費	国道21号バイパス交差点南側詳細設計	R3	6, 738		6, 738	
9	設計費	上水道詳細設計	R3	4, 224		4, 224	
10	設計費	下水道詳細設計	R3	8, 799		8, 799	
11	設計費	計画地周辺農業施設詳細設計	R3	20, 596		20,596	
12	設計費	木材調達支援設計	未		8, 690	8,690	約3.9億円
13	その他	町産材強度試験	H29	184		184	
14	その他	オフィス環境調査	H30	1, 836		1,836	
15	その他	地質調査	R1	10, 662		10,662	
16	その他	事業用地測量に係る相談業務	R2	694		694	
17	その他	記録映像作成費	R4	90	99	189	
18	その他	事務費(再鑑定、登記、手続き、負担金等)	未		9,535	9,535	
19	その他	工事監理費(新庁舎・ホール)	未		65,000	65,000	
20	その他	情報設備費	未		170,000	170,000	
21	その他	防災無線移設費	未		30,000	30,000	
22	その他	備品費	未		75,000	75,000	
23	その他	引越し経費	未		11,500	11,500	約3.7億円
24	用地費	用地購入費	未		191, 295	191, 295	約1.9億円
25	造成工事	国道21号バイパス交差点関連工事	R3	121, 863		121,863	
26	造成工事	国道21号バイパス交差点南側関連工事	R4	31, 555		31,555	
27	造成工事	計画地周辺下水道修繕工事	R3	77, 304		77,304	
28	造成工事	計画地周辺農業施設工事	R4	15, 613	64, 247	79,860	
29	造成工事	基盤造成工事	未		1, 127, 300	1, 127, 300	
30	造成工事	盛土購入費	未		600,000	600,000	
31	造成工事	上水道新設工事	未		60,000	60,000	
32	造成工事	下水道新設工事	未		11,000	11,000	
33	造成工事	亜炭鉱対策工事	未		176,500	176, 500	約22.9億円
34	建築費	木材調達費	R3∼	70, 881	230, 659	301, 540	
35	建築費	新庁舎建築費	未		2, 117, 000	2, 117, 000	
36	建築費	ホール建築費	未		1, 195, 000	1, 195, 000	約36.1億円
37	外構工事費	外構工事	未		950,000	950,000	約9.5億円
合計				675, 302	7, 124, 698	7,800,000	

【資料1:新庁舎等整備事業の総事業費78億円の内訳】

【資料 2】は、近隣自治体における新庁舎事業の一覧を示す。

庁舎建設費および予算規模に対する建設費比率は、各自治体の規模、庁舎に備える機能によるところがあるため、庁舎建設費は 16.2 億円~76.9 億円、および予算規模に対する建設費比率は 9.4%~27.1% とばらつきがみられる。また、面積当たりの建設費についても、建設時期の相違や建物構造の違い等により 349 千円~642 千円となっている。

御嵩町の新庁舎建設費は約23.6億円であり、予算規模(令和5年一般会計)に対する建設費の比率は19.6%であるが、近隣自治体全体の平均値は19.4%であった。

また庁舎の面積当たりの建設費は、御嵩町は約502 千円/ m^2 であるが、近隣自治体の全体平均値は約473 千円/ m^2 であった(%1)。

[※1:垂井町は既設建物の改修(コンバージョン)であり、新築ではないため平均値の算出からは除外した また、愛知県 設楽町,阿久比町,半田市は総事業費のうちの庁舎建設費が明確ではなかったため平均値の算出からは除外した]

後述するが、近年では建築、土木費用の高騰により建設費は増加しているため、令和元年度以降に開 庁(予定含む)の9市町を抽出しての比較をおこなった。

令和元年度以降に開庁(予定含む)での平均値は、予算規模に対する建設費の比率が 19.6%、庁舎の 面積当たりの建設費が約 512 千円/m²であった。

御嵩町の予算規模(令和 5 年一般会計)に対する建設費の比率は 19.6%と同等であり、また庁舎の面積当たりの建設費は約 502 千円/m²と下回っており、そのことから御嵩町の新庁舎建設費の約 23.6 億円は近隣自治体と比較しても大きく乖離していないと判断する。

樂名	市町名	場所	仏	予算規模 (R5一般会計) (億円)	開庁時期	建物構造	延床面積 (m²)	部事業費 (億円)	庁舎建設費 (億円)	予算規模に 対する 建設費比率	間積当たり の建設費 (千円/m²)	事業內容/特記事項
吱車県	御嵩町	移転	17,677	120.3	R9.4目標	木造 地上2階	4,700	78	23.6	19.6%	502	約37,000m ² の敷地に庁舎、ホール、保育園、児童館、防災広場を一体整備
果名	市町名	場所	公公	予算規模 (RS-般会計) (億円)	開庁時期	建物构造	延床面積 (m²)	総事業費 (億円)	庁会建設費 (億円)	予算規模に 対する 建設費比率	国積当たり の建設費 (千円/m²)	事業內容/特記事項
	岐南町	建替え	25,726	85.8	H27,8	RC造 地上5階	4,730	1	THE	71 77	1	AND THE RESERVE OF THE PROPERTY.
	北方町	移転	18,673	67.1	H28.5	S造 地上3階	5,220	710				
	土岐市	建替え	54,990	253.9	H31.3	RC造 地上3階	9,703	16				
	垂井町	改修	26,080	107.7	R1,9	RC造 地上2階	7,434	100				
	大垣市	建替え	158,049	619.5	R2,1	S造 地上8階	20,806					
	各務原市	建替え	145,026	588.3	R3.9	RC造 地下1階地上7階 ZEB Ready取得	16,802					
	羽島市	建替え	66,778	232.9	R3.11	S造 地上5階	9,706					
岐阜県	本巢市	移転	33,131	225.6	R6.7予定	S造 地上3階 Nearly ZEB取得見込み	7,793					
	自川町	移転	7,193	63.6	R8.1予定	木造+RC造 地上3階 ZEBではない	2,607					
	美濃加茂市	移転	57,518	226	R10以降	構造未定 ZEB庁舎を目指している	9,150(想定)	100				
	多治見市	移転	106,233	406	R10以降	構造未定 ZEB庁舎を目指している	8,010(想定)					
	瑞龍市	移転	54,837	194	R13以降	構造未定	9,700(想定)					
	設楽町	移転	4,914	60	H26.1	木造+S造地上1階	不明	100				
	阿久比町	連替え	28,241	172	H28,1	RC+S造地上4階	9,080					
愛知県	半田市	建替え	117,272	448,1	H27.1	S造 地上5階	本 明	B.				
	新城市	移転	41,971	253.9	H30.5	S造 地上4階	7,035	1				
三重県	伊賀市	移転	86,059	451	H31,1	S造 地上5階	14,288	<u> </u>				
	いなべ市	移転	43,367	239.7	R1.5	RC+S造地下1階地上2階	14,612					

【資料 2:近隣自治体における新庁舎事業一覧】

資料2については、自治体への聞き取り調査において非公開を条件に提示を受けたもの、現在事業履行中の案件、又は今後入札を予定する案件も含まれており、事業執行に影響を及ぼす恐れがあるため公開不可との要請をされている自治体も含んでいるため、御嵩町以外の市町の総事業費,庁舎建設費,予算規模に対する建設費比率,面積当たりの建設費,事業内容/特記事項については黒塗りとしている。

【資料3】は、近隣自治体における新庁舎事業費内訳の一覧を示す。

近隣自治体が公表している総事業費は、建物や外構、用地費、造成費など、主に新庁舎建物整備関連にかかる費用を公表している場合が多く、基礎調査費、設計費、関連事業経費等を事業費に含めていない自治体もある。

御嵩町の新庁舎等整備事業費 78 億円には、造成工事費として、新庁舎に接続する国道 21 号バイパス交差点関連工事(約 1.5 億円)や上下水道新設を含む水道関連工事(約 1.5 億円)、計画地周辺農業施設工事(約 0.8 億円)、新たな土地に建設するための基盤造成工事(約 11.3 億円、保育園児童館敷地の整備も含む)、亜炭鉱対策工事(約 1.8 億円)、盛土購入費(約 6 億円)など約 22.9 億円が含まれている。

この他に町民ホールの建設費(約12.5億円)が含まれているため、近隣自治体と比較すると総事業費が大きくなっている。

町民ホールの延床面積は 2,267 ㎡で、面積当たりの建設費は約 552 千円/m²であり、新庁舎の面積当たりの建設費約 502 千円/m²に比べて割高である。これは町民ホールの施工規模が新庁舎に比べて小さいため建築コストが割高であること、防音設備や音響設備などホール専用の設備が含まれていること、および町民ホールという文化的な施設という位置づけから内装についても多少の華美性のあるものが見込まれているためである。

Shape Shape		-	And Proposition	総事業費(億円)					LAG.					
県名	市町名	場所	開庁時期		庁舎 建築費	ホール建築費	外構 工事費	用地費	土木造成 工事費	盛土	設計費	解体費		その他
岐阜県	御嵩町	移転	R9.4目標	78	23.6	12.5	9.5	1.9	16.9	6	3.9		3.7	工事監理・防災無線・備品費等

Wales I		100	100	総事業費					THE PROPERTY.	費用內	訳(億円)	1000	
具名	市町名	場所	開庁時期	(億円)	庁舎 建築費	ホール建築費	外構 工事費	用地費	土木造成工事費		設計費	解体費	
	岐南町	建替え	H27.8					THE	4	\$ 15 T	115 000		
	北方町	移転	H28.5										
	土岐市	建替え	H31.3										
	垂井町	改修	R1.9	PAGE 1									
	大垣市	建替え	R2.1										
	各務原市	建替え	R3.9										
岐阜県	羽島市	建替え	R3.11	THE PARTY									
	本巣市	移転	R6.7予定	The same									
	白川町	移転	R8.1予定	1									
	美濃加茂市	移転	R10以降										
	多治見市	移転	R10以降										
	瑞穂市	移転	R13以降	1,00									
	股楽町	移転	H26.1	1994									
M. in it	阿久比町	建替え	H28.1										
愛知県	半田市	建替え	H27.1										
	新城市	移転	H30.5										
	伊賀市	移転	H31.1										
三重県	いなべ市	移転	R1.5	H. Th									

【資料3:近隣自治体における新庁舎事業費内訳】

資料3については、自治体への聞き取り調査において非公開を条件に提示を受けたもの、現在事業履行中の案件、又は今後入札を予定する案件も含まれており、事業執行に影響を及ぼす恐れがあるため公開不可との要請をされている自治体も含んでいるため、御嵩町以外の市町の総事業費,費用内訳については黒塗りとしている。

第3章 新庁舎等整備事業費の見積方法について

御嵩町をはじめとする自治体においては、適正かつ公正な業務執行が求められており、業者間の談合等の違法な取引がないように、公正な手続きの担保が必要である。事業費の見積は、調達・契約事務の 1 つの構成要素であることから、新庁舎等整備事業の見積においても、経済合理性および公正性の担保が図られたかどうかついて検証した。

新庁舎および町民ホールの設計業務については、令和2年3月に公募型プロポーザル方式による入札により事業者を選定しており、審査の結果、5社の応募の中から東畑建築事務所が本業務を履行することとなった。東畑建築事務所は、多くの自治体の公共建設工事で実績がある事業者である。

御嵩町は令和3年10月、東畑建築事務所に対し概算工事費算出の依頼をかけており、東畑建築事務所は設計仕様に基づく積み上げ方式により工事金額を積算し、庁舎約23.6億円、町民ホール約12.5億円と概算工事費を見積もった。なお、東畑建築事務所の成果品一式を確認したところ、一般的な見積方法である三者見積によって工事費を算定しており、当該設計書および見積資料を閲覧した結果、最安値になるよう網羅的に積算が行われており、経済合理性が担保されていると判断した。

一方、土木造成にかかる設計業務については、一般競争入札により選定された㈱興栄コンサルタントほか専門的技能を有する土木系コンサルタントが設計業務を履行し、概算工事費の算出を行っている。

なお、予算措置にあたっては当該業務で算出した概算工事費をもとに予算計上をしているが、実際の工事発注においては、御嵩町職員が国土交通省の積算基準に基づいて工事価格を算出して発注する。実際、21号バイパス関連工事などの既支出費用約 6.8 億円のうちの約 2.5 億円の工事費について調査をしたところ、職員が国土交通省の積算基準に基づき工事価格を算出して、一般競争入札により工事業者を選定しており、当該設計書や入札執行資料等を閲覧した結果、不合理な点は認められず、公正に履行されていると判断した。

なお、これらは他の市町においても多く採用されている履行方法であり、実際に予算が確定し入札 が行われる前には工事金額は公表されていない。

第4章 財政面について

財政面については、御嵩町が「新庁舎等整備事業を実施可能な財政状態であるのか」また「御嵩町の 財政負担が可能な限り軽減できるような措置の検討をおこなったか」についてを 着眼点として検証している。

I. 【資料 4】は、御嵩町における基金残高の推移の一覧を示す。

御嵩町は新庁舎プロジェクトに向けて平成24年度より計画的に庁舎整備基金(貯金)を積み立てており、基金残高は平成24年から令和4年にかけて、約27.4億円に増加しており、計画的に資金を保全していることがうかがえる。

			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
項目	×	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 🔻	R2	R3	R4 🗸
基金残高	財政調整基金	山土	1,099,297	1,214,315	1,664,000	1,664,958	1,711,281	1,711,252	1,711,957	1,717,140	1,768,198	1,903,518	2,013,050
	減債基金	千円	452,614	478,081	503,501	533,391	523,837	514,117	504,361	504,534	504,654	504,774	599,999
	庁舎整備基金	千円		200,000	400,231	908,467	1,222,893	1,425,190	1,576,065	1,916,115	1,927,494	2,634,766	2,736,449
	その他特定目的金	千円	479,813	424,173	306,281	282,378	290,262	329,298	347,093	195,970	426,724	502,704	537,602
	合計	千円	2,031,724	2,316,569	2,874,013	3,389,194	3,748,273	3,979,857	4,139,476	4,333,759	4,627,070	5,545,762	5,887,100

【資料4:御嵩町における基金残高の推移】

II. 【資料 5】は、近隣自治体における新庁舎事業費財源の一覧を示す。

財源に関しては、積み立てた基金約 27.4 億円のうち約 20.6 億円を充当するほかに、国・県からの補助金が約 1.4 億円、地方債が約 51 億円となっている。地方債は国からの交付税が措置されるため、御嵩町の実質的な負担額は約 26.4 億円に軽減される計画となっている。

他の近隣自治体における新庁舎事業においては、交付税措置のある地方債を利用して建設した市町は 6 市町中 5 市町あった。

	-	V	ma chat wa	総事業費		財源(財源(億円)					
県名	市町名	場所	開庁時期	(億円)	国·県補助	地方債	基金繰入金	一般財源				
岐阜県	御嵩町	移転	R9.4目標	78	1.4	51	20.6	. 5				
	RIFE					財源((億円)					
県名	市町名	場所	開庁時期	総事業費 (億円)	国・県補助	地方債	基金繰入金	一般財源				
	岐南町	建替え	H27.8									
	北方町	移転	H28.5									
	土岐市	建替え	H31.3									
岐阜県	垂井町	改修	R1.9	E								
	大垣市	建替え	R2.1									
	各務原市	建替え	R3.9									
咬阜県	羽島市	建替え	R3.11									
	本巣市	移転	R6.7予定									
	白川町	移転	R8.1予定									
	美濃加茂市	移転	R10以降)								
	多治見市	移転	R10以降									
	瑞穂市	移転	R13以降									
	設楽町	移転	H26.1									
W 10.0	阿久比町	建替え	H28.1									
愛知県	半田市	建替え	H27.1									
	新城市	移転	H30.5									
- 45.17	伊賀市	移転	H31.1									
三重県	いなべ市	移転	R1.5									

【資料5:近隣自治体における新庁舎事業費財源】

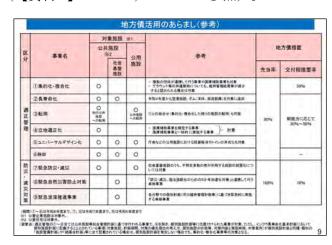
資料 5 については、自治体への聞き取り調査において非公開を条件に提示を受けたもの、現在事業履行中の案件、又は今後入札を予定する案件も含まれており、事業執行に影響を及ぼす恐れがあるため公開不可との要請をされている自治体も含んでいるため、御嵩町以外の市町の総事業費,財源については黒塗りとしている。

- III. 地方債の交付税についての詳細は以下のとおりである。
 - 1. 緊急防災・減災事業債について

【資料 6】は、総務省自治財政局発行の自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きを示す。

御嵩町の計画では、緊急時に避難所として使用することを目的とした町民ホールや、災害時の活動拠点となる防災広場や駐車場などについては、交付税措置のある緊急防災・減災事業の対象となっており、この緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)は令和7年までを期限として存在している(【資料6】9ページ、19ページ参照)。

自治体施設・インフラの 老朽化対策・防災対策のための 地方債活用の手引き (全体版) 令和5年10月 総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課





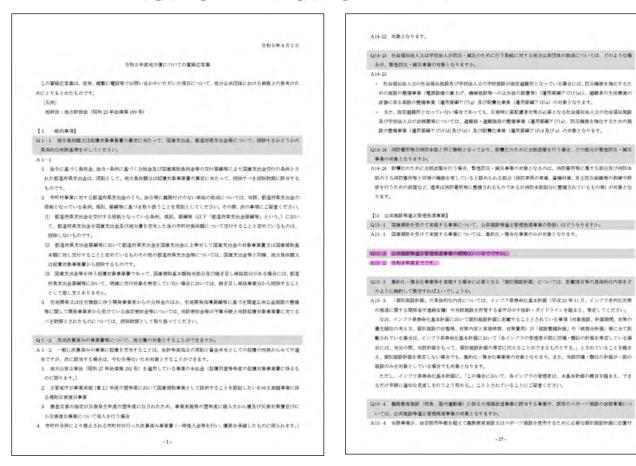
【資料 6: 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版) 総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課】

2. 市町村役場機能緊急保全事業債(役場債)について

【資料7】は、総務省消防庁発行の令和5年度地方債についての質疑応答集を示す。

【資料 8】は、総務省自治財政局発行の令和 2 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意 事項等について示す。

今回の事業のうち、新庁舎の建設にかかる部分については、公共施設等適正管理推進事業のひとつである市町村役場機能緊急保全事業の対象となっており、この市町村役場機能緊急保全事業債(充当率90%、交付税措置率22.5% 以後「役場債」と表記)は令和8年まで適用される(【資料7】17ページ,【資料8】17ページ参照)。



【資料 7:令和 5 年度 地方債についての質疑応答集 総務省 消防庁】

事務 連絡
令和2年1月24日
各都道府県財政担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県職会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局
総務省自治財政局財政課
令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について
国の令和2年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和元年12月20日、間議決定されたところであります。
この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和2年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を

御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】 総務省自治財政局 財政課財政計画係 高橋 電話 03-5253-5612 これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」について、令和2 年度は4,800億円(前年度問額)を計上した上で、複数団体が連携して 実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、 長寿命化事業の対象として、昭和53年以降の技術基準で設計された砂防設 備を追加することとしている。

住た、令和2年度までを事業期間としている市町村役場機能緊急保全事業 については、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業に ついては、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を課することとして いる。

13 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、令和2年度は5,000億円(前年度同額)を計上している。

また、地方公共団体の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の 拠点施設等における浸水対策(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械 施設等への止水板・防水屋の設置等)及び洪水浸水想定区域等からの消防署 所等の移転に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とす ることとしている。

なお、緊急防災・減災事業債の事業期間 (令和2年度まで) 終了後の在り 方については、期間終了時の地方公共団体における防災・減災対策に関する 取組や地域の実情、護題等を踏まえて検討する予定であるが、令和2年度ま でに建設工事に着子した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地 方財政格置を護することとしている。

- 14 令和2年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」 について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担(8,289 億円(前年度比744億円増))について、地方財政計画に全額を計上する とともに、地方交付税措置を課することとしている。
- (1) 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援新制度において、平成27年度から実施している教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上については、引き続き実施すること。(3,541億円)

- 17

【資料 8: 事務連絡 令和 2 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について 総務省自治財政局 財政課】

3. 交付税措置見込額について

町の財政計画では、国から多くの交付税が措置される地方債を活用することを基本に計画 されている。

【資料9】は、御嵩町の地方債の内訳および交付税見込み額を示す。

令和4年度における財政シミュレーションにおいては、

- 町民ホールなどの防災にかかる部分は緊急防災・減債事業債を約 17 億円充当する計画としており、このうち交付税措置が見込まれる金額は約 12.4 億円と試算している。
- 新庁舎の建設にかかる部分については市町村役場機能保全事業債を約29.7億円充当する計画としており、このうち交付税措置が見込まれる金額は約9.1億円と試算している。

ほかにも緊急自然災害防止対策事業債や公共事業等債などの地方債も含め、これらの交付税置を活用することにより、地方債約51億円のうち、約48%の約24.6億円が交付税として町の歳入となり、御嵩町の実質的な負担額は約26.4億円に軽減される計画となっている。

	単位:千円
金額	
141, 467	
141, 467	
0	
	理論值
5, 103, 400	交付税見込
2, 965, 000	910, 759
1,704,600	1, 244, 346
7,800	4, 018
40,000	20, 397
386,000	281, 753
0	(
0	(
2, 073, 466	2, 461, 273
2, 055, 566	
17, 900	
0	
7, 318, 333	
	141, 467 141, 467 0 5, 103, 400 2, 965, 000 1, 704, 600 7, 800 40, 000 386, 000 0 2, 073, 466 2, 055, 566 17, 900

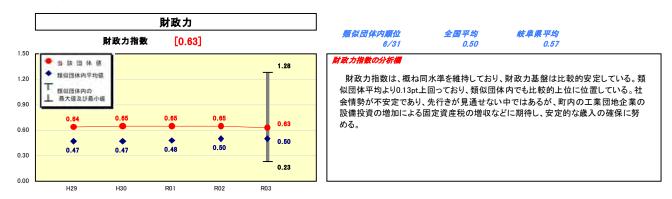
【資料 9: 地方債の内訳および交付税見込み額 御嵩町資料】

IV. 御嵩町の現在の財政および会計について検討した。

総務省自治財政局財政調査課が公表している「類似団体別市町村財政指数表(御嵩町類型:町IV-1)」および御嵩町ホームページにて公表されている「令和3年度財政状況資料集(直近の最新版)」を参考にした。

【資料 10】は、御嵩町財政比較分析表(普通会計決算)内 財政力を示す。

財政力指数は類似する31団体中6位であり、実質収支額は継続的に黒字を確保しており財政力基盤が比較的安定している。

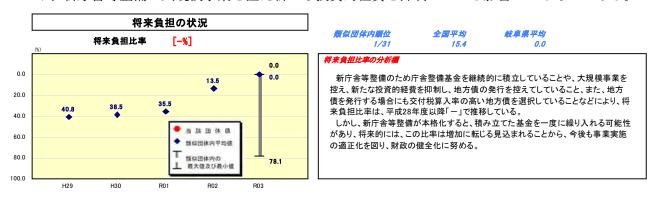


【資料 10: 御嵩町財政比較分析表(普通会計決算)内 財政力】

[財政力指数とは] (総務省 HP 指標の説明より)

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。 【資料 11】は、御嵩町財政比較分析表(普通会計決算)内 将来負担の状況を示す。

将来負担比率は類似する31団体中1位であった。新庁舎等整備のため基金を積み立てしていることや、新庁舎等整備の大規模事業を控え新たな投資的経費を抑制している影響によるものである。



【資料 11:御嵩町財政比較分析表(普通会計決算)内 将来負担の状況】

「将来負担比率とは」(総務省 HP 指標の説明より)

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の 一般会計等が将来負担すべき実質 的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、 将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、 実質公債費比率の早期健全化基準 に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村(政令指定都市は除く)は 350%、都道府 県および政令指定都市 は 400%としている。

将来負担比率 =
$$\frac{A-(B+C+D)}{E-F}$$

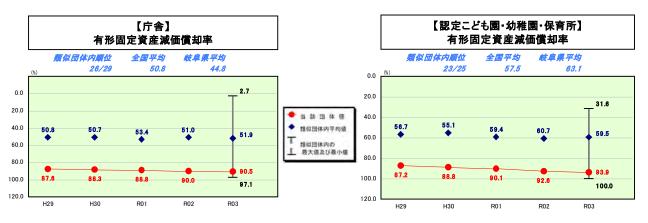
- A:将来負担額
- B: 充当可能基金額
- C:特定財源見込額
- D:地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E:標準財政規模
- F:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

*将来負担額 (上記 A 関連)

- 以下①から⑧までの合計額
- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込 額
- ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- *充当可能基金額(上記 B 関連)
 - ①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

【資料 12】は、御嵩町施設類型別ストック情報分析表内 庁舎, 認定こども園・幼稚園・保育所の有 形固定資産減価償却率を示す。

有形固定資産減価償却率の分析において、一部施設(現庁舎、中保育園等)の減価償却率が類似団体と比較して高い傾向がみられる。これは建設から長期経過しているためであり、老朽化が進んでいるとみられるので、当該施設の建て替えや既存施設との集約、統廃合など他の公共施設を含めた今後の方針検討が必要と考える。



【資料 12: 御嵩町施設類型別ストック情報分析表内 有形固定資産減価償却率】

[有形固定資産減価償却率とは]

有形固定資産の老朽化度合いを測定する指標。減価償却がどの程度進行しているかを示し、100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを意味する。また、減価償却方法(定額法と定率法)が変更された際に大きく変化する。

有形固定資産減価償却率(%)= 減価償却累計額 有形固定資産+減価償却累計額

【資料 13】は、令和 3 年度全市町村の主要財政指標を示す。

総務省が公表している「全市町村の主要財政指標(令和3年度)」も併せて検討したが、他の市町と大きく乖離することなく、問題となる指数はみられなかった。

団体コード	都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
212016	岐阜県	岐阜市	0. 85	89. 3	3.5	-	101. 1
212024	岐阜県	大垣市	0.86	82. 5	1. 7	25. 0	100. 7
212032	岐阜県	高山市	0. 52	77. 8	5. 0	-	99. 5
212041	岐阜県	多治見市	0. 71	85. 8	▲ 4.0	-	96. 5
212059	岐阜県	関市	0. 61	78. 8	1.5	-	98. 4
212067	岐阜県	中津川市	0. 50	85. 8	6.6	-	98. 6
212075	岐阜県	美濃市	0. 54	88. 0	9.3	26. 7	95. 9
212083	岐阜県	瑞浪市	0. 64	87. 4	2. 6	-	99. 0
212091	岐阜県	羽島市	0.77	87. 5	4. 9	26. 2	93. 1
212105	岐阜県	恵那市	0. 45	81.5	0.3	-	97. 6
212113	岐阜県	美濃加茂市	0. 81	83. 2	5.0	-	97. 0
212121	岐阜県	土岐市	0. 67	89. 8	5.8	-	97. 3
212130	岐阜県	各務原市	0, 88	87. 6	3, 8	-	100. 0
212148	岐阜県	可児市	0.87	89. 2	0, 6	-	97. 1
212156	岐阜県	山県市	0.40	86. 7	9. 7	20. 3	96. 7
212164	岐阜県	瑞穂市	0. 76	76. 9	0.4	-	95. 6
212172	岐阜県	飛騨市	0.32	90. 5	13. 7	-	94. 1
212181	岐阜県	本巣市	0.56	82. 5	6. 9	23. 9	96. 1
212199	岐阜県	郡上市	0. 32	80. 9	11.8	72. 1	93. 7
212202	岐阜県	下呂市	0.33	86. 2	11. 7	10. 1	97. 4
212211	岐阜県	海津市	0.48	83. 6	8.8	32. 5	92. 3
213021	岐阜県	岐南町	0.93	85. 6	5. 6	3. 5	98. 0
213039	岐阜県	笠松町	0, 71	86. 2	5.8	54. 1	97. 0
213411	岐阜県	養老町	0, 61	81.8	7.4	51.5	97. 5
213616	岐阜県	垂井町	0. 70	79. 2	2.8	59. 7	97. 0
213624	岐阜県	関ケ原町	0, 50	79. 9	10.5	31. 5	91. 7
213811	岐阜県	神戸町	0. 68	77. 4	3, 6	44. 7	93. 9
213829	岐阜県	輪之内町	0, 60	73. 7	6.3	7. 4	94. 0
213837	岐阜県	安八町	0, 61	77. 3	12. 6	81. 5	93. 9
214019	岐阜県	揖斐川町	0.46	81. 0	6. 1	-	92. 8
214035	岐阜県	大野町	0, 61	81.0	3.9	-	95. 4
214043	岐阜県	池田町	0, 61	76.0	10.0	58. 6	92. 8
214213	岐阜県	北方町	0, 60	77. 9	11. 2	7. 9	95. 8
215015	岐阜県	坂祝町	0, 56	76. 6	3.7	-	95. 4
215023	岐阜県	富加町	0.46	81. 5	10.6	-	97. 0
215031	岐阜県	川辺町	0.45	75. 1	9.0	-	93. 0
215040	岐阜県	七宗町	0. 27	69. 2	5. 3	-	96. 6
215058	岐阜県	八百津町	0.41	78. 3	4. 9	-	96. 0
215066	岐阜県	白川町	0. 28	82. 0	9. 5	-	93. 3
215074	岐阜県	東白川村	0.16	88. 9	14. 1	26. 5	95. 2
215210	岐阜県	御嵩町	0, 63	82. 2	6.6	_	96. 8
216046	岐阜県	白川村	0.34	68. 7	2. 1	-	94. 3
	全国市町		0.50	88. 9	5. 5	15. 4	_

- 1 財政力指数
- 表最下段の各平均値は、単純平均であり、東京都特別区、一部事務組合及び広域連合を含まない。
- 2. 経常収支比率
- 表最下段の各平均値は、加重平均であり、東京都特別区、一部事務組合及び広域連合を含まない。
- 3. 実質公債費比率
- 表最下段の各平均値は、加重平均であり、東京都特別区を含み一部事務組合及び広域連合を含まない。
- 4. 将来負担比率
- 表最下段の各平均値は、加重平均であり、東京都特別区を含み一部事務組合及び広域連合を含まない。
- 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「一」を表示している。

【資料 13:令和 3 年度 全市町村の主要財政指標 総務省(上記の表は岐阜県のみ抜粋)】

[経常収支比率とは] (総務省 HP 指標の説明より)

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

経常収支比率 = 人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等 経常一般財源等(地方税+普通交付税等) +減収補填債特例分+臨時財政対策債

[ラスパイレス指数とは] (総務省 HP 指標の説明より)

国家公務員行政職俸給表(一)の適用者の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

V. 御嵩町の将来の財政および会計について検討した。

御嵩町は上記の交付税および財政状況を踏まえ 78 億円の新庁舎等整備事業を始めた場合の財政シミュレーションについて検討している。

【資料 14】は、御嵩町による新庁舎等整備にかかる財政推計を示す。

御嵩町新庁舎整備事業説明会が行われた令和4年の資料を参考にした。

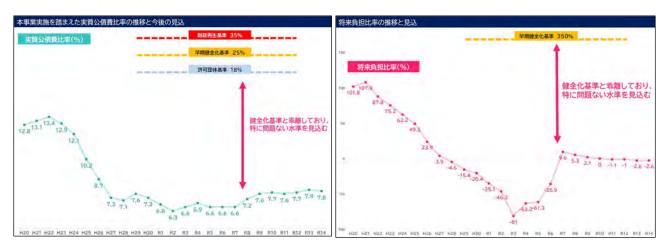
項 信	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
元利保護金の額	510,506	540,161	547,764	553,886	579,187	657,723	660,742	680,723	725,886	721,354	704,097	691.17
積立不定額考慮算定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	.0	.0	
其期一括元金領漢金經消	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	
輸入金	350,407	361.727	311,651	295,713	284,501	271.224	259,369	248,985	239.267	229.705	220.527	211,71
一部事務組合等	67,952	71,350	74.917	78.663	82,596	86,726	91.062	95,615	100.396	105,416	110,687	116,22
公債費準債稅負担	8,636	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時個人会の利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定財源の版	0	0	0	0	0	0	0	ò	0	0	0	
基準則政策棄薪 公復實	245,990	241.070	238.355	234.157	260.167	266,768	298.842	346,725	350.238	360,431	356,050	351,73
以書應自體等に係る蓋率財政需要請	396,895	388,957	381,178	373,554	366,083	358,762	351,586	344,555	337.664	330,910	324,292	317,80
高度等正一	5,845	5,728	5,614	5,501	5,391	5,283	5,178	5,074	4.973	4,873	4,776	4,68
核學院収入額	2.986.310	3.817.993	3,666,667	3.599,185	3,595,408	3,549,732	3,561,868	3,610,320	3,561,331	3,528,321	3,464,039	3,400,98
黄油交付税额	7,644,195	1,652,811	1,650,000	1,619,633	1,617.934	1,597,379	1,602.841	1.624.644	7.602.599	1.587.745	1,558,818	1,530,44
物時對政財領債勢行可能護	347,404	99.814	79.851	83.844	88,036	92,438	94.287	99,001	103,951	109,148	114,606	120,33
		241.070	236.249	231,524	226,893	222,355	217,908	213,550	209,279	205,094	200,992	196,97
				1,617,000	1.584.660	1,552,967	1,521,907	1.491.469	1.461.640	1.432.407	1,403,759	1,375,68
N-2年度	6.08757	7.33845	6.67034	6.83873	6.48002	6.71825	6.73790	8.35065	7.72403	7.09351	8.14588	7.9545
N-1年度	7.33845	6.67034	6.83873	6.48002	6.71825	6.73790	8.35065	7,72403	7.09351	8.14588	7.95452	7.8653
実質公債費比率(単年度)	6.67034	6.83873	6,48002	6.71825	6.73790	8.35065	7,72403	7.09351	8.14588	7,95452	7.86535	7.8787
演舞公債費比率(3为年平均)	6.6	6.9	6,6	6,6	6,6	7.2	7.6	7.7	7.6	7.7	7.9	7.
地方側の坦在島	5,575,296	6,487,999	6,540,800	7.604.645	9,709,990	9.357.375	9.019.859	8.653,110	8.245.940	7.848,299	7,473,229	7,116,66
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	307710-0
公敦企業債等級人見込額	2,897,221	2,921,306	2,667,462	2,435,754	2,231,512	2.046,834	1.888.490	1,756,077	1,639,605	1,539,867	1,455,441	1,385.02
組合負担等見込結	373,825	392,516	412,142	432,749	454,387	477,106	500.961	526,009	552,310	579,925	608.922	639.36
道聯手出負的克込德	970,951	990,370	1,010,177	1.030.381	1,050,989	1,072,008	1.093.449	1,115,317	1,137,624	1,160,376	1,183,584	1,207,25
設立法人の負債額等見込額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
連續実績赤字類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和合連絡実質亦字領角並用以類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特來與拉納 A	9,817,293	10,792,191	10,630,582	11,503,530	13,446,877	12,953,324	12,502,759	12,050,514	11,575,478	11,128,468	10.721.175	10,348,31
充計可能基金	5.966,466	5,984,038	5.556.242	4.664.934	3,419,993	3,300,926	3,173,242	3,046,767	2 020 024	240224	244244	0.000
克拉可能特定 成 入	5.966,466	5,984,038	0.000.242	e.66e.93e	3,419,993	3,300,926	3,173,242	3,046,767	2,919,026	2,790,044	2,669,848	2,548,46
2.25·10年刊之成人 基準計政需要額算入見以報	7,358,178	7.930,633	8,002,053	8,523,661	9,574,596	9,407,330	0 001 100	0	0		0	
在中间和原理的种人产品的 充出可能对原则 B	13.324.644	13,914,671	13,558.295	13,188,595	12,994,589	12,708,256	9,231,180	9,004,036	8,710.976	8,386,435	8,167,556	7.915.44
ALIE SERVICE DE	13.324.044	7,211,014	7,066,794	6,925,458		6,651,210	6,518,186	5444 414 114	11,630.002	11.176.479	10,837,404	10,463,90
特殊負担額 A	9,817,293	10,792,191	10,630,582	11,503,530	6,786,949			6.387.822	6.260,066	6,134,864	6.012.167	5,891.92
和未明日期 A 充田可能財政等 B	13,324,644	13,914,671	13,558,295	13,188,595	13,446,877	12,953,324	12,502,759	12,050,514	11,575,478	11,128,468	10.721.175	10,348,31
А-В	-3,507,351	-3,122,480	-2,927,713	-1,685,066	452,288	12,708,256	12,404,422	12,050,803	11,630,002	11,176,479	10.837,404	10,463,90
Washing C	4,977,909	5,570,618	5,396,518	5,302,662	5.301,378	5,239,549	5.258,995	5,333,964	5.267.880		-116,229	-115,59
算入公債費等の額 D	648,730	635,755	625,146	613,213	631,641	630,813	655,606	696,354	692.874	5.225.214	5,137,462	5.051.75
	4,329,179	4.934.863	4,771,372	4,689,450	4.669,736	4,608,736	4,603,390		- Company		685,118	674.2
を	4,329,179	4,934,803	4771.372	4,589,450	4.669,736	4,608,736	4.603,390	4,637,611	4,575.006	4,528,999	4,452,344	4,377,54

【資料 14: 令和 4年度における新庁舎等整備にかかる財政推計 御嵩町資料】

【資料 15】は、御嵩町による財政シミュレーションを示す。

「実質公債費比率」と「将来負担比率」は、平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率の2指標である(16ページ参照)。

早期健全化基準である、「実質公債比率 < 25%」「将来負担比率 < 350%」から大きく下回っており、財政に特段の問題はないと判断できる。



【資料 15: 令和 4 年度における財政シミュレーション 御嵩町資料】

[実質公債費比率とは] (総務省 HP 指標の説明より)

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも 25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも 35%としている。

実質公債費比率 =
$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A:地方債の元利償還金

B: 準元利償還金

C:特定財源

D:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E:標準財政規模

*準元利償還金 (上記B関連) ①から⑤までの合計額

- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合 における1年当たりの元金償還金相当額
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財 源に充てたと認められるもの
- ③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方 債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの及び利子補給費
- ⑤一時借入金の利子

第5章 建築、土木費用の高騰について

【資料 16】は、国土交通省が建設工事にかかる名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で 毎月作成,公表している資料である、建設工事費デフレーターを示す。

建設物価の動向としては、建築資材費、労務費等を含む建設分野の工事費は、東日本大震災が発生した平成23年(2011年)以降上昇しており令和5年(2023年)11月時点で約130%(平成23年(2011年)4月対比)で、約2.0%/年の上昇がみられる。しかし、直近3年間(令和2年(2020年)12月~令和5年(2023年)11月)では約4.9%/年で上昇しており、大幅に建設工事費が高騰していることが確認できる。

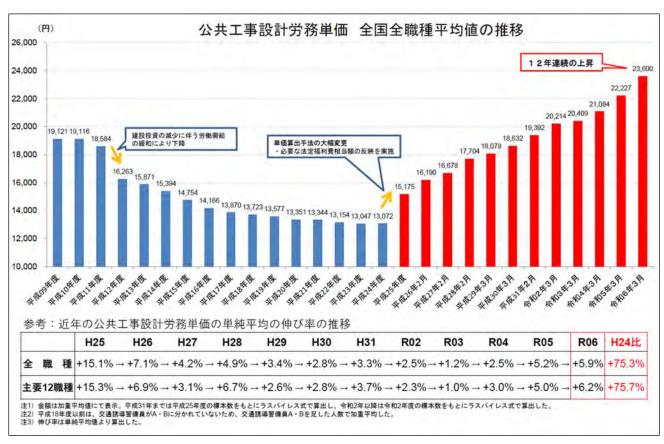


【資料 16:建設工事費デフレーター(令和6年1月31日付け) 国土交通省】

【資料 17】は、国土交通省が発表した令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について示す。

公共工事の労務費に関しても、平成24年から12年連続で上昇が続いている。

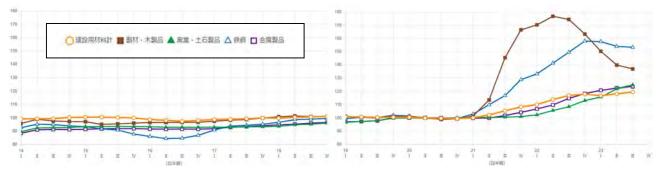
国土交通省による公共工事労務費調査に基づく令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価では、前年度比で+5.9%の伸び率であった。令和5年3月にも5.2%の上昇であり、ここ2年続けて前年比5%以上の急激な伸びを見せている。これは令和6年4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映させたためと考えられる。



【資料 17: 令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について 国土交通省】

【資料 18】は、建設業デジタルハンドブック 建設業の現状より建設コストの推移について示す。

建設資材価格については、平成 28 年 (2016 年)後半から緩やかな上昇が続いていたが、令和 3 年 (2021 年)から急激な上昇に転じた。特に、製材・木製品、鉄鋼の上昇が著しい。これは世界的な原材料および原油等エネルギーの品不足や価格高騰・円安の影響によるものである。



【資料 18: 建設業デジタルハンドブック 建設業の現状 建設コストの推移 一般社団法人 日本建設業連合会】

御嵩町の新庁舎等整備事業は、令和4年時点における見積額は78億円であったが、原材料不足やエネルギー価格の高騰に起因する建築資材の高騰、および、建設業界における「時間外労働の上限規制」を発端とする諸問題(2024年問題)から労働者不足による工事遅延や労務費の高騰により、費用の増大が懸念される。

第6章 木材保管業務委託料について

御嵩町では令和3年度より、新庁舎等整備事業に使用する木材の調達業務を実施している。

【資料 19】は、新庁舎木材調達関連事業 実施一覧を示す。

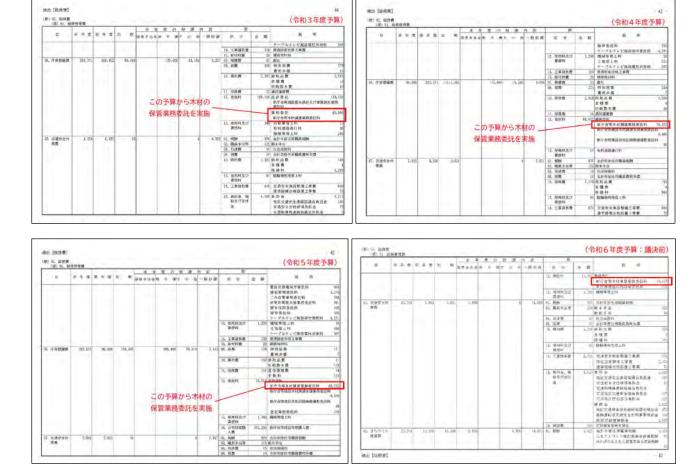
【資料 20】は、令和 3~5 年度 御嵩町予算書 および 令和 6 年度予算説明書を示す。

新庁舎等整備事業に使用する木材の調達、保管のために令和3年度から令和5年度までに約8千万円の費用がかかっており、そのうち木材保管業務として約2千万円の費用がかかっている。

この木材保管業務には令和 6 年度は約 1 千万円の費用が発生する見込みで、今後も新庁舎等整備事業が停滞した場合には、年間約 1 千万円の費用が継続的に発生すると見込まれる。

新庁舎木材記	周達関連事業 実施一覧			
	##. Th = 7. A	EE CANE (TD)	,	訳
実施年度	業務委託名	請負金額(円)	調達·製材業務	保管業務
令和3年度	新庁舎木材調達(その1)業務委託	28,105,000	28,105,000	
令和3年度	新庁舎木材調達(その2)業務委託	30,716,400	22,756,800	7,959,600
令和3年度	新庁舎木材調達(その2の2)業務委託	7,240,200	7,240,200	
令和4年度	新庁舎木材保管業務委託	4,819,100		4,819,100
令和5年度	新庁舎木材保管業務委託	9,638,200		9,638,200
令	和3年度~令和5年度までの合計	80,518,900	58,102,000	22,416,900
令和6年度	新庁舎木材保管業務委託(議決後執行)			10,605,000
令	和3年度~令和6年度までの合計		_	33,021,900

【資料 19: 新庁舎木材調達関連事業 実施一覧 御嵩町資料】



【資料 20:木材保管業務実施資料 令和 3~5 年度 御嵩町予算書 および 令和 6 年度予算説明書】

第7章 ライフサイクルコストについて

【資料 21】は、御嵩町新庁舎建設基本計画 ライフサイクルコストの算定 および 令和 4 年度 現庁舎に係るランニングコストを示す。

令和元年 9 月の「御嵩町新庁舎建設基本計画」において、延床面積 4,200 ㎡の新庁舎にかかるライフサイクルコストは 40 年間の合計で約 44.1 億円と試算されている。

内訳は、新庁舎建築コスト約 24 億円、大規模工事をともなう修繕コスト約 7.4 億円、40 年間分のランニングコストである運用管理費約 12.7 億円である。

一方、令和 4 年度における現庁舎にかかるランニングコストは年間で約 0.4 億円であり、今後 40 年間現庁舎を使用すると仮定した場合の運用管理費は単純積算しても約 16 億円となる。

新庁舎で試算されている運用管理費約 12.7 億円より高額となり、修繕コストも大規模工事をともな うものが多くなり高額になると想定される。

	mの新庁舎にかかるラ	イフサイクル	プストは以下のようになり、4
手間の合計で約 44	 1 億円となります。 【表-15 新庁舎に 	かみスライコサイ	44.7761
区分	項目	金額(億円)	備考
新庁舎建築コスト	P.28 £9	24	
修繕コスト	建築	0.8	構造、外壁、内装、外構等
	電気設備	2.1	受変電、発電、通信等
	機械設備	4.5	空調、換気、給排水等
	合計	7.4	
修繕コスト以外の 運用管理費	保全コスト(経常的修繕以外)	4.7	・法令点検、定期点検、清掃等 ・経年による設備の劣化や建物を 体の損傷に対して、経常的に実施 する修繕に係る費用
	保全コスト(経常的修繕)	1.1	
	改善コスト	0.6	模様替え等
	運用コスト	3,5	光熱水費等
	一般管理コスト	1.4	公租公課、保険料、事務費等
	運用支援コスト	1.4	財産台帳事務費等
	合計	12.7	
ライフサイクルコスト	総額	44.1	

予算科目	項目	金額(決算額)	内容
2.1.1	光熱費	36,096	灯油
		15.867.074	
		134,250	ガス
		844,041	水道
	修繕料	2,424,358	庁舎内小修繕
	手数料	18,700	簡易水道検査手数料
		49,720	大型プリンター修理手数料
		188,980	不燃粗大物処理手数料
		67,100	北庁舎排水管修繕手数料
		66,000	PCB 分析手数料
		1.870	FAX 回線工事
		33,000	電話機設定手数料
	委託料	220,000	カラー印刷機保守点検委託料
	使用料借上料	7,656	印刷機借上料
		299,640	清掃器具借上料
		63,919	NHK 受信料
		21,120	ケーブルテレビ利用料
2.1.5	手数料	31.097	休日点検手数料
		216,928	建物等火災保険料
	修繕料	1,984,245	庁舎内小修繕
	委託料	1,441,000	清掃委託料
		1,744,600	空調保守点検料
		93,500	消防設備点検料
		415,800	電気保安委託料
		990,000	庁舎衛生管理委託料
		4,624,290	電話交換業務
		801,900	エレベータ保守点検
		462,000	電話交換機器保守
		2,676,994	庁舎内清掃委託料
		396,500	ゴミ収集
2.1.17	委託料	336,160	OCR 導入委託
(コロナ対策)	使用料借上料	66,000	WEB 会議システム利用料
	工事費	(17,600,000)	エレベータ大規模改修工事
備品購入費			職員端末機器購入
合計		40.155.538	

【資料 21: 御嵩町新庁舎建設基本計画 ライフサイクルコストの算定 および 令和 4 年度 現庁舎に係るランニングコスト資料】

第8章 まとめ

御嵩町の新庁舎等整備事業では、総事業費として78億円が計上されている。

この78億円に関して、単純に金額を近隣自治体における新庁舎のみの建設費と比較すると、約3倍程度の規模となる。これは、御嵩町の新庁舎等整備事業費には移転新築にともなう新たな土地の造成工事費として約22.9億円、町民ホールの建設費として約12.5億円、また近隣自治体では新庁舎建設事業費には歳入しない関連経費等が含まれていることが影響している。

令和4年度における78億円の概算事業費の算定については、公募型プロポーザル方式による入札による適正な手続きにより事業者が選定されており、見積方法においても経済合理性が担保されている。

御嵩町の財政状況については、健全化判断比率指標が類似団体中で上位に位置しており、問題はない と判断した。

御嵩町では当該の新庁舎等整備事業に備え計画的に基金を積み立てており、加えて有利な財源(地方債)を積極的に活用するなど、一般財源の投入の抑制、町の負担軽減を念頭においた計画がなされている。令和4年度の財政シミュレーションにおいては、地方債約51億円のうち、のちに国から交付される金額を約24.6億円と見込み、御嵩町の実質的な負担を約26.4億円と試算しているが、健全化判断比率の2指標とされる「実質公債費比率」と「将来負担比率」とも、早期健全化基準となる数値から大きく下回っており、当初の予定通りに78億円の新庁舎等整備事業が進んだ場合の財政計画は合理的であったと判断した。

上記のとおり、新庁舎等整備事業を進めて行く上において町の財源措置の考え方について問題となる 事項は検出されなかった。

地方交付税措置は国の政策であり、将来について記載することはできないが、災害対策、現庁舎の老 朽化・耐震対策に講じるためには、地方交付税が措置される期間において実施すべき事業であったと言 える。災害・耐震対策を優先して新庁舎等整備事業を進める場合には、庁舎建設および地盤強化のため の造成工事は優先するべきと考える。

新庁舎等整備事業が停滞している期間の木材保管費用、現庁舎を利用し続ける場合の運用管理費、修 繕費も御嵩町財政の負担になっている。

また、新庁舎等整備事業が停滞した期間において、建築・土木コストが約 1.3 倍に増加している傾向からも、新庁舎等整備事業計画が遅れるほど町の財政負担が大きくなることが想定される。

緊急防災・減災事業債や市町村役場債に関しては時限措置であることから、適用期間については十分に留意されたい。また、建築・土木コストは現在も上昇中であるため、引き続き動向には留意されたい。 今後の新庁舎等整備事業計画推進においても、基金や交付税措置の利用に基づいて御嵩町にとって有利な財政運営をされるよう検討されたい。

以上